

平成29年第4回

甲佐町議会12月定例会会議録

平成29年12月8日～平成29年12月12日

熊本県甲佐町議会

平成29年第4回甲佐町議会（定例会）目次

○12月8日（第1号）

応招議員	1
不応招議員	1
出席議員	1
欠席議員	1
本会議に職務のために出席した者の職氏名	1
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	1
開会・開議	3
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
日程第3 議長の諸般の報告について	4
日程第4 町長の提案理由の説明について	4
散会	7

○12月11日（第2号）

応招議員	9
不応招議員	9
出席議員	9
欠席議員	9
本会議に職務のために出席した者の職氏名	9
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	9
開議	11
日程第1 一般質問	11
4番 宮本修治議員	11
3番 荒田 博議員	19
2番 佐野安春議員	24
12番 中村幸男議員	40
6番 西坂和洋議員	54
散会	60

○12月12日（第3号）

応招議員	61
不応招議員	61
出席議員	61
欠席議員	61

本会議に職務のために出席した者の職氏名	61
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	61
開議	63
追加日程第1 発言取消申出書について	63
日程第1 承認第7号 専決処分の報告及び承認について	64
日程第2 議案第34号 甲佐町課設置条例の一部改正について	65
日程第3 議案第35号 甲佐町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	71
日程第4 議案第36号 土地の取得について	76
日程第5 議案第37号 工事請負契約の締結について	79
日程第6 議案第38号 指定管理者の指定について	80
日程第7 議案第39号 平成29年度甲佐町一般会計補正予算（第5号）	86
日程第8 議案第40号 平成29年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	101
日程第9 議案第41号 平成29年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）	103
日程第10 報告第42号 平成29年度甲佐町水道事業会計補正予算（第1号）	105
日程第11 発議第2号 道路事業予算の総額確保等に関する意見書について	107
日程第12 議員行政視察研修の報告について	109
日程第13 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について	109
日程第14 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について	109
日程第15 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について	110
閉会	111

1 2 月 8 日 (金曜日)

平成29年第4回甲佐町議会（定例会）議事日程

（第1号）

1. 招集年月日 平成29年12月8日

1. 招集の場所 甲佐町議会議場

1. 開会 12月8日 午前10時00分 議長宣告

1. 散会 12月8日 午前10時23分 議長宣告

1. 応招議員

1番 山内 亮一	2番 佐野 安春	3番 荒田 博
4番 宮本 修治	5番 福田 謙二	6番 西坂 和洋
7番 宮川 安明	8番 緒方 哲哉	9番 本郷 昭宣
10番 渡邊 俊一	11番 本田 新	12番 中村 幸男

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 山内 亮一	2番 佐野 安春	3番 荒田 博
4番 宮本 修治	5番 福田 謙二	6番 西坂 和洋
7番 宮川 安明	8番 緒方 哲哉	9番 本郷 昭宣
10番 渡邊 俊一	11番 本田 新	12番 中村 幸男

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 福島 明広 議会事務局事務長 山本 洋子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	奥名 克美	副町長	師富 省三
会計管理者	古閑 敦	総務課長	西坂 直
企画課長	北畑 公孝	くらし安全推進室長	佐々木 善平
税務課長	井上 幸介	住民生活課長	本田 克典
総合保健福祉センター所長	井上 美穂	福祉課長	北野 太
農政課長	岡本 幹春	建設課長	志戸岡 弘
環境衛生課長	橋本 良一	会計課長	古閑 敦

町民センター所長	中 林 健 次	教 育 長	蔵 田 勇 治
学 校 教 育 課 長	荒 田 慎 一	社 会 教 育 課 長	吉 岡 英 二
農 業 委 員 会 事 務 局 長	岡 本 幹 春	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	西 坂 直
代 表 監 査 委 員	本 田 進		

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

11番 本 田 新 12番 中 村 幸 男

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議長の諸般の報告について

日程第4 町長の提案理由の説明について

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（緒方哲哉君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しますので、これより平成29年第4回甲佐町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告します。

本日の議事日程は議席に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（緒方哲哉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、11番、本田 新議員、12番、中村幸男議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（緒方哲哉君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本件は、議会運営委員会に付託してありますので、委員長の報告を求めます。

7番、宮川議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（宮川安明君） おはようございます。それでは、ご報告いたします。

さきの定例会において付託を受けておりました、平成29年第4回定例会の会期及び日程について、議会運営委員会よりご報告いたします。

去る12月1日に議会運営委員会を開催し、執行部から町長、副町長、総務課長、総務係長、財政係長の出席を求め、正副議長を交え、執行部からの提出案件及び一般質問、その他の案件を勘案し、お手元に配付のとおり、会期を本日12月8日から12日までの5日間と決定をいたしました。

本日は、会期の決定、議長の諸般の報告、町長の提案理由の説明。9日及び10日は、議案調査のため休会。11日は、一般質問。12日は、専決処分案件、条例案件、土地の取得案件、工事請負契約の締結案件、指定管理者の指定案件、平成29年度一般会計補正予算及び各特別会計補正予算、その他、議会提出案件についての審議をいたします。

以上のとおり、議会運営委員会では決定をいたしましたので、賢明なる議員各位におかれましては、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げ、報告いたします。

○議長（緒方哲哉君） 今期の日程については、ただいまの宮川委員長の報告のとおり、決定したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、ただいまの宮川委員長の報告のとおり、本日12月8日から12月12日までの5日間と決定いたしました。

提出案件につきましては、承認第7号、専決処分の報告及び承認について。議案第34号、甲佐町課設置条例の一部改正について。議案第35号、甲佐町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について。議案第36号、土地の取得について。議案第37号、工事請負契約の締結について。議案第38号、指定管理者の指定について。議案第39号、平成29年度甲佐町一般会計補正予算（第5号）。議案第40号、平成29年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。議案第41号、平成29年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）。議案第42号、平成29年度甲佐町水道事業会計補正予算（第1号）。その他、議会提出案件を一括上程いたします。

日程第3 議長の諸般の報告について

○議長（緒方哲哉君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告については、議席に配付のとおりですので、説明を省略いたします。以上で、議長の諸般の報告を終わります。

日程第4 町長の提案理由の説明について

○議長（緒方哲哉君） 日程第4、町長の提案理由の説明を求めます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成29年第4回甲佐町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙な中にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、早速でありますけれども、今期定例会に提出いたしております各議案について、提案理由の説明を申し上げます。

今期定例会に提案をいたしております案件は、承認案件1件、条例の一部改正案件2件、土地の取得案件1件、工事請負契約の締結案件1件、指定管理者の指定案件1件、平成29年度甲佐町一般会計及び特別会計補正予算案件4件の合計10件でございます。

以下、各議案について、順次ご説明申し上げます。

まず、承認第7号、専決処分の報告及び承認について、ご説明申し上げます。

この専決処分は、平成29年度甲佐町一般会計補正予算（第4号）であります。

この補正予算は、10月22日執行の衆議院総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る経費としまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出それぞれ806万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120億120万7,000円といたしております。

今回の補正は、歳出では、投開票事務に係る職員の時間外勤務手当や選挙備品などに806万6,000円を追加し、財源は、県支出金及び繰入金に求めています。

次に、議案第34号、甲佐町課設置条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本件は、役場組織の事務分掌の見直しを行うために本条例の一部改正が必要となりましたので、地方自治法第158条の規定に基づき、ご議決をお願いするものであります。

次に、議案第35号、甲佐町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本件は、人事院勧告に基づき、職員の給料等を改定するため本条例の一部改正が必要となりましたので、地方公務員法第24条第5項の規定により、ご議決をお願いするものであります。

次に、議案第36号、土地の取得について、ご説明申し上げます。

本件は、甲佐町すまいの復興拠点施設整備事業用地の取得に伴い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、ご議決をお願いするものであります。

次に、議案第37号、工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

本件は、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業、府領地区がけ崩れ対策工事の工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、ご議決をお願いするものであります。

次に、議案第38号、指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

本件は、安津橋健康広場グラウンドゴルフ場の管理について、指定管理者による管理運営を行いたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、ご議決をお願いするものであります。

次に、議案第39号、平成29年度甲佐町一般会計補正予算（第5号）について、ご説明申し上げます。

この補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億1,857万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ125億1,978万4,000円といたしております。

補正の主な内容について、まずは歳出からご説明を申し上げます。

総務費では、総務管理費に報償費としてふるさと甲佐応援寄附金返礼品337万7,000円、災害公営住宅整備事業委託料1億3,853万円などを追加しております。

民生費では、社会福祉費で介護保険特別会計繰出金694万7,000円、後期高齢者医療療養給付費負担金898万6,000円などを追加しております。

衛生費では、清掃費で災害廃棄物集積所管理業務委託料5億1,852万9,000円、共同墓地等復旧支援事業補助金3,676万3,000円などを追加しております。

商工費では、観光案内看板等設置工事費862万円などを減額しております。

土木費では、道路橋りょう費で道路維持費の測量設計委託料110万円を減額、道路維持工事2,080万円を追加し、道路新設改良費について、国庫補助率等の減額等により測量設計委託料、町道改良舗装工事、用地買収費、建物・立木等補償費合計で2億400万円を減

額し、住宅費で宅地耐震改修事業補助金200万円、定住促進住宅改修工事、町営住宅長寿命化修繕工事及び町営住宅建てかえ工事などで1,757万7,000円、熊本地震関連費の大規模盛土造成地滑動崩落防止事業で1,844万円を減額、土砂災害危険住宅移転促進事業に900万円などを追加しております。

消防費では、戸別受信機設置手数料に124万9,000円などを追加し、観光・防災Wi-Fi整備工事193万1,000円を減額しております。

教育費では、社会教育費で緑川改修事業に係る埋蔵文化財発掘調査費3,080万6,000円などを減額し、地域コミュニティ施設等再建支援事業補助金に232万4,000円などを追加しております。

災害復旧費では、その他公共施設・公用施設災害復旧費でグリーンセンター集会用施設災害復旧費として7,344万円を追加しております。

公債費では、長期債元金償還金53万4,000円を追加し、長期債利子償還金816万9,000円を減額しております。

その他、全体を通しまして給与改定に伴います人件費の調整を行っております。

次に、歳入について、ご説明申し上げます。

国庫支出金では、国庫補助金に災害公営住宅整備事業費補助金1億314万7,000円、災害等廃棄物処置事業費補助金2億5,926万4,000円などを追加し、道路橋りょう費補助金の社会資本整備総合交付金1億5,612万4,000円、住宅費補助金の社会資本整備総合交付金954万3,000円を減額し、委託金の社会教育費委託金3,080万5,000円を減額しております。

県支出金では、県補助金に平成28年熊本地震復興基金交付金5,090万4,000円、土砂災害危険住宅移転促進事業補助金300万円を追加し、県負担金の国保保険基盤安定負担金22万円などを減額しております。

繰入金では、財政調整基金繰入金8,185万円を追加し、定住促進住宅施設整備基金繰入金50万円を減額しております。

町債では、災害公営住宅建設事業債3,630万円、過年発生災害復旧債6,160万円、災害対策債2億5,930万円などを追加し、過疎対策事業の道路橋りょう整備事業債1億1,960万円、公営住宅建設事業債1,430万円などを減額しております。

次に、議案第40号、平成29年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

この補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ13万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億3,099万円としております。

歳入では、一般会計繰入金13万6,000円を追加しております。

歳出では、保険給付費の一般被保険者療養給付費1億1,096万7,000円を追加し、予備費などで減額を行い、給与改定による人件費の調整を行っております。

次に、議案第41号、平成29年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

この補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,470万8,000円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億6,557万2,000円としております。

歳入では、支払基金交付金で保険給付費交付金1,803万9,000円、国庫支出金で保険給付費国庫負担金1,436万2,000円、財政調整交付金579万8,000円などを追加し、県支出金で保険給付費県負担金657万3,000円などを追加し、繰入金で一般会計繰入金603万3,000円などを追加しております。

歳出では、保険給付費で介護サービス等諸費に6,799万2,000円、特定入所者介護サービス等費に242万2,000円を追加し、高額介護サービス等費から438万円などを減額し、地域支援事業費では、介護予防・生活支援サービス事業費に326万7,000円などを追加し、予備費で減額を行い、給与改定による人件費の調整を行っております。

次に、議案第42号、平成29年度甲佐町水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

この補正予算は、収益的収入及び支出に301万円を追加し、収益的収入及び支出の総額を1億4,860万1,000円とし、資本的支出では、700万円を追加し、資本的支出の総額を1億3,641万5,000円としております。

収益的収入では、営業収益として給水収益に280万円などを追加しております。

収益的支出では、営業費用の配水及び給水費と予備費を追加し、給与改定による人件費の調整を行っております。

資本的支出では、建設改良費に700万円を追加しております。

以上、ご提案いたしました各議案について、提案理由のご説明を申し上げましたが、ご審議の節は、各担当課長に説明いたさせますので、適切なご議決をいただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（緒方哲哉君） 以上で、町長の提案理由の説明を終わります。

以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

明日9日と10日は、議案調査のため休会、11日は、午前10時から本議場において会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。お疲れさまでございました。

散会 午前10時23分

1 2月1 1日 (月曜日)

平成29年第4回甲佐町議会（定例会）議事日程

（第2号）

1. 招集年月日 平成29年12月11日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開会 12月11日 午前10時00分 議長宣告
1. 散会 12月11日 午後2時45分 議長宣告

1. 応招議員

1番 山内 亮一	2番 佐野 安春	3番 荒田 博
4番 宮本 修治	5番 福田 謙二	6番 西坂 和洋
7番 宮川 安明	8番 緒方 哲哉	9番 本郷 昭宣
10番 渡邊 俊一	11番 本田 新	12番 中村 幸男

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 山内 亮一	2番 佐野 安春	3番 荒田 博
4番 宮本 修治	5番 福田 謙二	6番 西坂 和洋
7番 宮川 安明	8番 緒方 哲哉	9番 本郷 昭宣
10番 渡邊 俊一	11番 本田 新	12番 中村 幸男

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 福島 明広 議会事務局事務長 山本 洋子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	奥名 克美	副町長	師富 省三
会計管理者	古閑 敦	総務課長	西坂 直
企画課長	北畑 公孝	くらし安全推進室長	佐々木 善平
税務課長	井上 幸介	住民生活課長	本田 克典
総合保健福祉センター所長	井上 美穂	福祉課長	北野 太
農政課長	岡本 幹春	建設課長	志戸岡 弘
環境衛生課長	橋本 良一	会計課長	古閑 敦

町民センター所長	中 林 健 次	教 育 長	蔵 田 勇 治
学 校 教 育 課 長	荒 田 慎 一	社 会 教 育 課 長	吉 岡 英 二
農 業 委 員 会 事 務 局 長	岡 本 幹 春	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	西 坂 直
代 表 監 査 委 員	本 田 進		

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

11番 本 田 新 12番 中 村 幸 男

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 一般質問

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（緒方哲哉君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しますので、これより本日の会議を開らきます。

本日の議事日程を報告します。

本日の議事日程は議席に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

日程第1 一般質問

○議長（緒方哲哉君） 日程第1、一般質問を行います。

今期定例会の文書による一般質問の通告は5名です。順次質問を許します。なお議事の進行上、かねてからの申し合わせのとおり1議員当たりの質問時間をおおむね1時間として議事運営をさせていただきますので、質問者並びに答弁者の的確な対応をお願いいたします。最初に4番、宮本修治議員の質問を許します。

4番、宮本議員。

○4番（宮本修治君） 改めて、おはようございます。4番、宮本です。

質問事項により質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

まず1点目が小中学校の教育についてということでお伺いしておりますけれども、ICT導入、教育機器の導入状況についてということで、機器の導入状況をお願いしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） ICT教育機器の導入状況についてお答えいたします。平成29年度、今年度予算につきまして小中学校に電子黒板を、普通教室に33台設置しております。内訳といたしましては、小学校にはテレビ型電子黒板を各小学校に6台ずつの計24台、中学校にはプロジェクト型電子黒板を9台設置しております。また児童生徒用のタブレットを全部で111台入れかえを行っております。台数の振り分けとしましては、小学校は学年で1番多い学級の児童数の約半数の台数ということで71台設置しております。甲佐小が22台、白旗小が13台、乙女小が16台、龍野小が20台となっております。中学校は40台設置をしております。また合わせまして教職員のパソコンも老朽化して業務に支障が生じたので全教職員の99台のパソコンを入れかえを行っております。また周辺機器、プリンター、サーバー等の入れかえも同時に行っているところでございます。ICT教育機器を導入いたしましたので、先生方に活用していただくよう昨年度から本年度も電子黒板の活用についての研修会を実施しております。以上になります。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） 導入に当たっては各小学校、教職員の方々も導入されたということですがけれども、ICTの今後必要な台数、また附属設備の不足に対応するための費用

はお幾らぐらいかかるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） ICT教育機器の今後必要な台数また附属設備の不足、それに対応する費用等についてお答えさせていただきます。先ほど答弁させていただきましたとおり電子黒板については普通教室に設置しております。今後は特別支援学級や特別教室、理科室や家庭科室、また体育館に必要なようになってくるのではないかと考えております。それを踏まえまして電子黒板についてはあと約30台必要になるかと思われまます。また児童生徒用のタブレットについては先ほどいいました学級の半数ですので少なくとも今導入している台数、あと111台は必要になるかと考えております。なお文科省が第2期教育振興基本計画で目標値に掲げられている台数は3.6人に1台という形になっていますので、小学校にはあと30台程度必要になるかとは思いますが。附属設備につきましては実物投影機やICT機器を設置する台等が必要かと思われまますけれども、実物投影機については各学校で備品として計画的に導入されておりますのであと数年で各学年、各学級に配置ができるものと考えております。今後必要な台数といたしましては、電子黒板が30台、タブレットが111台となり、経費としましては5年リースで考えてまして総額の5,076万5,000円程度、年間1,015万8,000円の経費がかかるんじゃないかと試算しております。そこで導入に当たっては多額な経費がかかりますので町長部局等と協議しながら導入の機器や導入の台数について計画的に導入ができればと考えております。以上になります。

○議長（緒方哲哉君） 4番。

○4番（宮本修治君） 文科省の3.6人に1台となっているわけではございますけれども、ICT機器が財政の状況も踏まえたところで、2人に1台と、タブレット当たりを。それに特別支援学級にはまだ設置していないと。家庭科室とか理科室にも設置していないということで、5年リースで総額5,076万5,000円と、年間にすれば1,015万8,000円となることは多額な経費がかかるということになりますけれども、この点を踏まえて財政上問題もありますけれども、教育長はどういうお考えをもっておられるかお聞きしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 教育長。

○教育長（蔵田勇治君） ICT教育の今後の方向性ということでございますけれども、現在世界全体、国際化が進んでおります。また情報化が急速に進展しているこの現状から未来社会を展望いたしますと、AIといわれる人工知能が生活の中の至る所に入り込んできております。ICTすなわち情報通信技術を使いこなすということは、欠くことのできない未来の技術になってくるといふふうに思っております。また教育の分野におきましてもICTを使った教育は今後ますます普及いたしまして、大学入試におきましてもICT機器を使った試験、これはCBTといいますが、が導入される方向で現在検討されているということをお伺いしております。ICTで学んだり、ICTを使いこなすことは子どもたちにとって将来欠くことのできない生活技術になってくると思われまます。このことを踏まえまますと、子どもたちの未来を考えたときICT教育は極めて重要であると考えまます。また本庁の掲げる学力県下トップ構想の実現のためにも重要であり、今後他市町におくれ

ることなく、むしろ県下の先端を歩むICT教育の先駆的教育の先進町として充実させて行きたいと考えておりますが、ただ経費が必要になることでもありますので、全体的な予算の計画の中で慎重に計画的に進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） 経費的に多額の予算がかかるということではありますけれども、4校ですかね小学校あたり5台とは言いませんけれども、せめて特別支援学級あたりは入れていただきたいと思います。特別支援学級に概算で入れるとしたら大体何台ぐらいになるわけでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 特別支援学級については3クラスあったり1クラスという、学校によって差がありますけれども、大体平均すると2台ですので、中学校まで入れて約10台が必要になるかと思っております。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） ぜひとも早急に、今後必要な台数としては111台ですけれども、答弁があったように10台程度であれば早急に支援学級の分もお願いしたいと思います。ICT教育関連はお医者さんに聞きますと、読み書きができないようになるんじゃないか、機器を導入するに当たってまだ携帯等も持たせてないと、教職員から指導があるにしたがってするわけですけれども、いろんな批判的なこともあると思います。恐らくアンケート調査もされていると思います。親御さんあたりの、いい面もあれば悪い面もあると思います。ただ小学校の生徒から見た場合のアンケート調査をされておると思いますので、その結果をお願いしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長

○学校教育課長（荒田慎一君） 児童生徒から見たICT教育のアンケート調査ということでその質問にお答えさせていただきたいと思います。児童生徒から4月に小学校4年生から6年生、中学生にアンケートを実施しております。その結果につきましては学習に取り組む態度ということで、楽しく学習ができた、授業に進んで参加ができたなどの5項目全てにおいて、思うという回答の児童生徒の割合が90%を超えております。また嗜好・判断・表現では必要な情報を見つけることができる、自分の考えを深めることができるなどの4項目で93%を超えており、自分の考えでわかりやすく伝えることもできるということが86%ということで、ほかの項目からは低い数字となっております。共同学習面では友達と協力して学習ができる、グループ学習に進んで参加することができるなどの5項目全てにおいて92%を超えております。電子黒板の活用では、電子黒板等を使った話し合いは学習の役に立つ、電子黒板等の授業をもっと受けてみたいなどの4項目で94%を超えておりますが、電子黒板を使って発表してみたいが76%と低い数字になっております。タブレットの活用では、タブレット活用の学習はわかりやすい、タブレットを使った発表はわかりやすいなどの4項目で88%を超えておりますが、タブレットを使って発表してみたいが

79%と低い値となっております。以上のことから自分の考えをわかりやすく伝えることができる電子黒板やタブレットを使つての発表という項目が低くなっており、そこに課題があるのではないかと思います。ただ7月に実施しましたアンケートについては選択式でしたので、11月に小学校6年生児童93名に対して再度アンケートを実施しております。楽しかった、わかりやすかった、またどういふ点が楽しくなかったか、またわかりにくかったかの理由を記載してもらふアンケートを実施させていただいております。その結果といたしましては、電子黒板を活用した授業では楽しかったが99%ということで、わかりやすかったが100%となっております。これについては意見としましては、電子黒板に書き込みができるや電子黒板を使つて説明するのが楽しいなど、絵や図形など拡大機能でわかりやすい、他の児童の回答も共有できいろいろな考え方ができたという意見が出ており、ただ1%楽しくなかったというが出ておりますが、それについては電子黒板の反応が鈍かったという意見が出ております。またタブレットの活用した授業では楽しかったが91%、わかりやすかったが94%で、意見としては自分で入力や調べ学習や資料作成ができて楽しかった。全員で情報を共有することができわかりやすかったという意見が多数出ております。楽しくなかった、わかりにくかったでは、文字を書く機会がへるので字が練習できない、本や辞書を調べるのが好き、欲しい情報が探せない、探す時間が足りないなどの意見も出ております。今後はこのアンケートを元にICT担当者会議の中で負の部分の解消に向けて協議を行つていきたいと考えております。以上になります。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） いろいろな意見があるようではございますけれども、電子黒板はもとよりタブレットあたりを子どもさん自体が恐らく先生の指導のもと基本から学ばれるとは思いますが、ほとんどの方ができるんですか、このタブレットの操作。それをちょっとお伺いしたい。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） タブレットの操作につきましては先生方にも勉強していただいて操作を教えていただいております。児童生徒につきましては若いというか覚えが早く、操作についてはある程度子どもたちが自由にこなしているような使い方をされているというふうに認識しております。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） 時代の流れでもありますが、ICT機器の教育ということで、なかなか機械をいじるといふのは難しいと思います。それにより先生方にもより一層の努力をしていただき、子どもさん大事にして、基礎から学べるような取り組みをお願いしたいと思います。このアンケート調査をもとに、今後ともされるとは思いますが、教育長の考えとしてはこのアンケート調査をもとに、今後教職員も含めてどういふ指導を行つてまいりたいかという見解をお願いしたい。

○議長（緒方哲哉君） 教育長。

○教育長（蔵田勇治君） 先ほど申し上げましたように、ICTを使った教育、またI

ＣＴを使いこなすということはこれから非常に重要なことになってまいります。学校の教科の学習の中で学習の質を高めたり、理解度を深めたりというための、先生たちの指導技術の研修も今後一層進めていく必要があるというふうに思っておりますし、子どもたちのＩＣＴを使いこなす、そして正しく使いこなすということ、またＩＣＴの技術といいますと一般的にはインターネットに接続したいろんな弊害等についてもご心配の向きも多いかというふうに思います。その心配の払拭、また正しい使い方の指導についても取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○４番（宮本修治君） いろいろ課題はあるようですけれども、ＩＣＴ教育ということで、学校教育課とも先生方とも協議しながらより一層教育に向けた取り組みを行っていただきたいと思います。

２点目は、英語教育等についてということで、お聞きしたいと思います。学習指導要領改正に伴い英語が32年度から小学校で、33年度から中学校でということでお聞きしておりますけれども、甲佐町の場合は前倒しで先行で来年からされるということで、いろいろ英語ですね、我々のときは小学校時代のときは英語と触れ合うという単語単語で勉強した記憶があります。でも教科としては小学校のときはなかったと思います。来年度から30年からということで先行してされるということで、小学校で英語の基本を教えるにあたって先生方の対応をどういうふうにされているのかお聞きしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 英語教育等についてということの質問にお答えさせていただきます。最初に学習指導要領がかわりますということで言われていますのでその内容について簡単に説明させていただきたいというふうに思います。新学習指導要領は先ほど言いましたように、小学校で平成32年度から中学校で平成33年度から全面的に実施されることになっております。今回の改訂の基本的な考えといたしましては３点示されており、まず１点目が教育基本法、学校教育法などを踏まえた、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、子どもたちが未来社会を切り開くための資質・能力を一層確実に育成するということが言われております。２点目が知識及び技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成ということで、よく耳にされると思いますが主体的・対話的で深い学び、アクティブラーニングということになっております。３点目が専攻する特別強化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導要領の充実により豊かな心や健やかな体を育成となっております。その中で先ほど宮本議員がおっしゃいました、主な改善点といたしまして、外国語教育の充実、道徳教育の充実が掲げられており、小学校においては中学年、小学校３、４年生になりますけれども、中で外国語活動、高学年、小学５、６年生になりますが、外国語科といわれる英語が教科になることとなっております。これも甲佐町におきましては平成30年度から英語教育を教科と位置づけ先行実施するということが計画しております。そこで先ほど宮

本議員からも質問がありました、小学校の先生方に対して大丈夫なのかという質問だったと思いますけれども、先生方は全教科担任が教えておられますので英語の基本を教えるにあたっては基礎知識や発音といった問題があるのじゃないかということです。その中の対応としましては、平成29年度、今年度から小学校英語教育の教科化を見据えて、小学校1年生から4年生までの国際理解教育を充実し、児童の外国文化や外国語への興味や関心を高めるためにサングスター・エリンを非常勤として雇用して小学校に外国語指導助手として各小学校に週1回程度勤務していただいております。それとあわせて白旗小学校を平成29年、30年の2カ年に甲佐町の学力充実指定校として外国語教育の指定を行っております。その中で32年から始まる中学年の外国語活動、高学年の外国語科に対応するため先行して誰でもできる外国語活動の授業を目指して取り組んでいただいております。また夏期休業中には小学校全先生を対象に外国語教育についての研修も実施しております。以上になります。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） 甲佐町教育委員会におかれては、平成30年度から英語教育を教科と位置づけて先行実施されるということではありますけれども、中学校と小学校は担任の先生方、小学校は全教科受け持たれていると思います。中学校は単独単独おられると思いますけれども、以前から聞く話では英語の場合は基礎知識がなくて外国人と言ったら失礼ですけども、外国の方とは発音の関連で対応ができないとよくお聞きしますけれども、その点は小学校の先生あたりはまず自分から率先して努力して英語教育に携わってこられるとは思いますが、そういう補助的な方はいるんじゃないかと思いたすけれども、ちゃんとした外国人の方が基礎知識を学ばせて子どもに基礎的なことを教えて対応できるような取り組みが必要ではないかと思いたすけれども、その点は学校の先生方の指導というか、恐らく面々賛否両論で違いたすと思いたす。今までなかったものを教科として認めるということになれば学校の先生方にも率先して英語の教科に取り組むということになりますので、その点は教育長いかがですか。

○議長（緒方哲哉君） 教育長。簡潔な答弁をお願いします。

○教育長（蔵田勇治君） 学校の教職員の、特に小学校の先生たちの英語教育に対する資質の向上といたすか、そういうふうなことが求められております。小学校の先生方自身も不安に思っている先生も多いということからさまざまな研修を行ってきて、その研修への参加の様子を見ますと非常に積極的で、前倒しでやるというような意見も先生方の中からも早く取り組んでいきたいということで前向きな姿勢をお伺いたしたところでございたす。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） 来年から先行されるということで課題が山積みだと思いたすけれども、いろんな先生方とも協議しながら基礎的なことから子どもたちに学ばることができるようにお願いしたいと思いたす。

続いて関連ではありますけれども、道徳教育ということが来年から変わるということで、

道徳教育については後で質問される方がおられますのでこれは省きたいと思います。2番の甲佐高校に対する取り組みについてということでお伺いしたいと思います。取り組みの内容について、甲佐高校に女子野球部ができると聞いておりますけれども、どのようになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 甲佐高校の女子野球部創部についての質問にお答えさせていただきたいと思います。甲佐高校の魅力をはかるために甲佐高校の先生方で協議される中で公式の女子野球部を創設させてはということになり、平成30年度から活動できるよう準備されていると聞いております。その中で10月に中学生を対象に実施されました体験練習には県内外から7人の女子野球部が参加されております。九州内では女子野球部連盟に加入している野球部が3校ありますが全て私立高校となっており、県立高校では甲佐高校だけとなっております。以上になります。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） 非常に女子野球部ができるということで、来年から取り組まれるということでお聞きしてはおりますけれども、それに対しては問い合わせ等いろいろあったようでございますけれども、甲佐高校の存続に向けた魅力づくりに向けた取り組みということで、野球部はまだ県外とか市町村からいろんな野球に関する生徒さんがこられると思いますが、それに伴って寮とかの施設、住居はいるんじゃないかならうかと思っておりますけれども、その辺りはどういうお考えを持っておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 寮等についての質問にお答えさせていただきたいと思います。現在甲佐高校では寮の設置を考えておられますが、寮監や施設管理費等の費用が多額になりますのでその費用をどうするかということで検討されているというふうに聞いております。以上になります。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） その費用面は多額に恐らくなるとは思いますが、空き家対策としては非常にお金がかかるけれども、空き家を寮、下宿等も考えていただくのならばと思っておりますけれども、多額な費用がかかるということで、しかしながら、来年から実施をされるということとなれば、早急に、そういう検討を、検討といっても5年も10年もかかるのではとんでもないことになりますので、早急にその課題に向けて取り組んでいただきたいと思っております。

次に、新聞に掲載されていた公営塾について、質問をお願いしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 新聞に掲載された公営塾の質問にお答えさせていただきたいと思っております。

平成28年度から、コンサルティングの会社と業務委託契約を提携して、専門的知識や経験に基づいて、甲佐高校の魅力化プロジェクト事業としての支援策として公営塾を行って

おります。

これについては、確かな学力や、社会で役立つ生徒ひとり一人の能力にあった個別指導ができるように、放課後の特別指導ができる公営塾を11月6日にプレオープンをさせていただいております。

現在は、講師として地域起こし協力隊2名を採用し、平日の午後4時半から9時までの間開設しており、今生徒が21人参加されております。

今後は平成30年1月に正式に公営塾を開設し、講師としてはあと1名、地域起こし協力隊を採用することとしておりますので、講師3名で事業等を行っていききたいというふうに考えております。

以上になります。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） 非常に、甲佐高校存続のために魅力化づくりということで、いろいろ取り組みはされてると思いますけれども、これに対して、教育長は教育経験の立場から、甲佐高校存続に向けた支援についてどういうお考えをもっておられるのか。また、町長にも、甲佐高校存続に向けた支援策を、両方にお聞きしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 教育長。

○教育長（蔵田勇治君） 甲佐高校の魅力化、行きたい学校づくりということで、高等学校の行きたい学校の要件は何かというようなことを考えますと、さまざまあろうかと思っておりますけれども、一番大きいのは、やはり子どもたちが自分の夢を実現できる、自己実現できるという、そういう学習内容がそこにあるかどうかということ。

また、そのほか、例えば、ずっと打ち込んできている部活動あたりで、自分の力を試せるかどうかとか、いろんな要素があろうかと思っておりますけれども、さまざまなそのような魅力づくり、学校と連携しながら有効な魅力づくり、地域の子どもたち、また、保護者の方々が行ってみたい学校、やりたい学校になるような魅力をつくっていけるように、学校と連携して取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（緒方哲哉君） 町長。

○町長（奥名克美君） 甲佐高校の存続に向けた町の支援といったことにつきましては、ちょうど10年前に私が町長に就任させていただいたときからの重要案件というふうに考えておりますし、政策マニフェスト、これは3期ともそれぞれに項目として掲げさせていただいているところであります。

郡内には3つの公立高校がありますけれども、その1つが甲佐高校であります。非常に長い伝統の中で本町の経済効果、あるいは交流人口の増、町の広報、それから人材確保・育成と、そういったさまざまな面で果たす役割は大きいと思っておりますし、この高校があるか、ないかということでは、非常に町に与える影響も大きいというふうに考えております。

そういったことから、現在、県内でもいろいろな高校の存続問題がありますけれども、甲佐高校に関しましても、そういった大きな事柄につながらないように、やっぱり早目早

目の先手の政策が必要だという思いで、これまでもおったような状況であります。

町としても、特色ある学校づくりを進めていくことが将来にわたっての生徒増にもつながっていくことと思っておりますし、また、町と、それから甲佐高校とのいろんなコラボレーションも考えるわけでありまして、さまざまな観点から、甲佐高校のこれからの独自性を検討してきたところでもございます。

具体的には、平成27年度に甲佐高校支援検討委員会を立ち上げまして、支援策等の検討を行い、また、平成28年度には、高校魅力化プロジェクトに関しまして、実績のある業者と委託契約を結ばせていただいて、先ほど、課長からの報告があったとおりでありますけれども、まず、魅力化の第一弾として公営塾を開設させていただきました。

それから、議員も御指摘のとおり、平成30年度には女子の野球部の創部されるというふうに聞いておりますので、女子の野球部と公営塾、これを充実させることで生徒数の増も見据えていきたいと考えております。

今後、さらなる魅力化に向けまして支援を行っていきたいと考えておりますけれども、支援策については、これは当然、事業内容も精査しながら、それと、やはり震災後からの復興・復旧に多額の経費がかかっておりますので、当然、財政的な面も考慮しながらいかなくちやなりませんけれども、効率ある支援を行っていきたいというふうに考えております。

やはり、負担については、その受け皿のすみ分けは、当然必要になってまいりますし、まずは、せんだって学校側のほうとも、今後の事業計画等について十分に精査されまして、今後の運営等を示した内容を町側にもお示しいたげて、町として、じゃあ何ができるかというようなことを真剣に取り組みたい。考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） ありがとうございました。

甲佐高校の存続などの魅力づくりということで、一人でも若者が甲佐町に残って、甲佐高校の魅力づくりに当たっては、甲佐町の魅力づくりということで、甲佐町の大いに世代交代で、若者が残れる町づくりを皆さんとともに協議しながらまいりたいと思いますので、よろしく願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（緒方哲哉君） これで4番、宮本議員の質問は終わりました。

引き続き、3番、荒田博議員の質問を許します。

3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） 3番、荒田でございます。一般質問通告書に基づきまして質問させていただきます。

健康体力づくりというくりにしまして、3項目ほどあげておりますけれども、よろしく願い申し上げます。

まず、なぜこういった部分を聞こうかと思ったかといいますと、本町では近々総合運動公園という部分で公園もつくっていきます。また、日本においては、2020年東京オリンピ

ックということで、今後は、スポーツ熱あたりに力が注がれていって、雰囲気も盛り上がってくるのではなかろうかという部分の中でお尋ねするんですけれども、まず一点目、スポーツジム（鮎緑）の利用状況についてということで、本年からフィットネスセンターを開設して、8カ月ほどぐらいたってるかと思えます。その中で利用状況をお尋ねいたします。

○議長（緒方哲哉君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） お答えいたします。

4月開設時から10月までのフィットネスセンター利用状況については、延べ人数で月平均889名の利用がっております。一日平均34名の利用となっております。

男女の利用者別に見ますと、利用者延べ人数が6,229名のうち、町内の男性が1,482名の23.8%、町外男性が123名の2%、町内女性が3,693名の59.3%、町外女性が931名の14.9%になっております。

また、年代別に見ますと10歳代が39名の0.6%、20歳代が377名の6.1%、30歳代が529名の8.5%、40歳代が621名の10%、50歳代が971名の15.6%、60歳代が1,859名の29.8%、70歳代以上が1,811名の29.1%になっております。

実人数につきましては、8月から報告が指定管理者のほうからありますけれども、月平均で198名の利用となっております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 荒田議員。

○3番（荒田 博君） そういうことで、今利用状況、また、男女別と町内・町外と、年代別ということで教えていただきましたけれども、その中で利用者の中にもいろいろ利用されてお気づきになられたこと、こういったことが改善したらいいんじゃないかというような声もあるんじゃないかならうかと思えます。そういった部分の聞き取りのあたりはどういうふうにされてますでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） お答えいたします。

毎月一回指定管理者と管理運営業務について検討会を行っております。この中で指定管理者が常時設置しておられる利用者意見箱への意見や、苦情の内容に対して行った対応策について報告をしております。

内容的には、運動教室の内容及び時間の変更であったり、新規教室の提案であったり、勤務スタッフの紹介の掲示をしてほしいという内容でございます。

また、どうしても指定管理者では解決ができない施設整備等については、当センターが検討し、対応するようにしております。

今議会の補正でお願いしております南側駐車場への照明設置工事ですが、夜間フィットネスセンターを利用されている方々の御意見から、町側にて検証いたしまして、利用者の安全・安心の利用のためには必要と判断いたしまして、補正での対応をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 荒田議員。

○3番（荒田 博君） そういうことで、そういった利用者の声の吸い上げもしているということでございますので、今後、またさらに利用される方が使いやすいような工夫をされていって、また、時間をおいて、このことについてはお話ししたいなと思っております。

その中でも10代から30代、40代ぐらいまでの利用者、特に、人数で見ると60代から70代の方が、結構大半いらっしゃるのかなと思いますので、そういった若者向けの教室等の部分の工夫も今後考えていただければと思います。

では、次にいきます。

I・YOUスポの会員数と活動状況についてということでございますけれども、震災から、そういった部分でスポーツ等に從事されてる方が時間がないとかいう部分もありますものですから、減ってるのではなからうかということでお尋ねしたいと思っておりますけれども、現在の状況をお尋ねいたします。

○議長（緒方哲哉君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉岡英二君） I・YOUスポーツクラブ甲佐町総合型地域スポーツクラブの状況についてお答えいたします。

このクラブは平成19年度から設立準備委員会を発足しまして、平成21年度に甲佐町総合型地域スポーツクラブI・YOUスポーツクラブということで設立いたしました。現在、9年目となっております。

会員数につきましては、直近3年間についてお答えします。平成27年度は正会員・賛助会員合わせまして108名、平成28年度は震災の影響によりまして76名というふうに大幅に減少いたしました。しかしながら、平成29年度は173名ということで大幅に増加しております。過去最高の会員数ということでございます。

活動につきましては、サッカー、柔道、バスケットボールのほか、9種目を週一回から二回の2時間程度ということで活動しております。今年度からは新たに6月からノルディックウォーキング教室を、10月からはトランポリン教室を開講いたしております。

また、県内・郡内の活動状況については、まず、郡内では本町を含めました4町が活動しております。各町の種目につきましては、山都が10種目、御船が12種目、嘉島が7種目、本町が9種目ということで、益城町につきましては、平成24年度設立してありますけれども、昨年から本年度まで震災の影響により、現在もまだ休止をしているというような状況でございます。

県内では、平成29年度2月の数字でございますけれども、本町のクラブを含めた14市、20町、6村で68のクラブが活動しております。また、設立に向けた準備をしている地域が3市あるという状況でございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 荒田議員。

○3番（荒田 博君）　そういうことで、私が懸念してた部分と裏腹に、今年度は100名ほど増加しているということでございます。その増加の原因、要因となったのは何でしょうか。

○議長（緒方哲哉君）　社会教育課長。

○社会教育課長（吉岡英二君）　増加の原因ということでございますけれども、会員につきましては、平成21年度の立ち上げから増減を繰り返しております、平成25年が153名のピークということで、それから伸び悩んでいたところでございますけれども、今年度6月から新たにノルディックウォーキング、10月からトランポリンという、先ほど申し上げましたけれども、非常に我々も会員増加に努めていたところでございます。その甲斐もありまして、現在173名ということになっておりますけれども、毎月「I・YOUスポーツクラブだより」というものを町民の方々に回覧しております。また、教室の開催時間や会場などを掲載して、PRにも非常に努めているところでございます。

　今後は、また、公民館の出前講座とか、そういった連携をしながら、町民のニーズを聞きながら、会員増加のための対策を行っていきたいというふうに思っているところでございます。

　以上です。

○議長（緒方哲哉君）　荒田議員。

○3番（荒田 博君）　そういうことで、継続した広報活動等が実を結んだということでございますけれども、本年から新たな種目をされたということで、その部分でも増えたということでございます。

　そういった部分で、取り組みについては工夫されておりますけれども、そういった三番目にも関係はありますけれども、そういった各教室等、I・YOUスポに関しては、会員制の総合スポーツということで、会員の中で指導者等を決めてされてるということではございますけれども、本町においても、平成31年には小学校の運動が社会体育に移行というような、全国的な取り組みでございますけれども、そういった部分で指導者、教える方が本町においても、今は長年されてる方が多いのではないかとということで、本町出身のスポーツ選手等もいらっしゃいますけれども、そういった方々が今後帰ってきたときに、町において、町と一緒に、そういったスポーツを盛り上げていくという部分でも、こういった社会体育の指導者の育成というのが、本町においても必要ではないのかなというふうに思いますが、今後、町の取り組みとしてはどうお考えでしょうか。

○議長（緒方哲哉君）　教育長。

○教育長（蔵田勇治君）　社会体育スポーツの指導者の確保というのは、社会体育スポーツの充実、そして、振興のためには、大変大きな課題であるというふうに思っております。また、小学校の運動部活動が社会体育に移行することも踏まえ、なおさら、社会体育指導者の確保というのが、今後大きな課題になろうというふうに思っています。

　そのため、さまざまな方策をとっていきたくと考えておりますが、その1つとして、先ほど、議員おっしゃいましたように、本町出身のスポーツの経験者、または指導経験者、

また町内に在住されております指導ができる方々あたりをしっかりと把握いたしまして、指導者のデータバンク等をつくりまして、その方々に研修の機会を与えたり、また、いろんな指導者を必要とする、社会体育をしようとする方々に紹介したいというようなことにも、今後、取り組んでいけたらどうかというふうに考えているところでございます。

○議長（緒方哲哉君） 荒田議員。

○3番（荒田 博君） そういうことで、そういった指導者のデータバンクを創設するというような取り組みも検討していくということでございますので、ぜひそのあたりも力を入れていただきたいと思います。思っております。

続きまして、2番になりますけれども、災害復旧についてということでございますが、本議会の初日に全員協議会のほうで説明がありまして、進捗についてということで、実際、不安しておりました、入札等が大丈夫なのかということでございますけれども、入札が不落になっていましたけれども、全員協議会の説明の中では、来年度1月に、もう一回募集をするということでございました。

また、各項目については、ほかの議員の方が後で質問されますので、中身については、質問ということではないですけれども、私の考えというか、思いでどうなのかなというのがありますので、そのあたりをお話させていただいて、町長の考えをお聞きしたいなと思っております。

白旗、乙女については、今度の1月の今後の入札の経過を見ないと、実際、問題が間に合うかどうかという部分はわからないのでございますが、甲佐町役場裏にできます子育て支援住宅と、公営住宅の中での図面を見せていただきましたけれども、当初の話では一家に1台じゃなくて、2台ぐらい必要じゃないかというような公営住宅の中でお話をしたこともありますけれども、図面を見させていただきますと、1台分ぐらいの確保に、公営住宅にはあってるのかなと。

その中で防災公園というふうに真ん中にありますけれども、その中に駐車場を設けてありますけれども、今のレイアウトを見せていただくと、その駐車場にも利用されてしまうのではないかなと。で、公園を利用される方が駐車場がないというふうになって、本町の駐車場を利用されるのではないかと。もともと、甲佐町の役場の駐車場も会議等が重なるととめるスペースがないというような状況でございます。

そのあたりで駐車場の確保というのは、今後、町として必要性があるのではないかとというふうに、私はちょっと思ったところでございます。そのあたりを踏まえて、町長はどうお考えでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 今、計画しております役場の裏の災害公営住宅の駐車場についての質問だろうと思えます。

図面をしっかりと見ていただくと、わかりますけれども、当初、それぞれの世帯に駐車スペースがあります。それと別に、汚水柵のエリアのところにも1台止められるようにということで、そのスペースも確保しているということでありますので、一世帯に1台という

わけじゃなくて、それ以上に駐車できるスペースは確保したということで御理解いただきたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 荒田議員。

○3番（荒田 博君） そういふことで、今の町長の答弁で、ちょっとすみません。私の確認不足だったということでございます。すみませんでした。

そういふことで、今後の方針等は、今後の経過を見てみないとわからないと思いますけれども、町長の考えとしては、早急に復旧について、間に合わせていきたいという思いでしょうから、そのあたりのくどくどくなるかと思うんですけども、一応、町長の考えを聞いて、この質問については終わりたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 議員ご指摘の入札不調の件についてでありますけれども、お話のとおり、せんだって全員協議会の中で、その概要、それから、今後の対応等についても一応の説明は申し上げたところであります。

報告したときの話と重なりますけれども、町といたしましても入札不調の報告を受けまして、すぐに県に対しまして早急な対応を要望したところであります。

県とされましては、入札資格要件等の見直しを行われて、12月中に再度入札公告を行うというようなことになっております。

今後、甲佐地区の災害公営住宅の建設も控える中、ほかの自治体におきましても災害公営住宅の建設計画が進んでまいります。そういったことで、ますます工事の入札については、厳しい状況も予想されますので、町といたしましても、引き続き早期の着工、それから、完成に向けた県の動向を注視していきたいというふう考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 荒田議員。

○3番（荒田 博君） 今、町長の答弁をお聞きしましたけれども、復旧に向けて、どの町の取り組みも足並みをそろえてきて、なかなか厳しい状況でございますけれども、ぜひとも計画どおりに実施できることを願ひまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（緒方哲哉君） これで3番、荒田議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時08分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番、佐野安春議員の質問を許します。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 2番、佐野です。一般質問通告書にしたがいまして、質問を行

ってまいります。

今回の質問事項は3項目であります。第一に子育て支援策について、第二に熊本地震、6月豪雨からの復旧・復興について、第三に国保都道府県化についてであります。

まず初めに、子育て支援策について質問を行います。

11月8日から10日まで町議会議員行政視察研修に参加しました。研修先は宮城県村田町が定住促進についての研修、内容は住宅の提供、空き家バンク、補助金、子育て支援などでした。同県女川町は東日本大震災からの復旧・復興について、町づくりの取り組みについて研修を行いました。

この2つの町を視察研修して、研修内容は定住促進と復旧・復興でありましたが、定住促進のためにも、復旧・復興のためにも、多数の項目にわたって具体的な子育て支援策が設けられていることに感心いたしました。

甲佐町と村田町、女川町を比較すれば、項目的に、内容的に村田町、女川町が手厚い支援策を設けていると思えました。全ての項目を同じようにとは言いませんが、幾つかの項目について質問させていただきます。

まず、第一に、子ども医療費無料化についてです。

町は15歳まで中学3年生までを無料としていますが、村田町、女川町だけではなく、既に県内においても、18歳まで無料化を実施している町村自治体が増えております。各自治体のホームページなどで調べてみましたが、県内町村自治体31のうち、14自治体が18歳まで無料化を実施しております。45%が18歳無料化、55%が15歳まで無料化となっております。15歳を下回る無料化の町村自治体はありません。市を含めると熊本市の9歳を除けば、全ての市町村が15歳、または18歳まで無料となっております。

熊日新聞12月7日付報道によりますと、熊本市は来年1月から対象年齢を中学3年生まで広げるとありました。これまでも12歳から15歳へ、15歳から18歳へと無料化対象年齢をどの自治体においても進めております。この流れは間違いなく進んでいくものと思います。近隣自治体においては、美里町、山都町が18歳となっております。

平成29年度3月定例議会においても、このことは一般質問において提案しましたが、町長の答弁では、経費的には当時の調査で約380万円が見込まれるとのことでした。そのときは、子育て支援については、保育料の軽減化、定住促進の助成金、そうした取り組みも理解いただきたい。今後の検討課題として受けとめるとの町長答弁でした。

保育料の軽減化については、近隣自治体の状況を調べてみましたが、山都町など甲佐町よりも軽減化された自治体もあります。また、政府が幼児教育、保育の無償化を固めたとの報道があります。さらに、大学授業料の無償化も条件はありますが、検討をされています。

そこれまで子育て支援策が国を挙げて進んできた時代になっております。2015年町長選挙に当たった町長のマニフェストにも掲げてあります、子育て支援各種施策の子ども医療費助成についても、18歳高校3年生までの引き上げをぜひ実施されていると思います。

町長も議会行政視察研修に同行されておりますが、今現在は、この18歳までの無料化す

る子ども医療費助成制度については、どうお考えでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） これまでも佐野議員のほうから、子育て支援制度の拡充といったことについては、幾度となく質問もただいておりますし、そのときそのとき、私なりの考えも示させていただいたところでもあります。

今回、女川町、それから村田町、私も一緒に同行させていただいて、それぞれの町の独自性を発揮されているなというような感想はもったところでもあります。

今の質問の中の言葉にもありましたけれども、確かに、自治体によっては先進的に進められている。そういったこともありますし、それも甲佐町も追随しておくれをとらないようにやっていくという考え方も非常に、これは大事な議論だと思います。

ただ、やはり町の取り組む政策の中で子育て支援についても、ぜひ、総合的な判断から物事を見てほしいというような事柄も、私の気持ちの中にはあります。

ご指摘のように、人口増対策における定住促進における助成、それから保育料の軽減等もやってきたところでもありますし、新たな施策としては、ご存知のとおり、子育て支援住宅の建設についても、今計画をしておるところで、今後進んでいく事業でもあります。

行政が使う言葉に、財政上の問題という、これは使っているのかどうなのか迷うところでもありますけれども、確かに震災後、復旧・復興に係る経費が非常に莫大な金額が伴っているところでありまして、この後、質問もされるかと思っておりますけれども、そういう状況によって中期財政計画の見通しが非常に厳しいということも、議員には、せんだってからお話もさせていただいているところでもあります。

そういう中であって、やはり半ば永久的に支出としていく、恒久的な支出項目に関しては、これはやっぱり慎重にならざるを得ないというのが、私の今の率直な考えであります。

ただ、今後の国の政策、保育料の無償化に向けた動きとか、いろんな教育の無償化に向けた動きもありますので、そういう動き、国の考え等ということも、今後の施策とすり合わせをやりながら、やはり考えていくべきじゃないかなというふうに思っているところでもあります。

それぞれの自治体の子育て支援については、いろんな競い合いもされているところではありますが、それぞれの自治体の事情もあることでありますので、そういう中で甲佐町は甲佐町としての施策をやっていきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 町長のお話では、現段階では18歳までを決断するということは、ちょっと厳しいようなお話でしたが、財政的なこともあるということで決断については難しいようではありますけれども、私の質問の中でも述べましたように、国においては、財政的な問題ということで言えば、比較は難しいかもしれませんが、私としては、甲佐町以上に厳しい状況があるような気がします。

そういう中で、今、具体的な政策として、保育料の無償化、また教育費の無償化という

ことで、これまでにない大胆な政策を実行されようとしているのではないかというふうに思います。

そういった面では、私としては、財政上厳しい問題も確かにございますが、やることは可能ではないかというふうに思います。今、行われようとしている国の政策について、町長はどう受けとめていらっしゃるのか、よろしかったら答弁をお願いしたいんですが。

○議長（緒方哲哉君） 町長。

○町長（奥名克美君） やはり、今後の国、あるいは甲佐町とすれば、甲佐町を担っていくのは、今の若い人、それから子どもの世代だろうと思います。そういう世代の方々がひとしく教育を受けられる。あるいは、保育についてもそうなんですけれども、そういう子育て世代に対する温かい手を差し伸べておられるという考え方については、私は大いに賛同するところであります。

今後についても、やはりそういった面については、国も町も考えていくべきかなというように思いをもったところでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 国が行おうとしている政策については、町長としては賛成であるというふうなお話だったと思うんですが、私も質問の中で申し上げましたが、財政的な問題もありながら、こういった政策を進めるということは、大変重要だし、思い切った政策ではないかと思うんですが、子ども医療費の15歳から18歳への無償化を広げるということについては、さきの一般質問の中では、その当時で380万円というふうなお話がありましたし、私としては、そのことで町の政策として15歳から18歳になったというのは、今の町の若い世代に対しても、また、近隣の世代についても、甲佐町の魅力を1つあげるものになるかというふうに思います。

18歳無償化については、私としては、町長のご判断次第であるというふうに思います。そういったことでは、ぜひ実行されることを願うものなんですが、町長としてはどうでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 町長。

○町長（奥名克美君） 基本的には、先ほどから述べているとおりでありますけれども、将来にわたっての重要な検討課題の1つということは、十分私も受けとめてるつもりであります。

それと、来年度から国保についても県のほうに移行してまいります。今後は町の負担金がどのような状況で進んでいくのか。この辺もやっぱり見きわめる必要もあるかと思しますので、しばらく、そういう状況も見ることが必要だというふうに考えます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 次の質問に移らせていただきます。

子育て支援策については、村田町や女川町を見れば、これで終わりというものではないというふうな感想をもちました。子ども医療費無料化だけではなくて、その他の施策で甲

佐町においても、すぐにでも実施できるものがあるというふうに思いました。

1つはブックスタートという制度です。ホームページを見れば、ブックスタートとは、ゼロ歳児検診などの機会に、赤ちゃんと絵本を開く楽しい体験をプレゼントする活動で、赤ちゃんと保護者が絵本を介して心を触れ合うひと時をもつきっかけを届けますとあります。

この制度を調べてみますと、県内においても広く実施されております。県内45自治体の中で26自治体の実施しています。57.8%の実施率です。上益城郡においても、益城町、山都町が実施しております。

費用としては、絵本と絵本を入れるバッグだけですので、大きな財源を必要とする事業ではないと思います。

町の子育て支援策として、ぜひとも取り入れてはどうかと思いますが答弁をお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それでは、ブックスタートという取り組みについて答弁いたします。

ブックスタートについては、先ほど、佐野議員がご説明されたとおり、県内の状況、目的、そのとおりでございまして、これについてはNPOブックスタートジャパンが発行しますブックスタートパック、これは絵本が一冊入って、その中に袋もつけてまして、その中にいろいろ自治体からの子育て支援や図書室の蔵書絵本一覧等を入れて、新しく生まれられて新生児にプレゼントするという形で実施されております。

本町におきましては、ブックスタート事業は取り組んでおりませんが、絵本の読み聞かせ推進対策としましては、保健福祉センターでの乳幼児を対象としたピカピカ1歳教室にて、身体測定や問診のほかに、絵本の読み聞かせ教室を行っております。また、町の図書室においては、お話の部屋にて、月一回、ボランティアにより絵本の読み聞かせが行われています。

ご質問のブックスタートについては、自治体パックの購入価格が1セット当たり、大体600円から1,500円の間ということですので、また今後、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 確かに、今実施されてるお話会とかいうことを毎月実施されてるということは、素晴らしいことというふうに思います。

絵本の読み聞かせは、赤ちゃんにとっても、お母さんや保護者の皆さんにとっても、もちろん子育てにとっていい体験になるというふうに思います。

最近ではありますが、私も町図書室一角の絵本のコーナーに入りましたが、これは町としてもいい企画だというふうに思っております。

今実施してるそういったお話会に、もう1つ絵本をプレゼントするブックスタートとい

う制度を設けることは、さらにいいものになるというふうに思います。そういったところで、ぜひご検討をしていただきたいというふうに思います。

次の質問に移らせていただきます。

子育て支援策で、次にお尋ねいたします。出産祝い金です。

現在、町では第3子から10万円の祝い金を送っています。この祝い金を第1子から送ったらいかがでしょうかということです。村田町では第1子から20万円、第2子からは10万円の祝い金を送っております。郡内においては、山都町が第1子3万円、第2子5万円、第3子10万円、第4子以降は20万円の出産祝い金を送っております。県内町村で出産祝い金制度を実施している自治体を見ますと、私が調べました9の自治体では、第1子から祝い金を送っております。子育て支援策の拡充として、有効な施策であると思いがいかでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それでは、出生時祝い金についてご説明いたします。

出生時祝い金につきましては、過去5年間の状況については、添付しています資料のとおり、平成26年度は18人と少なかったのですが、20人強という状況で毎年度推移しております。平成28年度は出生者数が78人でしたので、3子目の占める割合が33%という状況でございます。

また、郡内での取り組みについては、先ほど、佐野議員がご説明されたとおりでございますけれども、今後の取り組みについては、先ほど、町長がご説明申し上げたとおり、子育て支援対策の一環としまして、少子化防止対策としての多子世帯の支援という形で、総合的に、今後検討していくということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 甲佐町におけるこの制度は、平成10年に、今お話がありましたのが、児童の増加と若者定住策としてつくられたものですが、時間の経過とともに、制度の拡充は必要なことかというふうに考えます。ぜひとも前向きに検討されることというふうに思います。町長一言、出生時祝い金で。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 全体的なお話からすると、先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、この制度については、以前は3万円だったというふうに記憶しておりますけれども、私の代になりまして、これを拡充して、現在の3子目からの10万円に引き上げたという経緯もあるということもご承知おきいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 県内の各自治体の状況を見ますと、この件に関しては、特に過疎が進行しているところは、例えば、第1子20万円とか、第3子30万円とか、すごいのは第5子に至っては50万円というようなところも設けるというようなことがあります、どこ

の自治体も第1子からお祝い金をやっているとこのようなこともありますし、甲佐町も、いわば過疎に属する自治体になるかと思うんですが、そういったところでは、第1子からということをご検討いただきたいというふうに思います。

次の質問に移らせていただきます。

子育て支援策の最後になりますが、就学援助制度については、今年3月定例会において、周知方法の改善について質問しております。

その質問の中で町ホームページにおいて、要項及び様式についての周知の改善として、掲載するよう準備を進めているとの学校教育課長の答弁をいただいておりますが、約9カ月が経過してはいますが、周知の改善は進んでいますでしょうか。お願いします。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 今、周知の方法ということでの質問にお答えさせていただきますと思います。

ホームページ掲載につきましては、3月議会で答弁しましたとおり準備を行っておりますということでしたが、今、教育委員会の規約要項全ての見直しをしまして、載っていない部分全て掲載するように今準備をしております。

予定としましては、定例会終了後にホームページ規則の見直し等があるということですので、列規集の見直しがありますので、そのときに掲載したいというふうに考えております。

また、要項等につきましては、2月に保護者に通知しますので、1月までには様式を載せたいというふうに思っております。

以上になります。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） できることは、早期に実現することが町民に対する行政のあり方であるというふうに考えます。ぜひ、早目に実行されるように思います。

続いて、就学援助金の小学校入学前支給についてです。

このことも同じ議会において質問を行い、学校教育課長の答弁として、申請方法の変更、また予算の確保の検討があり、課内で協議しながら郡内の町にも情報を収集しながら検討させていただければと考えていますとありましたが、この件についてもいかがでしたでしょうか。変化はあったのでしょうか。協議はされたのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 小学校の新入生への入学前の支給についてのご説明をさせていただきますと思います。

本年度の取り組みといたしましては、申請の時期や所得などの確定など、問題点を課内で協議を行っております。

その課題解決といたしまして、既に実施しておられます熊本市、また天草市に確認を行いました。その結果、両市とも新入学生、新小学校1年生、新中学校1年生を対象に援助費のうち、入学に必要な学用品及び通学用品の経費の一部を入学前の3月に支給されてお

ります。

あと、援助については、入学後の申請をしていただいているということでしたので、甲佐町としましては、新中学1年生については、今小学校6年生の3月に支給していますので、新小学校1年生には両市が実施しておられます援助費のうち、入学に必要な学用品、また通学用品の経費の一部を入学前に支給できるよう前向きに、今検討を行っているところでございます。

また、郡内にも確認させていただきましたが、益城町が入学前の支給について検討されておりますので、益城町とも情報交換を行いながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上になります。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 前向きにご検討されてるということで、ぜひ早目に実施できることを願っております。

では、質問事項の2番目の熊本地震・6月豪雨からの復旧・復興についての質問を行います。

まず、財政問題についてであります。

さきの宮城県女川町においての研修で、東日本大震災からの復興についての質疑・応答の中で、奥名町長は復興についての財源で、町からの持ち出し分はどれくらいなのかという質問をされまして、女川町からはほとんどないとの回答がありました。

女川町の東日本大震災の被害額は、推計で約785億円、甲佐町は提出いただいた資料によれば、約120億円でした。これも全てを網羅したものではないと思いますが、被害額において、女川町は甲佐町の約6.5倍です。

ここでは、財政問題に絞りますので、人的被害については触れません。復興についての財源で、甲佐町はたしか、そのときの町長のお話で、おおよそ8億円というふうに話をされたと思います。町からの資料の提供では、熊本地震・6月豪雨の被害に対する町からの持ち出し分、実質負担額は8億5,670万円となっております。

東日本大震災においては、特別措置法がつけられ、地元からの負担はほとんどゼロになってるというふうに思います。熊本地震においては、特別措置法はつけられず、復興基金がつけられ、そこからさまざまな支援が行われていますが、町長も話されたように、地元負担があり、これが自治体財政を圧迫する懸念がどうしてもあるというふうに思います。この地元負担という財政問題をどのように解決されようとしているのか、お尋ねいたします。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 今の議員のほうからご紹介もありましたとおり、今回の女川町、それと以前は、現在の長岡市（山越村）、そちらのほうに視察に行ったときに、必ずといっていいほど、そのときの町の自治体の負担はどうでしたかというようなお話をさせていただきます。

今回についても同様の質問もしたところでありまして、実質負担はゼロというよ

うな回答でありました。議員おっしゃるとおりであります。

それで、特に、女川町においては、ご指摘のとおり、東日本大震災の後、特措法がつくられて、きちんとした財源確保がなされているというような理由もあるかと思えますけれども、今回の熊本地震においては特別措置法がつくれなかったというようなことで、その代替策として、500何十億でしたか、復興基金のほうを活用していただくようなというような指示があります。

これまでもいろんな復興基金を活用したところで、被災者に対する支援も徐々に拡充してきたところでありますけれども、なかなかこれが今度は町が直接的に活用しようとなると、例えば、国庫補助事業にないやつに、その町に配分された復興基金を使おうとしても、半分はまた町の負担が要りますとか、いろんな制約等もあるようであります。

そこで、上益城郡においては、できる限り同一の歩調を取りながら、この復興基金をうまく活用していこうというようなことを申し合わせしているような状況にあります。

それと、通常の事業等についても、やはり中期財政計画の見通しとも勘案しながら、やはり効率ある財政を投資しなければいかんというように考えておりますし、復旧事業についても、きちんとした精査を行いながら事業を進めていこうというようなことも庁舎内では話し合いを続けているようなところであります。

それと、せんだって全国の町村長大会も開催されまして、東日本大震災、もちろんですけども、熊本地震に関しましても、復旧・復興対策として、新たな補助制度の創設、それから補助率のかさ上げ、地方負担分に対する十分な財政支援など、中長期的な予算の確保を含めて、東日本大震災も踏まえた特別の措置を講じるよう要望を決議したということでもあります。

今後、いろんな関係機関等に対しましても、いろんな団体から、そういう要望活動等をやっていくようなことになるかと思えますけれども、私自身といたしましても、地元の国会議員の先生、それから県に対しましても、こういう窮状を訴えながら、引き続き要望活動を展開していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 財政的に、こういった地元負担をいかに、今ある8億5,000万円ほどということですが、ご苦労されてるかと思うんですが、見通しとしては、縮小化するとか、最小化するとかいうようなところは見えてますでしょうか。見えてないでしょうか。どうでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時39分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） これまでにお示ししている中期財政計画の見通しでいくと、平成33年度においては2億数千万円の財調基金残というような状況になるという、いうならば危機的状況も見据えながら、今後の対応をやっていかなくちやなりませんけれども、これが決算ベースでの数字ということになりますので、そういう状況に陥らないように、やはり復旧・復興を進めていかなくちやなりません。

ですから、先ほどから申し上げているようなさまざまな手立を講じながら、そういう危機的な数字のような財政状況にならないように、職員ともどもいろんな知恵を絞りながら対応していきたいということでもあります。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 町としても、大変苦勞されているというふうなことがあると思いますが、町長もお話があったように、やはり、これは町だけで解決するのはなかなか困難な面があるというふうに思います。県、また国、または政党や国会議員等、やっぱり強く働きかけがこれ必要だというふうに思います。そういった面で、やはり国がその面で動いてもらうというふうなところまで、ぜひ働きかけを強くまた継続をしていただきたいというふうに思います。

それでは、次に質問に移らせていただきます。

本年の3月定例議会において一般質問を行っておりますが、芝原団地の液状化被害対策というのが進んでいるのかということで、進捗状況についてお尋ねをいたします。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは、芝原地区の液状化対策工事についての進捗状況について説明を申し上げます。

この液状化対策事業の進捗については、平成28年度から事業に取り組み、これまでに基本設計を完了しました。その中で、地下水低下法で対策工事を行うこととしております。今年度は、6月から実施設計を行い、その中で地下水の観測、排水ルート of 検討、施工時の仮設工法の検討などを行い、工事施工時にも影響が少ないよう仮設工事を選定し、行っていくこととしております。

工事につきましては、現在、入札の閲覧を行っておりますので、12月中の契約を行い、来年1月ぐらいから着手ができるならばと考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 進捗状況についてはご説明いただきましたが、いろいろ入札だとか、工事のおくれとかいうこともあってるかというふうに思います。

しかし、なかなか町民、住民はそういった面でまだ気づかない面もあると思います。やはり、この液状化対策をするということから実行するまでに、かなりの時間が経過しているというふうに思うんですね。

そういった意味では、やっぱり住民に対しては状況の説明というのを中間的な意味でも、すぐに入札とか工事が実行されなくても、そういった説明は私としては必要ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは、住民に対する説明についてご説明申し上げます。

芝原団地の住民の方には、これまでに説明会を2回ほど開催しております。昨年8月に事業に取り組むいうことを決定したときに、昨年12月に液状化対策工法の概要と今後のスケジュールについて説明を行っております。

前回の説明から若干のおくれはありますが、先日、11月の末に芝原団地の方には今後の予定についてを文書で通知をしたところであります。その中で、説明会については、工事契約者が決定した後に、実際の工程がわかったところで説明会を開催するというようにしております。

工事契約にあたっては、議会のご既決が必要となりますので、議会のご承認を得た後に、来年度の1月中ぐらいには説明を行えればいかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 説明会は2回されたということで、去年の8月と12月ということで、いわば2回目の説明会から約1年ぐらいたってるわけですね。やはり、住民としてはその間1年間というのは長く感じるんじゃないかと思うんですよ。だから、そういった予定を中間的に文書でもいいと思うんですが、説明を入れておくということが、私としては必要ではないかというふうに思います。

そういった点で、被害にあっている住民の気持ちも考えて対応をしていただくようお願いいたします。

次に、この液状化対策については、3月議会においては町長答弁でこの液状化対策事業について、今後、維持管理費が電気代とか発生するかと思うけども、町のほうで負担していくことを決定していると、受益者からの負担は取らないことになりまして答弁されていますが、改めて地元住民からの負担はゼロと考えていいのでしょうか、ご答弁お願いします。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 前回答弁しているとおりでございます。

○議長（緒方哲哉君） 2番。

○2番（佐野安春君） ありがとうございます。

続いて、次の質問に移らせていただきます。

次の質問は、仮設住宅へ期日前投票所ということについて質問いたします。

仮設住宅入居者の選挙における投票箇所は元の住所になっていると思います。多くの仮設住宅入居者の皆さんが、現在の仮設住宅から離れた場所になっております。仮設住宅入

居者で車など交通手段をもたない人は、投票するのに大変不便な状況になっております。10月に行われました衆議院選挙が仮設住宅設置後の初めての国政選挙でしたが、仮設住宅入居者の方は、選挙の投票所は元の住所の投票所になっている、仮設住宅とは離れているし、車もないので投票するのは大変だと、期日前投票所は役場だし、役場もここからは遠いと、バスで出かけるのもおっくうになると、どうにかできないかというふうな意見もあっていました。

11月に視察の行いました東日本大震災の被災地女川町においては、仮設住宅敷地内に期日前投票所を設けておりました。実際の大きさや面積にもよりますが、複数箇所の期日前投票所を県内においても設けている自治体もあります。これからも、およそ1年後には町議会選挙も予定されています。町議会選挙が実施される2019年は、そのほかに県議会議員選挙、参議院議員選挙、町長選挙などの各選挙が予定されております。災害公営住宅建設のおくれや、仮設住宅入居者の行き先が確定しなければ、仮設住宅は存続されるものと思われれます。

12月8日の全員協議会の中で説明された災害公営住宅整備の進捗状況では、入札不調があり、当初計画よりも建設のおくれが起きております。まだ、未確定な部分もありますが、これから想定される状況を考慮し、町民の皆さんに適切な投票所を設置することが望まれると思います。仮設住宅にも期日前投票所などの設置が必要と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） お答えいたします。

まず、町内の仮設住宅の状況について、ご説明いたしますと、町内の仮設住宅228戸のうち、入居されていますのは徐々にではありますけれども、現在、自力再建も進んでいるというふうに思われ、11月30日現在で37戸が空き室となっております、入居戸数は191戸となっております。

それと、今後の選挙に日程につきましては、今、佐野議員おっしゃられたとおり、衆議院議員選挙が10月に行われましたので、今後は、最初に行われますのが、再来年の平成31年の2月に町議会議員選挙、そして4月に県議会議員の選挙、7月の参議院選挙、さらに8月の町長選挙が予定をされております。

それと、仮に期日前投票を実施するというふうになりましたときの人的配置の面を考えてみますと、役場での期日前投票所のほかに仮設住宅にも期日前投票所を設置するというふうになりますので、人員的に投票管理者1名、投票立会人2名、それに事務従事者の職員を3人確保しなければならなくなるということで、平日におきますと、職員の通常業務もあります中での配置ということになりますと、なかなか難しいというふうに思いますし、休日に設置ということでも、ほかにいろいろな問題も発生するのではないかとというふうに思っているところでございます。

一方で、災害公営住宅の建設につきましては、乙女白旗地区の入札が不調に終わったという報道はございましたけれども、甲佐地区も含めました建設は最終的には平成30年中に

は終了する予定であります。それに、自力再建も先ほど説明しましたように、徐々にではありますけれども進んでいくというふうに思っておるところでございます。

そのようなことから、今後、予定されております選挙で最初に行われます町議会議員選挙が平成31年の2月でございますので、これから約1年2カ月あります。それと、災害公営住宅の建設が平成30年中には一応終了するという状況でございますので、その段階になりますと、大多数の方々が仮設住宅からは退去をされるのではないかというふうに思っておりますし、自力再建の方も増えるということで、現段階では仮設住宅に期日前投票所の設置は考えておらないところでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 状況的には、予定としては選挙前に災害公営住宅の建設とか、自立再建でほとんどの方が仮設にはいらっしゃらないという状況になるというお話でしたが、順調に進めばいいんですが、万が一予定どおり進まない場合には、やはり私としては検討が必要ではないかというふうに思います。

期日前投票所にしても、東北の例なんかをみますと、1日であったり、その仮設住宅を巡回して回ったり、そういうふうな形でもできますので、これもその状況次第であります。やろうと思えばできるのではないかというふうに思いますので、その状況も見ながらぜひご検討をいただければというふうに思います。

次に、3番目の国保都道府県化について質問を行ってまいります。

来年度から、国民健康保険について都道府県化されますが、具体的にはどのように変わるのか、町民の皆さんにわかるように説明をいただきたいと、今年度の6月定例会において質問を行っております。

そこでの説明は、都道府県化による仕組みについてのものだったというふうに記憶しております。町民の皆さんが一番関心ある国保税がどうなるのかということについては、来年度からの具体的な国保税の内容は明らかになりませんでした。

そこから半年が経過して、明らかになったものは何なのか。6月定例会での住民生活課長の答弁の中では、納付金、それから標準保険料率の確定は予定では来年の1月だが、来年度予算の関係があるので11月には仮算定をする運びになっていると話されております。11月を既に過ぎていますので、この点の仮算定はできているのでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 住民生活課長。

○住民生活課長（本田克典君） それにつきましては、提出依頼を受けておりました資料で説明をしたいと思います。

資料は2枚ありまして、納付金標準保険税率の算定スケジュールでございます。

大きな矢印の中に、平成30年度納付金等算定とあります。その下に、仮算定が平成29年11月に行われて、標準保険税率が公表される予定でございましたけれども、まだ公表には至っておりません。

この仮算定から平成30年度に県に移行するための数字を使って算定されております。その左にあります、平成29年9月、ここまでは平成29年度に県に移行場合の数字を使って算定されております。

ちなみに、今後の予定としまして、右にいきまして、本算定が1月には行われ、標準保険料率が確定いたします。それを参考に、町の税率案を作成しまして、国保運営協議会の了承をいただいて、3月の定例会に国保税条例の改正案を提案し、保険料率が決定しまして、6月の納付書発行の運びになる予定となっております。

11月の仮算定につきましては、まだ公表されておられません、平成29年9月の標準保険料率算定結果を参考までに、次のページで説明したいと思います。

標準保険料率試算結果、平成29年9月です。これは、表の下、米印にもありますように、あくまで平成29年度に県に移行されたと仮定した場合のシミュレーションでございます。上の表が、現行の甲佐町の税率で、医療分、支援金分、介護分、いずれも現在は所得割、資産割、均等割、平等割の4方式での税額算定で行っております。来年度からの税額算定は、県が標準的な算定方式を下の表のように示す予定とされておまして、その原案によりますと、資産割を廃止、また、介護分につきましては、さらに平等割も廃止予定となっております。

下の表の矢印が上になっているのが現行と比較して上がっている分、下向きになっているのが下がっている分でございます。比較しますと、医療分、支援金分が均等割は上がっておりますが、ほかは下がっていると。介護分は所得割、均等割ともに上がっておりますが、資産割、平等割ともに下がっているということになります。

全体を見ますと、医療分、支援金分、介護分とも保険料は下がり傾向にあるということでございます。県内全域を見ましても、やはり国からの支援によりまして、保険料は下がり傾向にあるということでございます。

参考までに、平成29年9月のこのときの試算で、県が示しております1年間に必要となります一人当たりの保険料のこれは控除前の調定額ですが、これは医療分、それから支援金分、介護分の合計で平成28年度と比較しまして1万616億円下がることとなっております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 仮算定についての説明がありましたが、県が来月、1月に本算定をして、それを受けて町が3月に標準保険料率を参考にして、実際の保険料率を決定する流れになるということですが、何しろ時間がないような気がします、この流れを見ると。

下がるのではないかというお話がありましたが、やはり、もっと早い段階で国保の都道府県化については、国保加入者や町民に知らせるべきではないかというふうに思います。

その点について、加入者、町民に対するお知らせということではいかがでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 住民生活課長。

○住民生活課長（本田克典君） 国保の県への移行につきましては、全国一斉に行われ

る国保制度ができて以来の大改革でございます。

そういうことで、上益城で設置しています上益城地区国保連絡協議会の中で、いろいろと話し合いをやってきたところでございます、その中で周知につきましても同様でございますけれども、町民の方から質問を受けてお答えできることが必要だということで進めてきておったところでございます。

甲佐町としましては、町民の皆様には広報こうさ5月号に、平成30年度から県と町が共同で国民健康保険を運営しますという見出しで掲載をしております。この11月には、平成30年から国民健康保険運営者が変更されますという見出しで、町ホームページに掲載をしております。

ただ、これにつきましては、少し詳しく掲載を考えたいとは思っております。また、国保の都道府県化の周知のチラシをできるだけ早い時期に全家庭を対象に配布をしたいと思っております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 郡内の益城町のホームページに載せてある国民健康保険の財政責任等の都道府県移行についてということは、これまでの取り組みと、これからの流れ、保険税決定のおくれの理由、加入者の周知方法など載せてあり、親切な案内であるというふうに思います。また、国保加入者の方への周知方法について、次のように述べております。

このたびの国民健康保険制度改革は、国民健康保険税の税率や算定方法に影響を与える重要なものです。町としては、早目早目の周知が求めらますとあります。何も決まっていから何もしないではなく、わかっているところについては、なるべく町民の皆さんに知らせていこうというのが重要であるというふうに思います。

これまで保険料率については、町で判断し決定してきたことが、県の決定や判断で決まっていくというもので、これまでの国保運営が大きく変化することになるわけですから、加入者や町民の皆さんへの周知は大事なことと思います。

その点、もう一步努力が必要かというふうに思います、よろしくお願ひしたいと思ひます。

もう時間もございませんので、最後の質問のほうに移らせていただきます。

国保税を上げない、引き下げの実現はということですが、甲佐町の国保加入者の状況を見ますと、平成29年度の加入世帯1,851、被保険者数3,146人、所得200万円未満の世帯数は全体の83.3%、所得200万円未満の被保険者数は2,325人で全体の73.9%になります。年齢別に見ますと、60歳以上の被保険者が1,773人で全体の56.3%、50歳以上になると2,174人、69.1%になります。加入者の構成として、高齢者が主で多くは年金収入で生計を立てている方になると思います。

このような国保加入者の状況を見れば、ほとんどの方が収入の増加を望めない、かえって減少傾向にあります。このような状況の中で、加入者への保険税の負担増はできないと

思います。

このことは、熊本県の市町村国民健康保険支援方針、2016年4月1日付の中で、市町村国保は制度上低所得者や高齢者が多く、他の公的医療保険に比べて財政状況は厳しいという構造的課題を抱えている。保険税収入については、非正規労働者や無職者の被保険者の割合が多いことから、調定額、保険税の増を期待することは難しいとっております。

財政安定化のためには、一つ保険税収納率の向上、二つ後発医薬品活用などの医療費適正化対策、三つ検針や保健指導の推進や重症化予防対策があげられます。このことも大変重要なことではありますが、一番肝心なことは国庫負担率の引き上げがぜひとも必要になる施策であると考えます。

高くなっている保険税をこれ以上は上げない、引き下げる必要性があります。この問題を決定するのは、社会保障制度である国民健康保険制度に責任をもつ国に対して、高い保険料水準の解決をするためには、国に減らされ続けた国庫負担は元に戻してもらうことが一番重要であるというふうに思います。

これ以上、保険税を上げないよう努力いただくと同時に、引き下げが可能であれば、そのことが実現できますよう願うものですが、町長の見解をお聞かせください。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩休憩します。

休憩 午後0時04分

再開 午後0時05分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 議員のほうから国保税を上げない施策ということでのご質問だと思います。

これまで対応してきたような施策とダブルともありますけれども、やはり、まずは保健指導等を含めたところでの医療費適正化を図っていくということだろうと思います。

それと、あとは収納率向上、この二つの項目をさらに充実して積極的にやっていきたいというふうに思います。そういうことによって、税率を上げないことにも結びついていくというふうに考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 時間もありませんが、収納率とかなんかということも、大変努力をされていると思うんですが、基準を見ればもうちょっとかなというところもあるというふうに思います。

あとは、やっぱりなかなか払いきれない人に対して、どうフォローしていくかということもあるかというふうに思います。やはり、払えないから短期でいくとかいうことになっておりますが、そういうことをさせないためのその前段でのやっぱりアドバイスとか、そ

ういったものも必要になるかというふうに思います。

そういうことで、国保もまた都道府県化ということで、これから町の対応も大変かと思いますが、先ほども申し上げましたが、制度の改正等は十分加入者、町民の皆さんに前段でお知らせをして、やっぱり理解、納得をいただいて、制度がきちんと継続できるようにいうふうに思います。

これもちまして、予定されていまして一般質問を終わらせていただきます。

○議長（緒方哲哉君） これで、2番、佐野安春議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。

休憩 午後0時07分

再開 午後1時00分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番、中村幸男議員の質問を許します。

12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） 12番、中村幸男でございます。一般質問を通告書に基づいて質問させていただきます。

まず、第1番目として町民の防災意識や防災知識についてというタイトルで出しております。

これに入る前に、奥名町長、就任されて10年半がたつような状況の中で、やはり防災無線、それに光ファイバー、またくらし安全推進室、過去になかった様なことを取り組んでいただいております。そういう熊本地震とか、時間雨量150ミリ想定して、くらし安全とか防災無線設置されたわけではございませんけど、本当に先見の目があったというようなことで捉えた中で質問をさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

まず、平成28年に発生しました熊本地震及び時間雨量150ミリの豪雨に対して、町の防災組織は機能したかということで出しております。これについて、くらし安全推進室長から、まずお尋ねをしていきたいと思っております。

○議長（緒方哲哉君） くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（佐々木善平君） 議員のご説明につきましては、昨年の自主防災組織の活動を中心に説明をまいります。

町では、昨年8月、熊本地震での自主防災組織の活動状況を把握し、今後の組織育成の基礎資料にするために、活動に関するアンケートというのを実施しております。それによりますと、ほとんどの自主防災組織が発災初期段階から消防団等と連携するなどして、自主的に活動をしておられます。

具体的には、地区内の被災状況の調査、あるいは独居老人宅を訪問しての安否の確認、要支援者の避難所への誘導、地区内の巡回パトロール、それから炊き出しへの対応、あるいは組織が所有している物品等の提供など、震災から、災害から地元を守るという自主防

災としての活動を十分に果たされたと感じております。

そのほか、このアンケートの中で苦勞したこととして、車中泊などもあって人員の把握が十分できなかつた。あるいは組織の方々も多く被災して、人員が十分確保できなかつたという報告もなされております。

さらに、震災を経験して、今後どのようなことが必要かというアンケートに関しましては、組織を立ち上げたばかりで連携がうまくいかなかつた。あるいは訓練していたところは行動に訓練が反映された。日ごろから防災訓練の必要性を感じたなど、自主防災組織の活動に期待をする報告が数多くございました。

町では、町内にお住まいで防災士の資格をお持ちの方1名を自主防災組織指導員に委嘱をし、行政区が独自に実施する防災研修や防災訓練の支援をしております。引き続き、この支援活動を継続させていただきまして、今後とも自主防災組織が地域力をあげ、地元を守ることができるよう、組織の活性化に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（緒方哲哉君） 12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） 室長の説明で理解はしますけど、この組織を立ち上げたのが、町がそれぞれの地域、部落に組織を立ち上げれば10万円を差し上げるということで、ぜひ立ち上げてください。まだ、全部落は組織が立ち上がってないわけですが、それぞれやはりその10万円を有効活用仕方あたりが、どのようになっておるかというような調査は恐らくあつたらないのではないかというような思いをもっております。

特に室長は、4月にまだ就任されて、過去のことはおわかりにならないと思いますけど、ある程度の引き継ぎはあつておる中で、そういう要するに10万円を渡した部落あたりの何を買ったとか、そういう調査はできてますか。

○議長（緒方哲哉君） ぐらし安全推進室長。

○ぐらし安全推進室長（佐々木善平君） お答えいたします。

自主防災組織といいますのは、平成20年に第1番目が設立されました。現在、50行政区のうち41行政区に設立をされております。設立時は補助金が10万円出まして、それについては基本的な資機材、あるいは救助用資機材、救護用資機材、初期消火資機材というように、大体促進事業の対象となる防災資機材を、これを買ってくださいという形でやっております。

それで、今年の8月に各自主防災組織の年間の活動、あるいはどういう資機材をもっているのかというのを私たちのほうで調査をいたしました。自主防災組織が今どういう資機材をもっているのかというのは、町のほうでも把握しているところでございます。

○議長（緒方哲哉君） 12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） そういうことで、室長からこの平成28年9月15日調査ですかね、アンケート。調査を見ますと、やはり一番大事なのはそういう機材あたりをそろえるのも確かに私は大事と思います。ただ、やっぱりそれぞれ甲佐地区、上豊内とか下豊内ございますね。その中で、下豊内が自主防の連絡網は各区域全域の区民で構成されているので、区長を頂点として、区議員、組長、区民の連絡網をぱつとつくつてあるわけですね。そ

ういう、その部落での組織、機材を買う前にまずはその組織づくり、これを優先的に今後やっぱり進めていただきたいと、やはり、組織ができておらんと、やはりその指示する人もおらん、また、あのような地震、豪雨の中で、みんなが経験してきたことのないことであって、とっさのことで動きがとれなかったのは事実でございますが、やはり組織、これがまず一番ではないかと私は思っております。

特に、やはり生命、財産、それぞれの町民を守るためには、私たちも自助、共助の精神をもって取り組んでいかなければならないと思っておりますけど、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） ぐらし安全推進室長。

○ぐらし安全推進室長（佐々木善平君） 組織づくりにつきましては、議員言われましたとおりでございます。

私どもも自助、共助に関する活動は、本来、自分たちの独自でやっていくことではありますけれども、やはり公的の要素も強くあるというふうに思いますので、支援ができるところにつきましては、私たちも積極的に支援をして、そして組織づくりにつなげたいというふうに考えております。

○議長（緒方哲哉君） 12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） そういうことで、ぜひ、まずはまたこの異常気象の中で、本当に何かあるかわからないのが今現状だろうと思います。そういうことで、今後、組織をつくれる方も、組織ができるととも含めて、ぜひこの組織づくりはやっていただきたいと思います。

そういう中において、小中学校及び保育園あたりが、授業時間とか保育園に預かってあるような状況の中で、そういう体制というか、何があってもできるような体制づくりあたりは検討されておりますか。

○議長（緒方哲哉君） 教育長。

○教育長（蔵田勇治君） 私のほうから、小中学校の体制についてお答えいたします。

各小中学校におきましては、災害に関する全体計画といった、危機管理マニュアルが作成されておまして、その中で自然災害等に関する指揮監督体制、連絡体制、避難誘導体制、また、児童・生徒の保護者への引き渡しの体制など、マニュアルが作成されてます。

熊本地震、熊本豪雨災害のあと、各学校のこのような計画につきましては、被災の状況を実際に踏まえて、詳細に見直しをするように指導いたしまして見直しがなされております。

現在、熊本地震、それから豪雨災害を踏まえたところの計画は改編をされてつくられているというところでございます。また、各学校におきましては、災害の写真とか、被災物品とか、そのときの文章とか、そのようなさまざまな被災の記録を防災・減災教育の教材として使えるよう編さんをいたしまして、各学校の震災の記録が作成されております。また、上益城教育事務所においてもつくられておまして、これも郡内の各学校に配られております。

このようなものを使いながら、防災・減災教育も今後充実させていく必要があるという

ふうと考えております。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） 保育園での対策についてご説明申し上げます。

まず、保育園が開所中の場合は、自然災害の場合は、保育園の子どもさんを預かるというような性質上、安全対策を図りながら、学校が途中で児童さんが帰られる、子どもさんが帰られる場合も、保育園については、保育時間内で預かるということで、あとは保護者については連絡網がありますので、連絡網をとっているというふうな状況です。閉所中の場合は、一応保育園の開園については、小学校に準じるということで申し合わせ、私立5園で行われております。自主登園の園児がいた場合は、極力預かるというようなことで対応をしております。平常時においては、避難訓練、最近ではミサイルの訓練あたりもやっているというふうな状況でございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） そういうことで、やっぱり保育園児、小中学生あたりは、本当に先生たちの誘導がなくては動きがとれないのが現実ではないかと思えます。そのいい例が、うちの近くに緑川荘、老人ホームがありますが、毎月、地震後、やはり月に1回訓練をやっておられるわけですね。やはり、高齢者、弱い立場の方であってやっておられます。室内でサイレンを鳴らしながらやっておられるわけです。

だから、やはり保育園児、小中学生あたりも、そういうことで今月の17日ですか、防災訓練がございまして。日曜日ということで、参加はできるかなんかわからんけど、やはり、それも含めたようなことも考えていただきたいと思えます。

次に、まだ書いておりますけど、町長、その点で確かに10万円やって組織がようやく全部落にでき上ろうというような形でございまして、もう以前です、甲佐町のあゆまつり、東京甲佐会から1,000万円、商工業、農業の活性化のためにということで、もうこれは15年ぐらい前だったか、20年ぐらいなると思いますが、造り物1基に対して10万円渡したわけですよ、13基。

その年は盛大にでき上がって、次の年から出てこんわけですね。何でと聞くと、金やらんなら造らんと、だから、この自主防災組織についても、やはり、お金をやるでなくして、やはり自分たちの生命、財産を守るためにというような思いの中で、私は組織をつくっていただきたいという思いで、この質問をしておるわけでございますので、町長その点、今後、組織されるところも含めて、今組織されておるところですよ、組織をまず出していないでしようかということではできないんでしょうか。それが私は一番と思うんですけど。

各部落の区長さんとかを先頭に、消防団、どういう組織で地震、震度5があったときはどういう取り組みをすとかいうやつを町も把握しとく必要があると私は思うわけですよ。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午後 1 時15分

再開 午後 1 時15分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） これまでも、自主防災組織の立ち上げに関しては、必要な機材等をまずは整備していただきたいという思いで10万円、これは県とそれから町と合わせたところで補助金出していたということでもあります。

同時に、おっしゃるようにきちんとした組織づくりをやっていくということは、これ何事をするにしても大事なことでありますので、それぞれの行政区の中にはきちんとした三役がおって会計がおってと、あと婦人部があつてとか、消防があつてと、そういう村の中にも組織をつくってありますので、そういう中での位置づけとして、この自主防災をきちんとした形で行政区のそれぞれに取り組んでいただくということは非常に大事なことであります。

いざというときに、それが機能するかどうなのかということも非常に大事なことでありますので、その件に関してはやっぱり、区長さん方に関しても啓発等もやっていきたいというふうに思います。

○議長（緒方哲哉君） 12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） ぜひ、これが一番と思います、町長この点については、ぜひそれをするによって、町も指示あたりが今度徹底できるという思いでお願いしておるわけでございますので、よろしく願い申し上げます。

続きまして、今月の17日に実施します町の防災訓練について、中身、甲佐町が取り込まれる中身について、私ら資料はもらっておりますけど、立野地区、阿蘇の、ついては、やはり自衛隊とか、警察官あたりもお願いして、防災訓練をやっておられます。本町の場合は、町、上益城消防、それに甲佐町消防団あたりで今回は訓練されるというようなことでございますけど、今後、やはり年に1回ぐらいその防災訓練、実施される予定はあるかをお尋ねいたします。

○議長（緒方哲哉君） 暮らし安全推進室長。

○暮らし安全推進室長（佐々木善平君） お答えいたします。

それにつきましては、今回の12月17日が町初めての訓練でございますので、今後、暮らし安全推進室、町といたしましても最低でも毎年1回は、いろいろと形を変えながら、実施をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（緒方哲哉君） 12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） そういう流れの中で、先月の11月26日に町の生涯学習センターで、第11回新甲佐町史歴史研修会の方が実施されたか、どの課が担当されたか知りませんが、甲佐町における熊本地震の影響ということで、阿蘇火山博物館館長の池辺先生かな

講演があつとるわけですよ。

このときは、生涯学習センターもいっぱい入れて講演があつております。これについては、室長はこの件についてご存知なかったですね。私が先立って打ち合わせしたときは、だから、恐らくその担当課でなくて、この歴史研修会で実施されたかなという思いもっておりますけど、どこか担当課はあつたんですかね、これについては。

○議長（緒方哲哉君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉岡英二君） 担当課は社会教育課の文化財の担当のほうでやっております。

○議長（緒方哲哉君） 12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） じゃあ、担当課があつて実施されたわけですね。じゃあ、課長そういう場合、やはり町長はじめくらし安全、そういうところに連絡はいつとらんとでしょう、確か。

今後のために、私がお聞きしよつとだけん。

○議長（緒方哲哉君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉岡英二君） 直接お話はしておりませんが、防災無線のほうでは流しているところでございます。

○議長（緒方哲哉君） 12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） 課長、要するに担当課が社会教育課だったら、これを主催するにあたっては、やはり町長の決裁とか、教育長の決裁とかある中で、それぞれの課長さんあたりには一応連絡が通るようにしとかんと。私が室長に聞いたらご存知なかったわけです。

こんないい話が、もうちょっと徹底していただきたいと思いがあから、何もいろいろ言いよつたなかですよ、責めたり、そういうことじゃなくて、やはり町長がおつて、副町長おつて、教育長おつてですたい、課がある中でやっぱりみんなが一つになって物事を取り組んでいかんと、その点よろしくお願ひしますね。

そういうことで、防災訓練についてはよろしいんですけど、3番目の先進地研修についてということで書いております。

これは、私たちが上益城郡の監査委員研修を実施いたしました、11月に。そして、鹿児島県の始良市、町長にもちょっとパンフレットを渡しておりますけど、始良市に鹿児島県の防災研修センターがあるわけですよ。本当に代表監査委員、議会事務局から山本事務長が甲佐町から一緒に同行していただきましたけど、本当にいい勉強になったと思います。また、この防災センターの説明された方が、もともと両親熊本で、出身というふうなことで、熊本地震大変でしたねというようなお話から、本当に予定時間を超えるように、私たちもいろいろ質問をしたりして、本当に熊本地震あたりの勉強、経験した者としては、今後ためになるなというような思いをもって帰ってきたわけでございます。

そういう中において、ちょっとこういうの見せるのもおかしいんですけど、これ鹿児島県の防災センターから、私たち同行した16名全員に無料で配布していただくんですよ。

恐らく、これはリュックに水とかいろいろ入っておる中で、こういうやっぱりやつを鹿児島県は取り組んでおられるという中で、確かに火山地帯も多いし、土壌がシラス土というような感じで、鹿児島県として取り組んでおられるわけですけど、やはり、熊本県はその点はちょっとおくれとるんじゃないかというような思いをもっておりますので、こういうやはり始良市、特に我が町は地震、豪雨で鹿児島県のそれぞれの県はじめ市からお世話になっておるといようなことで、担当課はじめ町長も時間があつたら、ぜひ行ってもらいたいと思います。

ということで、この防災センターでは、大雨、地震、火災、いろいろ災害があるわけですよ。その火災の原因が何が一番多いですかというような質問に対して、私たちはやはり自分とこの失火あたりが一番多いというような思いでおつたら、やっぱり原因は放火が一番多いらしいです。

だから、これを一つ例をあげますと、放火を避けるためには家の周りに燃えるものを置くなとか、そういう勉強会あたりもできましたし、これは一例ですけど。今後、やはりこの防災組織や甲佐町ではできないような勉強ができるんじゃないかと思っておりますので、特にくらし安全とか、それぞれ担当課が関係あるところは研修をしていただきたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） ただいまの質問の前に、先ほど社会教育課長に対してのご指摘もありましたけれども、防災無線で町民向けに対しては周知広報を行っていただいたということでもありますけれども、町部局、執行部の中でも、やはり教育長部局とそれから町長部局と連携を図ることによって進めなくちゃいけない事柄も非常に多いわけでもありますので、共通認識をもってやらなくちゃならない、そういった行事等については、さらに連絡を密にして取り組みたいというふうに改めて感じてところでございます。

それから、防災センターについてのいろんなお話もありました。いただいた資料によりますと、非常に地震、火災、その他の土砂災害、風水害、含めたところでのいざというとき、そういう緊急時に対する対応等については、非常に研修を行うにいい研修施設だといふふうなことを感じたところであります。

町のいろんな視察研修の中にも消防団があるし、区長さん方の研修等もありますし、いろんなそういう団体等で研修を行う場合に、一つの研修先として頭の中に置いた上で有効的に利用させていただくならというふうに感じたところであります。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） その点もよろしく願い申し上げます。

続きまして、災害公営住宅及び子育て支援住宅についてということで質問を出しております。

これにつきましては、先立っての全員協議会の中で十分理解はしております。不落になった原因とかも、いろいろお尋ねもしたし、大変だな、災害が起きるとこのような状況に

なるんだなという思いをもったわけでございますが、今後の取り組み方ではなくして、まず、第1点が子育て住宅、当初は50戸ぐらいの予定で、これは敷地の関係で仕方なかったんですけど、50戸の予定が20戸になった、これはやむを得ません。

これについて、今後、甲佐町の少子高齢化を乗り切ると、やっぱり人口増を考えたところ、やはり子育て住宅があればこそ、やはり若い人が甲佐に住んでもらうというような状況が見えてくるんじゃないかと思います。

そういうことで、今回の計画については、20戸ということでございますが、今後についてのお考えはいかがでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） 子育て支援住宅、甲佐地区におきまして30戸から50戸、それが今回20戸の建設ということで、その後の計画はということでございます。

確かに、甲佐町の人口増、定住促進を図る上では重要な施策ということは重々感じております。新たな建設計画の予定につきましては、先の9月定例会におきまして町長が答弁されたとおり、現在の建設を計画しております20戸の完成後の入居等の動向、また、民間によります宅地開発等の状況を勘案しながら、検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） だから、その20戸の状況あたりもあるかもしれませんが、やはり当初は、今回、用地ができなかったから20戸になったわけでございますので、この計画をぜひ実現していただきたいわけですよ。その適地については、今後、町として検討されると思いますが、やはり場所を私が言うわけにはいかんけど、これは私の思いですので、仁田子に吉野団地がありますよね、畜産団地、これも全然使われてないわけですよ。それと、西寒野の町営住宅跡地あたりもあるわけですよ。町は町でそれぞれ計画は持っておられると思いますが、そういう子育て住宅も、そういうところも対象になるんじゃないかなという思いがあってお尋ねしておるわけですので、その点いかがでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） 今後の見通しということで、今、議員のほうから町の遊休資産等についてのご提案もございました。

寒野の町営住宅跡地につきましては、本年の10月に宅地分譲または集合住宅の建設を条件に払い下げの一般競争入札を公告しております。公告は行いましたが、応募者がなく不調に終わっている状況でございます。

寒野の町営住宅等につきましても、再度条件付の払い下げの公告を行い、民間での開発をお願いするのか、または子育て支援住宅の建設や宅地分譲等につきまして、定住施策の一環として、町で行政が行うのか、改めて検討が必要だと考えております。

ただ、先ほど答弁のとおり、子育て支援住宅の建設後の動向、民間の状況、さらには財政状況等も見極めながら、定住施策に必要な施策でありますので、検討はしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） いや課長、その財政状況はつけ加えたらいかんわけですよ。当初、計画しとったやつが用地ができないから、あえて20戸に絞ったわけであって、財政状況は、もう財政が厳しいのはわかっておるわけですよ。ただ、財政じゃあ私たちに言わせれば逃げになるというような思いがありますので、それは言わんでください。

そういうことで、町長いかがでしょうか。今の私の質問について、今後もやっぱり子育て住宅あたりについては、前向きに取り組んでいただけますか、その場所の選定あたりはもう町で考えることであって、いかがでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 子育て支援もそうなんですけれども、定住施策ということに関しましては、人口減少社会の中で町の総合計画、それから、まち・ひと・しごとの総合戦略、あるいは震災の復興計画においても、それぞれの計画の中で重要施策というふうに位置づけをしているところです。

ご指摘の子育て支援住宅の新たな建設計画ということではありますけれども、基本的には先ほどから課長が述べましたとおり、子育て支援住宅の建設後の動向、それから民間の宅地開発等の状況等によると思いますけれども、おっしゃったような場所についても、これやっぱり候補地の一つだろうと思います。

それを、子育て支援住宅としてとらえて開発をしていくのか、あるいは分譲として考えていくのか、この辺は少々検討しながら進めるべきかなというふうに思っておりますので、西寒野の住宅跡地についてが、公募の結果、何もなかったということですね。これもやっぱり町のほうがてこ入れするべきかなというような思いを持っているところであります。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） 私は、この役場の裏の災害公営住宅、これについては用地買収をしなきゃならんわけですよ。私は、用地買収は要らないからという思いで言っておるわけであって、寒野とか、そういうことをしなさいとか、そういうことではありませんので、場所については、町の遊休財産あたりの利用の方法はないだろうかというような思いで質問しておるわけでございますので、その点をご理解願いたいと思います。

それと、災害公営住宅が不調に終わったというようなことで、県のほうは、A1、37社を対象に指名競争をやった結果、誰もおらなかったと。

ただ、私が不思議に思うのが、甲佐町の町営住宅は、甲佐の建設業者、建築業者の皆さんが、全部、町営住宅を建てておられるわけです。私も商工会預かっている立場で、やはり甲佐町活性化にもつながるし、甲佐町の建設、建築業者あたりでは、県にお願いして対応はできないものだろうか。私、それで考えますので、その点はいかがでしょう。これは、あくまで、設計までは確かに県がやったと。今後、甲佐町のやっぱり建設業の活性化のためにも、やる方法はないだろうかというお尋ねですけれども。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 今回の災害公営住宅については、町としては、県に委託をして、アートポリス事業として取り組んでいただくことになっております。

それで、基本的には、県の指名審査の格付基準にのっとった業者によって入札参加がなされますので、うちの町の指名業者の格付から考えたときには、なかなかそれに参加するのは厳しいかなと思います。

ただ、震災から1年8カ月という時期になって、公費解体も済んで、これから、住宅再建に関するいろいろな建設が特重になろうかと思っておりますので、町内の建築業者におかれましては、ぜひとも、そちらのほうで一生懸命頑張って、早期の家の再建にご協力をいただくなうらというふうに思っております。

また、今後考えておりますいろいろな住宅関係、上揚の住宅についてもそうですけれども、そういった事業等もありますので、その際は、木造であれば、当然、指名に入れる資格がありますので、大いに参加して、仕事をとっていただきたいというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） いや、町長のご答弁は理解します。

じゃあ、甲佐町が今まで過去にずっと作ってきた町営住宅、今度できる災害公営住宅、その災害公営住宅のほうが、建物として上とか、技術的に甲佐の業者あたりじゃできないとか、そういうことはないんでしょ。それについては。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 木造建築ですので、技術的にどうこうということはないと思います。ただ、戸数の問題、それから、品質監理、工程監理、施工監理、そういった一体的な監理が、上位のランクのほうがその辺の技術力に仗けているということだろうと思います。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） じゃあ、町長、お願いですけれども、次回、また、1月か2月、再入札が実施されるというようなことを先立ってお聞きしましたけれども、そのとき、不調になったときでしたよね、不落というかな、そういうときは、ぜひ、甲佐の地元業者もできるような働きかけもしていただきたいとお願いをしておきます。これはもう無理かもしれんけれども、県のA1とかの規定がある中で、無理とは思いますが、ぜひ、甲佐町活性化のために働きかけをしていただきたいと思っておりますので、よろしく。

もう答弁は、それは、町長はわかったとは言えんと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げておきます。

続きまして、ふるさと納税についてということで、平成28年と平成29年11月末までの比較についてお尋ねをいたしておりますので、この点を。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） ふるさと甲佐応援寄附金についての実績について説明いたします。

昨年度、平成28年度の実績は、熊本地震の影響もありまして、87件、1,408万5,000円で、対前年度比では、件数で66件、寄附額では1,314万4,000円の増となっております。

本年度は、全国ポータルサイトへの加入及びヤフー公金決済を導入したことによりまして、11月末までの実績で870件、1,147万円と、昨年同期と比較いたしますと、件数で805件、寄附額で550万2,000円の増となっております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） そういうことで、皆さんの努力で、その件数、11月末から3月末でどのくらいの数字かわかりませんが、今回の補正の中で、返礼品のために337万円だったかな、補正をやってあるわけです。これについても、最終的に、やっぱり29年3月末で、前年度並みぐらいの数字にしかならんとじゃないかなという思いを持っております。

ただ、28年度は地震とかあったからというような説明もございましたけれども、確かに、件数的には10倍ぐらい伸びとるでしょ、ですね。私も、ふるさと納税については、もう皆さんがくどいと思われるほど質問をしてきた中で、もうちょっとその実績を上げる方法はないかなというような思いを持っておりますけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） さらに増加する方法ということで、今回の12月補正予算に、ふるさと甲佐応援寄附金運營業務委託料、500万円ということで、債務負担行為の追加をご提案しております。

内容といたしましては、本年度から導入いたしました、全国ポータルサイトへの加入及びヤフー公金決済につきまして、現在、1社のポータルサイトへの加入について、もう1件増やすことによりまして、サイト業者と協力し、商品ページの作成やメルマガ配信、商品の見せ方の提案などの店舗マーケティング、それと、返礼品業者とタイアップした特産品の開発やPRを図りたいというふうに思っております。

このような取り組みを行うことによりまして、一応、平成30年度の目標を4,500万円ということで見込みをしております。

その後におきまして、さらに増収となりますよう努めたいというふうに考えております。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） やはり目標額を定めんと、やっぱりみんな頑張らんと言ったら失礼ですけども、やっぱり目標があつてこそ仕事をする。私はですよ、皆さんは、もう目標がなくても頑張っておられるけれども、やはり目標額を、30年度、4,500万円設定されましたよね。じゃあ、その目標、4,500万円設定されるに当たっては、いろいろ、500万円の予算を組んで実施されるけれども。

ただ、私が思うのに、じゃあ、4番議員の説明で、ICTかな、甲佐小学校の山紫水明と教育のまち、教育のまちを取り戻すためにICTを全校生徒にとか、それと、甲佐高校の女子硬式野球部ができるから、それに使いますとか、タイトルを打ち出すわけです。北海道にそういう町もあります。

やっぱりその目標、4,500万円、簡単にただ設定しても、なかなか行き届かないのが現状じゃないかと思えます。

特に、ふるさと納税だから、相手があってそれが実現するわけでございますので、その点、やっぱり何かアイデアはありませんか。一つのまた例、ICTとか言ったんですけども、甲佐高校の野球部とか、甲佐大橋に11月から12月にかけて大々的なイルミネーションをつくりますので、その時期は甲佐に帰ってきてくださいとか、いろいろアイデアは皆さんが出されると思えますけれども、その点についてはいかがですか。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂直君） 目標額を達成するための方策ということで、現在のところ、考えておりますのは、先ほど説明をいたしましたことで、業者のほうとタイアップをやったところで取り組みたいということと、そのほかに、まちとしてできることとございますが、今、議員のほうからも言われましたように、ホームページ等を通じたところで、まちづくり等についてのPRをするとか、そういうことを、具体的には、現在のところは考えてはおりませんが、そういったことにも取り組んで町をアピールする、PRすることも必要ではないかなというふうには考えております。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） その点は、ぜひ、町長あたりと相談されて、じゃあ、甲佐町にこういうやつをテーマにふるさと納税をお願いしようとするれば、必ず、私は、伸びてくるんじゃないかという思いを持っております。業者かな、いろいろ500万円を使って。私に言わすと、商工会あたりが、JTBの専門家あたりが来て勉強会をされるわけです。東京の感覚で物言わすとですよ。熊本市内の感覚で物言わすとです。甲佐あたりには合わん点も多々出てくるわけです。

今回、この業者が本当に甲佐のことをわかって500万円を出すのか、そういう点もやっぱり少しは疑問があるわけです。

だから、業者に頼むより、かえって、西坂課長を先頭に、皆さんは、もう優秀な知能集団ですから、ぜひ、アイデアを出して、ふるさと納税が4,500万円と言わんで、山都町あたりに1億円とか、郡内で一番少ないのは嘉島なんです。嘉島は財政力がよかけん、余りふるさと納税などに恐らく頼らんでやっていけるとじゃないかと思えますけれども、ぜひ、このふるさと納税を、4,500万円と言わず、じゃあ、30年度は1億円になるように頑張るぞという、皆さんのアイデアを出していただきたいと思えますけれども。

それで、町長にお尋ねしてよろしいですか。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） いろいろ、逆にアドバイスを今いただいたような思いがします。

業者だけに頼らず、自ら考えてみろというようなことだろうと思いますので。

それぞれ、担当各課、それ以外の課においても、いろいろ知恵を出し合って、より良きことにつなげていきたいというふうに思います。

このふるさと納税については、感覚としては、もう最近では、それぞれの自治体の自主財源の確保というような要素が非常に強くなってきた制度でありますので、原則としては、地元の産物を答礼としてお返しの品物にするのが本当でしょうけれども、それだけじゃなくて、商品等についても広げることによって、より甲佐町のふるさと納税について注目していただくことにもつながってまいりますので、幅広く考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） そういうことで、よろしく願いいたします。

だから、そのふるさと納税が一般会計の足しにはならないというのは重々わかっておる中で、こういうことをするからふるさと納税をお願いしますというようなことで、やはり町外の人に飛びついていただくようなアイデアをぜひ出していただくようお願いしておきます。

最後になりますが、こうさんもん認定商品の位置付けについてということで出しておりますけれども、この位置付けはどのように担当課は、前は、今はもう農政課で関係ありませんけれども、農政課あたりが一番に取り組みましたことですがけれども、農政課長に聞いてよかかな。

今現在は企画課がしよる。よかです、企画で。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） こうさんもんの認定商品の位置付けということでございますけれども、こうさんもんの認定制度につきましては、ご存知のとおり、平成23年度から実施しております。

甲佐町内の資源や地域の特性を生かしたすぐれた商品等をブランド等に認定し、販売促進の情報等について、町が情報発信をするという形で取り組んでおります。

実際、情報発信といたしましては、甲佐町の公式のホームページでこうさんもんの紹介のコーナーを設けておりますし、各イベントで町が出す商品、景品等につきましても購入をさせていただき、広く商品の紹介に努めているところでございます。

また、他自治体への研修や、お礼等に参りましたときには、こうさんもんのブランド商品を手土産として持っていつているところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） その点はわかるわけです。

ただ、ふるさと納税とまたひっかけたらいかんと思いますけれども、ふるさと納税の返礼品を見てみますと、この、こうさんもん認定商品は意外と出らんわけです、認定商品が

出らんわけです。一番出るのはもう馬刺しなんです。これは熊本を代表するというようなことで、馬刺しがもうほとんどのような状況です。

だから、認定商品の位置付けというのがどのようになつとるかなという思いが私はどうもしっくりせんから、あえてお尋ねしとるわけですが、今後、甲佐高校の生徒さんが、ニラを使ったニラ煎餅、せんだっての産業文化祭でもかなりの数量を持ってこられて販売しました。また、熊商デパート、これでもう午前中に二日間とも出てしまうというようなことで、その煎餅を買われた方には、ニラ部会の本田部長あたりが協力して、二箱、今、ニラの高い中でも出していただいて、甲佐高校も無償でもらって配布できたというような状況が起きております。

甲佐高校も、認定に今度出すと言われるけれども、その後のやっぱり活用の仕方ですよ。甲佐高校生徒がつくったニラ煎餅というのをふるさと納税あたりに乗せる手段ですよ。そういうところはどのような方法があるかなと。

企画課長はどんな、その点を。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） ふるさと納税の取り組みに関するこうさんもん認定の位置付けということでございますけれども、現在、ふるさと納税の返礼品といたしましては、ニラ侍につきましては、シールですので返礼品とはなっておりませんが、その他の商品につきましては返礼品として取り扱っております。

パンフレットにつきましては、ふるさと納税のパンフレットの折り込みという形で、こうさんものチラシをつくってPRを図っているところでございますが、実際、ふるさと納税等をされる場合は、ネット上でポータルサイト等をごらんになられて寄附をされて、返礼品を求められる数のほうが圧倒的に多いということになっております。

先ほど、総務課長から話がありましたけれども、また、平成30年度、ふるさと納税に関するポータルサイトの追加等も予定しておりますので、そのサイト内でこうさんものPRを図ればというふうに考えております。

その返礼品につきまして、こうさんもの認定商品についての位置づけや、この商品がこうさんもん認定商品であるというふうに掲載できればというふうに今のところは考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） そういうことで、教育長に、今後取り組んでいただきたいということでお尋ねしますが、甲佐高校がニラ煎餅、これは好評なんです。食べても、やっぱり若い人から高齢者、みんな喜んで試食もされておりました。

そういうことで、製造については木村あられがするわけです。だから、甲佐高校は、ただ作って、提供しただけでは意味がないと思うんです。やはり甲佐高校に何らかのメリットとか、そこを、やっぱり木村とどうか詰めていただいて、甲佐高校と、それから、教育長も甲佐高校におられた経緯がありますので、何かその点はいい方法はないか検討し

ていただきたいと思えますけれども。

だから、木村だけに頼って、木村の販売に任せとったらPRにならないと思うんです。

その点いかがですか。

○議長（緒方哲哉君） 教育長。

○教育長（蔵田勇治君） 議員の甲佐高校を思う気持ちが伝わってまいりまして、大変うれしく、私は個人的には感じております。

ニラを使ったこの前のかりんとう、私も購入いたしましたして、大変おいしく食べたところでございます。また、現在、ろくじ館でも販売をされておりますして、今、買うことができるということになっております。

ただ、甲佐高校生が開発したと書いてありますけれども、少しその辺、表示が小さいし、もう少し甲佐高校のアピールにつながるような、甲佐高校の教育内容も伝わっていくようなことがあればなというふうなことを感じたところでございます。

今後、学校はあのような大変すばらしいことをされておりますので、教育内容が伝わるような表示とか、どのような、甲佐高校のアピールにつながるができるだろうかということとは協議していきたいというふうに思います。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） よろしくお願いしときます。

1番から3番まで、いろいろ町の考え方と違うようなことも質問いたしましたけれども、やはり甲佐町を愛する者として一般質問をさせていただいたわけでございますので、その点のご理解願って、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（緒方哲哉君） これで、12番、中村議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。

休憩 午後1時56分

再開 午後2時10分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

最後に、6番、西坂和洋議員の質問を許します。

6番、西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 通告書に従って質問していきたいと思えます。

第1番目に、いじめ問題についてお尋ねいたします。

甲佐町の町内の学校で、過去において何件のいじめがあったか、また、その原因究明をされましたか。

これは、熊日新聞を見ましたところ、文科省の発表の、平成28年度の国公立小、中、高、特別支援学校が対象の問題行動、不登校など、調査の中で、小学校で約1.5倍急増している。また、全体で9万8,676件増、32万3,808件と、過去最多を更新した。真に大きな被害

を受けるなど、いじめ防止対策推進法で規定する重大事態は374校で400件、86件増加している。自殺した児童生徒は244名で、その中で、10人がいじめに遭っていたそうである。

そこで、担当課にお尋ねいたします。

我が甲佐町において、いじめ、不登校などの実態は把握しておられるか。また、そのような事案が発生したら、当事者間から事情聴取されると思いますが、ありましたか。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） いじめ及び不登校などの実態についての質問にお答えいたします。

いじめ及び不登校の実態につきましては、いじめがありましたら、速やかに報告してもらおうこととしており、また、各学校から、毎月、定期報告をいただいておりますが、その中の報告で把握をしております。

いじめの発生件数ですけれども、平成28年、昨年が17件、甲佐小学校が4件、中学校が13件。全ての学校内での対応で解決が終わっております。

平成29年度につきましては、10月末現在で3件あっておりまして、小学校1件、中学校2件という報告がっております。これも、学校で対応が今なされているところでございます。

不登校につきましては、いじめの不登校は、10月末現在で今なく、家庭環境や精神的不安といった原因で6名おられます。平成28年度は5人でしたので、1名増えたという形にはなっております。

以上になります。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員。

○6番（西坂和洋君） このいじめは、この新聞の資料で言いますと、小学校が、特に全国的なことではありますが多くなっております。これは、幼い子どもといえば失礼に当たるかもしれませんが、何もわからずにいじめに走るといったことがあると思いますが、そのあたり、学校内だけで把握されたのか。それか、教育委員会も中に入って、今、甲佐で何件だったですか、小学校で1件、中学校が2件だったでしょ。その話の内容は聞いておられますか。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） いじめの内容等については、先ほど報告いたしましたとおり、定期報告書の中でいじめの件数、また、対応等については記載をしていただくようになってますので、その中で対応しております。

それで、わからない部分、また、詳細に必要な部分については、各学校長を通じて聞き取り、または情報収集を行っているところでございます。

以上になります。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員。

○6番（西坂和洋君） このいじめというのは、体で相手をけがさせたりするいじめと、言葉でいじめる、この二つだけではないと思いますが、結局、体にけがを負ったなら、治

ればそれでしまいというような形になりますが、心の暴力というのは、これは、から一生いじめられた人は思い続けると思います。私も、まだこの年になってもいじめられます。しかし、そのときは、必ず相手に何でそういうことを言うかというようなことを正していきます。ですから、このいじめ問題について、特に言葉の暴力というのは大事なことだと思います。

結局、心の中にしみつきたいじめは、消すことはなかなかちょっと難しいのではないかと思います。教育長にその点についてどう思われるか。

○議長（緒方哲哉君） 教育長。

○教育長（蔵田勇治君） いじめの問題につきましては、いじめは、どの学校でも起こり得るものであるというふうな認識を持っております。その中で、いかにいじめを早く把握をして対応していくか。

それから、先ほど議員からご指摘のいじめの察知件数が急増しているということにつきましては、一概に悪いことではなくて、気づかないということのほうが、いじめについてはなお深刻なことに繋がっていくということで、本県におきましては、いじめの察知に十分力を入れていこうという、そのような動きの中で、我が国の中でも一番多いいじめを学校のほうで把握をして、そしてその解決率も全体的にも高いというような結果になります。

本町におきましても、いじめは起こっておりますし、そのいじめに早く気づくということが大事だと。議員ご指摘のとおり、誹謗中傷などの心を攻撃するいじめというのが、特に最近はSNS等を通じて多くなっております。これは許されないことでありますので、把握に努めて、そして道徳教育、そしてまた人権教育等を通じて、いじめをしない、そしていじめを見逃さないという教育に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員。

○6番（西坂和洋君） そして全国的に見ましても、先ほども言いましたように、いじめがエスカレートして自殺に追い込まれる子どももおおと思います。自殺に追い込まれて、親にも相談できない、友達にも相談できない、先生にも相談できないといった子どもが、遺書を書いたりしてこの世を去っていきます。惨いことだと思います。

私も、小さいころは「ちび、ちび」と言われてつき合ってきましたが、ちびはちびなりによいところもありますので、よいほうに考えていじめは自分で克服してきました。正直言いまして、根性を強く持たなくてはだめだろうと思います。それがいじめに立ち向かっていく、そして、いじめられても明けの日は水に流して友達と仲よくする、そういった根性を養わなくてははいけないかと思えます。

以上でこのいじめ問題については終わりますが、次に、先ほど教育長がちょこっと口に申されました道徳教育についてお尋ねします。

現在、教科外になっている道徳教育の必要性はどのように思っているか。現在、教育現場で道徳時間は週何時間ぐらい充てられておるか。また、小学校低学年の場合は、イラストつきなどの目で見えてわかる教材などを使っておられますか。その他、教科と違い、

具体的な、難しいと思いますが、どのように考えておられますか。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 道德教育の授業内容及び時間数等についての質問にお答えをしたいと思います。

今現在、小学校では、全学校で「熊本の心」などの副読本を活用し、自己を見詰め、道德価値観を内面的に自覚し、主体的に道德的実践力を養うことを目指して、年35時間、約週1時間程度ですね、授業が行われております。中学校でも同様に、全学年で「熊本の心」などの副読本を活用し、一人一人の道德価値観の自覚を促し、道德的心情を養うということと道德的判断を身につけさせることから、これも年35時間の週1時間の授業が行われております。

また、道德教育につきましては、先ほど宮本議員のところでも説明させていただきましたけれども、学習指導要領が改定して、先行して小学校では来年30年度から教科化とされておりますし、教科書についても採択が終わっているというところになります。

以上になります。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員。

○6番（西坂和洋君） この道德教育というのは、ここ2～3年、文科省あたりでも話をされるようになったと思いますが、ですから、来年30年度から正式に、教科書ではないと思いますけれども、道德教育をなされるということは喜ばしいことと思います。

道德の道というのは、徳する道と書きます。漢文式に読みます。人として守らなければならない行い、道德的、的というのはもう説明しませんが、それから、その次には倫理というのがあります。理を論ずるといようなことだろうと思います。人の行う道、これは先人の言葉ではありますが、同人せずといって、これをもちろんITCも必要です。将来の若者が世界に伸びていくためには、この前研修でもありましたように、今の子どもにとっては必要です。しかし、その前に同人せず、これを守っていただきたいというふうに思います。

最後ですので、教育長にもう一言、よろしいですか。

○議長（緒方哲哉君） 教育長。

○教育長（蔵田勇治君） 道德教育の重要性につきましては、ずっと以前から、町長も大変力説をされているところでございますし、教育委員会として、本町教育の大きな柱として捉えているところでございます。そのこともありまして、乙女小学校、今年度から2年間、町の教育委員会が道德教育の研究指定ということで研究に取り組んで、来年から始まります教科の時間の進め方、それ以外のいわゆる教育活動全体を通じた道德教育の研究を進めてきているところでございまして、県下各地から、乙女小学校の研究については高い評価を受けているところでございます。

今後、全ての小中学校、町内、この研究をもとにして、それぞれの学校にそれぞれの学校の歴史とか学校の特色ありますので、即した道德教育を確立していくよう、してまいっていききたいというふうに思っております。

また、道徳教育の推進に当たりましては、人としての生き方、これは先ほども申しましたけれども、人権教育にも通じるものでございます。人権教育とも連携しながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員。

○6番（西坂和洋君） この問題は品物をつくるのではなく、人の心をつくるもの、人格をつくるものですので、今後とも、乙女小学校がモデル校となり、また県内の学校あたりからも視察に来られると思います。立派な道徳教育、人格教育を行ってください。

次に、これも新聞で見たわけですが、議長、ちょっと座らせてください。

○議長（緒方哲哉君） どうぞ、いいですよ。

休憩とりましょうか。

○6番（西坂和洋君） はい。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午後2時29分

再開 午後2時29分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○6番（西坂和洋君） どうも失礼しました。

次に、これも新聞報道で見ましたが、子どもの貧困を県子ども福祉課が今年初めて調査され、これは県内の小中学校が対象で、小学校5年生、中学校2年生、その保護者の計3万6,350人を対象に実施され、75.7%の人から回答があったそうです。その多い順から申しますと、「家庭旅行を控えた」「食費を切り詰めた」「必要な服や靴を買うのを控えた」「税金の支払いが滞った」約6.5%となっておるそうです。

そこで、私が最も思ったのは、「医療機関を受診できなかった」約2.3%くらいおられるということです。また、子どもが朝食を食べずに学校に行く日が週2日ぐらいはあるそうですが、そこでお尋ねします。

熊本市を除く40市町村で甲佐町の結果はどれくらいの数値になっていますか。そして、町内全体で生活保護世帯数は何世帯おられますか。その中に、朝から食事を食べなかったりした子どもがおられますか。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午後2時32分

再開 午後2時32分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それでは、県が行われました子どもの生活実態調査について

てお答え申し上げます。

この調査は、今年の6月から7月にかけて熊本県が実施主体となり、熊本市を除く県下全市町村で一斉に行われ、社会的な関心が強くなっている子どもの貧困について、今後の効果的な政策を進めるための現状を把握するという目的で行われております。

調査については、議員が申されたとおり、県内3万6,350人いらっしゃいますけれども、中身については、小学校5年生と中学校2年生とそれのその保護者に対して行われております。甲佐町については、調査対象者が小学校5年生が81人、中学校2年生が69人、その保護者が150人ということで、3万6,350人中、甲佐町の調査対象者は300人という状況でございます。

調査票は全て県で回収されておまして、市町村ごとの集計結果は、本年の末に通知される予定となっております。県全体での集計結果が11月8日の熊日新聞で報道されたという状況になっております。

それと、ご質問の医療機関の受診ができなかった項目についても回答待ちではありますけれども、本町の場合、子ども医療費助成制度により、経済的な理由ではできないことはないというふうに思っております。

それと、生活保護世帯のお話ですけれども、この子どもの生活実態調査と生活保護の関係は直接的にはないと思います。今のところ、数値で申し上げますと、12月1日現在の状況については、生活保護世帯数が60世帯の79人という状況でございます。

それと、最後の生活保護世帯で、朝、朝食を食べていない家庭というのは、数値的にはちょっと把握できないところではございますけれども、この県の生活実態調査の中身を見ますと、朝食を食べることがほぼ毎日でない子どもさんが全体で1,352人、9.8%ということで、朝食を食べないということになっておりますけれども、これはもう経済的な理由以外でも習慣的な部分もあるかと思われましてけれども、この部分についてはちょっと数値は把握できないという状況でございます。

以上でございます。

○6番（西坂和洋君） さっきのいじめ問題も、この子どもの貧困という問題も、今後、子どもたちに頑張ってもらわねばならないということから、関心を持って今後も注視していきたいと思っております。

次に、公務員の兼業についてお尋ねいたします。

本来の仕事以外の許容範囲はどれくらいまで可能なのか、総務課長。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂直君） 仕事以外の許容範囲はということでお答えいたします。

私たち地方公務員には、地方公務員の任用、服務などの根本基準を定めました地方公務員法が適用されます。その地方公務員法の中に、第30条から38条までに服務に関する規定が定められております。

まず、第30条に服務の根本基準ということで、「全ての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなけれ

ばならない」というふうにあります。

それと、35条には「職務に専念する義務として、職員は法律または条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない」

さらに、第38条の第1項には「営利企業等の従事制限として、職員は任命権者の許可を受けなければ営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の団体の役員、その他、人事委員会規則で定める地位を兼ね、もしくはみずから営利を目的とする私企業を営み、または報酬を得て、いかなる事業もしくは事務に従事してはならない」というふう

に定められております。

このように、地方公務員には全体の奉仕者として公共の利益のために勤務しなければならないものでありますので、職務以外の営利企業等に従事することはできないというふうになっております。

しかし、全体の奉仕者たる職員の本質に反せず、職務遂行上の能率の低下など、職務専念義務に矛盾するおそれがなく、当該職員の占めている職及び職員の属する地方公共団体と当該営利企業、その他の事業、事務との間に特別の利害関係がなく、また生ずるおそれもない場合に限って、任命権者の許可を受けることによりまして、その禁止が解除されるというふうになっております。

そういったことで、例えば職員が我が家の農業等に従事する場合、その行為は人事院規則で定められました大規模に経営され、客観的に営利を主目的とするというふう

に定められておりますが、これとは判断されないというふうに思いますので、任命権者に許可申請を行うことによりまして、この営利企業等の従事制限が解除されるというふう

に理解をしております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 私も、地方公務員法、熟読はしませんでした

が、要点だけある程度読みましたが、よくわかりました。これで質問を終わります。

○議長（緒方哲哉君） はい。

これで6番西坂議員の質問は終わりました。

以上をもって一般質問の通告者全ての質問は終わりました。

以上をもって、本日の日程を終了いたしました。

明日12日は、午前10時から本議場において会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後2時45分

1 2月1 2日 (火曜日)

平成29年第4回甲佐町議会（定例会）議事日程

（第3号）

1. 招集年月日 平成29年12月8日

1. 招集の場所 甲佐町議会議場

1. 開会 12月12日 午前10時00分 議長宣告

1. 閉会 12月12日 午後3時39分 議長宣告

1. 応招議員

1番 山内 亮一	2番 佐野 安春	3番 荒田 博
4番 宮本 修治	5番 福田 謙二	6番 西坂 和洋
7番 宮川 安明	8番 緒方 哲哉	9番 本郷 昭宣
10番 渡邊 俊一	11番 本田 新	12番 中村 幸男

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 山内 亮一	2番 佐野 安春	3番 荒田 博
4番 宮本 修治	5番 福田 謙二	6番 西坂 和洋
7番 宮川 安明	8番 緒方 哲哉	9番 本郷 昭宣
10番 渡邊 俊一	11番 本田 新	12番 中村 幸男

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 福島 明広 議会事務局事務長 山本 洋子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	奥名 克美	副町長	師富 省三
会計管理者	古閑 敦	総務課長	西坂 直
企画課長	北畑 公孝	くらし安全推進室長	佐々木 善平
税務課長	井上 幸介	住民生活課長	本田 克典
総合保健福祉センター所長	井上 美穂	福祉課長	北野 太
農政課長	岡本 幹春	建設課長	志戸岡 弘
環境衛生課長	橋本 良一	会計課長	古閑 敦

町民センター所長	中 林 健 次	教 育 長	蔵 田 勇 治
学 校 教 育 課 長	荒 田 慎 一	社 会 教 育 課 長	吉 岡 英 二
農 業 委 員 会 事 務 局 長	岡 本 幹 春	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	西 坂 直
代 表 監 査 委 員	本 田 進		

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

追加日程第1 発言取消申出書について

日程第1 承認第7号 専決処分の報告及び承認について

日程第2 議案第34号 甲佐町課設置条例の一部改正について

日程第3 議案第35号 甲佐町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第4 議案第36号 土地の取得について

日程第5 議案第37号 工事請負契約の締結について

日程第6 議案第38号 指定管理者の指定について

日程第7 議案第39号 平成29年度甲佐町一般会計補正予算（第5号）

日程第8 議案第40号 平成29年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第9 議案第41号 平成29年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第10 議案第42号 平成29年度甲佐町水道事業会計補正予算（第1号）

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（緒方哲哉君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告します。

本日の議事日程は議席に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

お諮りします。

ただいま西坂和洋議員から、発言取り消し申出書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、発言取り消し申出書についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

資料配付のため、しばらく休憩します。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時02分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第1 発言取消申出書について

○議長（緒方哲哉君） 追加日程第1、「発言取消申出書について」を議題とします。

事務局長をして朗読させます。

事務局長。

○事務局長（福島明広君） 朗読いたします。

平成29年12月11日。甲佐町議会議長緒方哲哉様。甲佐町議会議員西坂和洋。

発言取消申出書。12月11日の会議における私の発言のうち次の部分を取り消したいので、議会において許可されるよう甲佐町議会会議規則第63条の規定により申し出ます。

記。取り消したい発言。

一般質問において公務員の兼業についての総務課長の答弁後の私の発言から最後までの部分。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 以上、申出書の朗読が終わりました。

お諮りします。

西坂議員の発言取り消しの申出書を許可することにご異議ございませんか。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時06分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの申出書に対しまして、西坂議員の発言の取り消しの申出書を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、発言取消の申出書を許可することに決定をいたしました。西坂議員においては、今後このような不穏当な発言がないよう、厳重注意をいたします。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時07分

再開 午前11時06分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1 承認第7号 専決処分の報告及び承認についてを議題とします

○議長（緒方哲哉君） 日程第1、承認第7号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 承認第7号についてご説明申し上げます。

承認第7号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。平成29年12月8日提出。町長名です。

次のページをお願いいたします。

専第7号、専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により下記事項を専決処分する。平成29年9月28日。町長名です。

記。1、平成29年度甲佐町一般会計補正予算（第4号）です。

1ページをお願いいたします。

平成29年度甲佐町一般会計補正予算（第4号）。平成29年度甲佐町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予

算の総額に歳入歳出それぞれ806万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120億120万7,000円とするものでございます。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。平成29年9月28日。町長名です。

次のページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正。歳入です。款15県支出金に777万7,000円を追加し、14億750万9,000円としております。3の委託金です。款18繰入金に28万9,000円を追加し、3億6,229万6,000円としております。1の基金繰入金です。歳入合計。補正前の額119億9,314万1,000円に806万6,000円を追加し、120億120万7,000円としております。

次のページをお願いします。

歳出です。款2総務費に806万6,000円を追加し、21億23万3,000円としております。4の選挙費です。歳出合計。補正前の額、119億9,314万1,000円に、806万6,000円を追加し、120億120万7,000円といたしております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

質疑につきましては、本予算全部についてをお願いいたします。質疑につきましては、本予算全部についての質疑をお願いいたします。何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○3番（荒田 博君） 承認第7号、専決処分の報告及び承認についてでございますが、さきに行われました衆議院選挙の費用ということでございますので、何ら異議なく承認いたします。

○議長（緒方哲哉君） これから、承認第7号「専決処分の報告及び承認について」を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第2 議案第34号 甲佐町課設置条例の一部改正について

○議長（緒方哲哉君） 日程第2、議案第34号「甲佐町課設置条例の一部改正について

て」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 議案第34号についてご説明申し上げます。

議案第34号、甲佐町課設置条例の一部を改正する条例について。甲佐町課設置条例の一部を次のように改正するものでございます。平成29年12月8日提出。町長名です。

提案理由につきましては、省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町課設置条例の一部を改正する条例。甲佐町課設置条例の一部を次のように改正する。

以下に改正分を示しておりますが、添付しております資料として、新旧対照表、それと平成30年度機構改革案によりまして説明したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、平成30年度機構改革案、A4の横になっております表をごらんいただきたいと思っております。

これまで役場組織機構につきましては、時代に即した組織への改革を随時行い、行政執行に当たってまいりましたけれども、昨年の熊本地震の発生や一昨年から言われております地方創生に対応するため、今回さらに組織の見直しと充実を図ることによりまして、熊本地震からの復旧復興と今後の人口増、定住促進につなげ、また円滑な行政運営を図ることといたしております。

今回、左側のほうに表を見ていただきますと、現在が15課、29係体制を右側のほうに示しております16課、32係体制とするものでございます。それぞれ改正する課につきまして説明をいたしたいと思っております。

上のほうから説明をしていきます。

まず、総務課でございますが、総務課内の体制の充実強化を図るということで、各係ごとの分掌事務の見直しを行っております。

まず、総務係を行政係といたしまして、役場組織内部に係る人事面やサービス関係及び法制執務関係業務を充実させるために行うものでございます。

二つ目に、現在の財政係に管財部門を統合することによりまして、契約関係の一元管理を行うということで、こちらのほうの係名を財務係といたしております。

それと、消防係を除きますその他の業務につきまして、庶務事務関係が残りますので、そちらのほうを庶務係ということでしております。

次に、企画課の政策立案機能を充実強化させる目的で、企画課と企画振興課に分割をしております。地域振興課に分割をしております。

まず、企画課のほうですが、全庁的な政策立案を担当する企画部門、それとその企画立案に必要なデータ収集を行う統計部門及び今後の行政運営を全庁的に改革検討する行財政改革部門を担当させるために企画課としております。また、熊本地震に係る業務を円滑に

行うため、全庁的な執行管理もあわせて行ってもらうこととしております。

次に、今後の地方創生に対応した体制を強化するというところで、企画課から分離をいたしまして地域振興課の創設を行っております。現在町が進めております定住施策、人口増対策などの地方創生に係る事業を推進するため、企画課から定住、企業誘致、商工観光部門のほか、町外への本町のPRを充実させるための広報部門を担当させることとしております。

次に、税務課でございます。税務課内の課税部門の強化を図るということで、課税係を分割をするということとしております。税行政に関して住民の関心が高まる中、より公平公正な課税を図るために、住民税部門、固定資産税部門を分離し、今後の課税強化を図ります。特に固定資産税係を創設することによりまして、これまで懸案事項となっておりました相続未登記物件の課税誤りや、未申告償却資産の課税漏れ等を防止するための調査などを行い、町税の根幹をなします固定資産税の公平公正な課税をより一層推進をしたいというふうに考えております。

次に、農政課内の農林振興部門の強化を図るということで、農林振興係を分割をしております。農業経営部門及び今後実施が予定されております農業基盤整備事業の推進などの施設整備部門を分割することにより、それぞれの対策強化を図りたいというふうに考えております。

最後に、建設課内に住宅関係部門ということで新たに住宅係を創設をしております。現在進められております災害公営住宅や子育て支援住宅の建設、管理、それと町営住宅の建て替え事業及び長寿命化事業への対応、さらに民間の住宅行政への対応を強化するということで新たに係を設けております。

以上、改正については説明を終わらせていただきまして、3ページへお戻りいただきたいと思っております。一番最後に附則ということで、この条例は平成30年4月1日から施行するというふうにしております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 説明終わりました。

これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

本田議員。

○11番（本田 新君） 今回の課設置条例ですけれども、初日に町長のほうから提案理由の説明がありましたが、改めて町長のほうに、今回のこの設置条例の真のねらい、町長の思いあたりをお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 今回、課設置条例の一部を改正する条例のほうを提案させていただきました。それぞれの時代の流れの中で、より効率的、あるいは効果的な組織に改編していくということは、これまでも往々にしてあったというふうに記憶しております。また、今後もそういうことはあり得るというふうに考えているところです。

ねらいといいますか、地震災害等からの復旧復興を加速化させていきたい、そのためにそれぞれの課の中身を検討して、効率化を図るために、今回企画のほうを二つに分けまして、新たに地域振興課という課を設置させていただくということになります。

そういったいろいろなそういう目的があって、今回課の変更をやっておりますけれども、その目的が達成された暁には、行財政改革の中の一環としては、これまでも課を集約化させた例もありますし、それについてはあり得ると、集約することもあり得るということで考えているところであります。

まずは、地震からの復旧復興についての加速化を図るためこういう組織に変えたいということでのご提案であります。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

宮川議員。

○7番（宮川安明君） 町長からの説明でよくわかりました。時代の流れ、それから何といっても震災の復旧復興に当たらなくてはいけないということはわかりました。あと、これはこの問題とちょっと離れるかもしれませんが、大体、総務課長お尋ねしますが、役場の職員さんというのは、言葉が適切かどうかわかりませんが、一人前といえますか、任せても大丈夫というようなところまで来るのに何年ぐらいで、個人差もあると思いますけれども、なされるのかですね。それと総務課長としては、何年ぐらいではやっぱりちゃんとした甲佐町の職員になってほしいんだよという思いに向かって教育しとるといようなのがあればお聞かせ願えませんか。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂直君） 職員についてどれぐらいで一人前になるのかというようなご発言でございますが、質問でございますが、基本的に採用試験を通過して職員となったということで、そういう地方公務員としての力量は、それぞれにあるんだろうというふうに思います。

ただ、学校を卒業してすぐとか、他の企業に勤めておってからの入庁ということで、行政執行についてはなかなか慣れてないところもありますので、現在職員の研修計画ということで作成しております、5年目までの職員につきましては、特に役場全体の組織が、また理解不足なところもあるかなというところで、全課長を講師として各課の業務紹介でありますとか、あといろいろの町の基本であります財政的なものでありますとか、総合計画を初めいろいろな計画部門でありますとか、まちの内容といいますか、町政全体についての勉強会、そういったものを特にやっておりますのでございます。

その後、5年を過ぎた後については、それぞれの階級別に研修を行っております、さらに資質の向上を図ってもらうというようなことで現在取り組んでいるところです。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） じゃあ、おおむね5年というふうに、5年ではやっぱり一人前

の職員さんになられるというふうに理解します。じゃあ、この課が32係に増えてるけど、それじゃあ、これは全てその係、係に係長さんを置かれるわけですね。置かれるんですか、全部32名。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） まあ係長を置くということは人事のところにもなりますので、一応そういう係単位で業務を専門的に執行してもらおうというようなところで一応考えております。基本的には係ですので、長を置くんだらうというふうには思いますが、そこは、あとは人事のところになりますので、発言は控えたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） 発言は控えられると、当然わかります。じゃあお聞きしますが、人事のとき、課長さん、係長さんまでは町長がされ、その他は総務課長だと理解しておりますが、どうでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 基本的には、町長が組織についてはちゃんと構成しますので、ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） じゃあ、総務課長に意見をお聞きにはなつとるということですよ。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） やはり組織については適材適所ということもありますので、職員の一番力を発揮できるということを念頭に置きながら、そういう異動については考えてやっていくということだと思います。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） 今、町長のほうから出ましたので、総務課長ね、適材適所、やっぱり能力を発揮する場所というのがあろうと思うんです。どうしてもやっぱり、全員課長さんいらっしゃいますけど、自分の部下やっぱりこれは向くかなという、ここでは無理じゃないという失礼ですけども、ここには向くかなという人、お持ちの課長さんもいらっしゃると思うんですね。そういうときやっぱり、今おっしゃったような適材適所、この職員はこういうところに付けてるんだというのを、しっかりそういう見目を、日ごろから総務課長ぜひ持って人事に当たっていただかないと、同じ人間でやるんですからね、職員を増してやって、課を多くして、係が多くなっても同じ人間で今回の場合やるんだから、その辺はしっかりお願いしますよということですよ。よろしいですか。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 議員の意見を参考にしながら行いたいと思います。進言をしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） 現行と改革案の中で暮らし安全ですね、これはその防犯・防災

と私は思います。以前は消防も含んであった中でそこまで消防まで入れたら無理というようなことで防犯・防災かな、でもここには書いてないわけですね。だから防犯・防災で間違いないですかね。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 防犯・防災のほかに交通のほうも担当しております。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） やっぱりここに入れとってもらいたかですね。

それとですね、私が昨日一般質問した中で、ふるさと納税、これは現行どおり総務課で担当されるわけですかね。私がこのふるさと納税、平成30年度は4,500万円が予定される中で、やはりこのふるさと納税については、都城を挙げるわけにはいきませんが、一般職の平と言ったら失礼ですけれども、この人のアイデアでああいう40億円とか数字が出てきておるわけですね。今現在もその人が担当でどんどん頑張っておられるという中で、私がこれは町長、思いですけれども、企画とか町振興あたりが、やっぱり総務課はやっぱり全体的な目配りも大事だし、いいんじゃないかと、私の思いで町長お尋ねしてるんですけれども。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） ただいまご指摘いただきましたけれども、今回の改正によって、ふるさと納税に関しましては地域振興課、新たに設置します地域振興課の商工観光系のほうで対応させていただくということになります。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） ぜひそのような形で、ふるさと納税4,500万円と言わず、2年後は1億円に成すぞというような思いで頑張ってくださいことを期待しております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

○11番（本田 新君） 議案第34号、甲佐町課設置条例の一部を改正する条例であります。ただいまの質疑の中で、町長の考えや、またこの条例の改正に対する思いが我々の議員のほうにも伝わってまいりました。職員の今後の活動が我が町の振興、復興につながると思いますので、ひとつ頑張ってくださいことをお願いいたしまして本案に賛成をいた

します。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから議案第34号「甲佐町課設置条例の一部改正について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第35号 甲佐町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（緒方哲哉君） 日程第3、議案第35号「甲佐町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 議案第35号について説明いたします。

議案第35号、甲佐町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について。甲佐町一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。平成29年12月8日提出。町長名です。

提案理由につきましては、省略させていただきます。

1ページをお願いいたします。

甲佐町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。以下に1条、2条、附則と改正分を示しておりますが、添付をしております資料で新旧対照表と別途条例の一部改正の概要によりまして説明をしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、資料の甲佐町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正の概要をお願いいたします。

今回1条と2条で改正を行うこととしております。

まず第1条です。こちらにつきましては、官民格差等に基づく人事院勧告による本年度の給与水準の改定ということで、平成28年度及び29年度分の改定を今年度において実施をするものでございます。

まず月齢給ということで、民間の毎月の給与額との比較を行いまして、平成28年度分で0.17%、708円程度、平成29年度分で0.15%、631円程度、これは平均値でございます。民間との初任給格差を勘案し、初任給について平成28年度分で1,500円、29年度分で1,000円を引き上げることとしております。合計2,500円の引き上げになります。若年層につきましても同程度の改定となっております。

そのほかの改正につきましては、28年、29年分あわせまして800円程度の引き上げとなっております。

二つ目に、特別給ということで、年間の民間のボーナスと特別給を比較をしております。

平成28年度分、29年度分、それぞれ0.1カ月分差が出てるということで、この28から29年度分の民間ボーナスと特別給との差0.2カ月分について、勤勉手当を引き上げることとしております。表を見ていただきますと、6月期はもう支給済みでございますので、これにつきましてはそのままということ、12月期、これも期末手当はそのまま勤勉手当のほうを0.2カ月分増額をして1カ月分としております。

それと、再任用職員につきましては、28～29年度分で勤勉手当を0.1カ月分引き上げるということで、12月期勤勉手当で0.1カ月分、0.475カ月分となっております。

それと、第2条で平成30年度の一般職の職員の特別給に係る勤勉手当、あわせて1.8カ月分につきまして、6月と12月に均等に各0.9カ月分ずつ振り分けるための改正でございます。現行では、6月期に勤勉手当が0.8を0.9に、12月期で改正によりまして1.0となっているものを0.9に引き下げることです。

それと、再任用職員の勤勉手当につきましても、勤勉手当のほうで0.05カ月分均等に割り振るということで、6月期で現在の0.375カ月分を0.425カ月、それと12月期で0.475でしたものを0.425に0.05引き下げることとしております。

改正分については以上でございます。

4ページをお願いいたします。

中段に、附則ということで施行期日等、1項、この条例は公布の日から施行する。ただし第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。2項、第1条の規定による改正後の甲佐町一般職の職員の給与に関する条例の規定は、平成29年4月1日から適用するというところで、1条につきましては、4月1日にさかのぼって適用するというふうにしております。

それと、給与の内払いということで3項、改正後の給与条例の規定を適用する場合には、改正前の甲佐町一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなすということとしております。規則への委任、4項、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるというふうにしております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 説明終わりました。

これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 今回の給与の引き上げについてですが、これまでの甲佐町の職員給与というのは、県内においてもかなり下位にあるということがあったと思いますが、今回の改正でそういった変化ができるのか、上のほうに幾らかでも上がる可能性があるのか、今の時点では難しいかもしれませんが、どうだろうかと思ひまして質問いたしました。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 今回の改正につきましては、全県下同じような改正になっ

ておりますので、言われているのはラスの数値だろうと思いますが、そちらのほうは、今回の改正で幾らになるのかというのはちょっと計算をしておりますので、具体的な数字は示せないと思いますが、余りは変わらないんじゃないかなと、順位的には変わらないんじゃないかなというふうには考えております。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） これは、熊本県下の自治体全部が引き上げということで間違いないですかね。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。
中村議員。

○12番（中村幸男君） ただいま2番議員が触れましたけれども、ラスパイあたりが甲佐町、本当は下から数えたほうが早いというような状況だったのではないかと思います。ただ、それについて触れるわけでもありません。また、この人事院勧告の給与改定について、いいとか反対をすることではなく、勉強のために教えていただきたいんですけれども、ここの概要の中で、民間と比較してと出てくるわけですよ。だから、その民間というのは、どの位置での民間を比較してあるかを私は知りたいわけですよ。甲佐町の企業あたりの給与あたりは、私もある程度わかっておりますけれども、民間がどの位置で民間との比較をしてあるかを勉強のため教えてもらいたいんですけれども。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 具体的なことにつきましては、今手元にございませんで、後ほど資料として提出したいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） 私も勉強のためにお聞きします。

これはこれでいいんですけれども、職員さんの昇給というかな、ここ行政職給与表、いっぱい段階が分けてあるけれども、これは毎年毎年、年に1回上げるの、上がっていくのか2回なのか、年に1回と決まってるんですか、ちょっとすみません。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 職員の昇給につきましては、今、人事評価等を行いまして、1月1日付で昇給判断はしております。

それと、先ほどの中村議員の質問ですけれども、熊本県の人事委員会のほうで、県内の企業規模50人以上かつ事業所規模の50人以上の民間事業所688事業所から218事業所を無作為に抽出し、実地調査を行ってるというふうになっております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） 年に1回人事評価でということだけれども、その人事評価についてお聞きしますけれども、どういう形でやっておられるのか、人事評価を。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 人事評価につきましては、昨年から人事評価のやり方が変

わっておりまして、一応2種類行うようになっております。現在は、昨年までは、まず人事評価の内容ですが、能力評価ということで、本人の業務に対する進め方等を判断をする能力評価というものと、実際の業務について目標設定を行って、今年度はこれこれこれについて、この段階まで、どういったやり方でやりますよというようなことを、係長、課長と面談を行って目標設定を行って、それによりまして評価をする実績評価というものがございまして。

昨年度は、導入をして最初であるということと、熊本地震もありまして、一応能力評価で行っております。それと本年度におきましては、一応能力評価、それと実績評価によって行うというふうにしておりますが、まだ能力評価については2年目ということで、職員もなれておりますし、評価する側も慣れておるということで、これはいいんですが、実績評価のほうが、今年度から初めての取り組みというようなこともありまして、それについてのちょっとばらつきもあるように感じますので、そこは、今どうするのかということについて検討しているところでございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） わかりました。何が言いたいかということ、先ほどの質問と関連しますけれども、5年たって一人前になるというときに、それじゃあ、その5年の間に給与面で差が出てきちゃうんじゃないかなと、当然それは出てきますよね、それ。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂直君） そういう人事評価の面である程度の域まで達しない職員については、どうしてもそれは昇給はできないというようなこともございます。通常の昇給幅、それから5割になるのかゼロになるのか、そういったこともあろうかと思えます。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） すみません。一般質問じゃないので余り突っ込んだ質問はしたくないんですけども、それじゃあ、先ほどの人事の問題と一緒に、できる人はいいけど極端な話ですよ、できない人については、町長がおっしゃったように、適材適所というところまで、やっぱりそういう人については考えるべきじゃないかなというふうにするんですよ。というのが、こういう給料体系、民間と比較してどうこうということ、民間でしたらやっぱり実績ですよ、その辺を非常に売上でもすぐ出てきますしね、行政の場合そういうのが出ませんよね、町長ね、その辺を、できる人はいいけど、できない人についてはやっぱりもうわかってるでしょうから、総務課長、だから人事のときにしっかりとその辺のことを考えて、配属先をやらんと、ここに並んでおられる課長さんたちも非常に困られると、そう思いますから、ぜひこの議案とは関係ないけれども、総務課長にお願いをしておきます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。

本郷議員。

○9番（本郷昭宣君） ちょっとお尋ねしたいんですが、我が町は6級制をとっておら

れるわけですが、上益城郡で町及び一部事務組合で7級制をとっておられるところがあるか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 多分6級制だろうと思いますが、そこにつきましては、もう一回確認をいたしまして、後で回答したいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 荒田議員。

○3番（荒田 博君） 私もちっと参考までにお聞きしたいんですが、今回、一般、民間のほうと比べられてということでございますので、特に期末手当等とかですと、民間ですとプラスマイナス査定というのがございますけれども、町のほうでは、そういった対応はどうなってるんでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 特別給につきましては、一応期末手当、勤勉手当というのがございますので、そういう実績等によってからの差というのは、勤勉手当のほうで調整するのかなというふうには思いますが、それにつきましても、人事評価等が関係してくるんだらうというふうに思います。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 先ほどの質問ともちっと関連しますけれども、今回は人事院勧告に基づく給与の引き上げということですが、町の職員が、やっぱり県内の地方公務員の給与の水準として低い位置にあるということで、これを向上させる策というようなものは考えていらっしゃるんでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） まずは、そのラスパイレス指数の変化をちょっとご紹介しておきたいというふうに思います。

手元に資料があるんですけども、平成26年の本町のラスパイレス指数は90.6、これは郡内でいうと、一番高いところがこのときは御船町の94.9でございました。これが27年度、28年度と年度を追うごとに本町の指数も若干上がってきております。28年度の数字を申し上げますと、93.3まで引き上がっているということでもあります。郡内でいうと、一番高い数字が益城町の96.5で、一番低いところが今度は嘉島町の92.8ということでもありますので、郡内では下から二番目というような数字までは上がったということです。

県内全体での数字については、位置についてはちょっと手元に資料がありませんのでお答えはできませんけれども、現在若干ではありますけれども、少しずつ数字は上がってきているということをご理解いただいたものというふうに思います。

それと、この数字を上げるための対策なんですけれども、これまでの昇格するときの期間については、昇格するまでの期間を短縮したということも、数字が上がる様相にはなっているということだろうと思います。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。ありませんね。
〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

○議長（緒方哲哉君） 荒田議員。

○3番（荒田 博君） 議案第35号、甲佐町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、人事院の給与改定に関する勧告に基づいてということでございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから議案第35号「甲佐町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第36号 土地の取得について

○議長（緒方哲哉君） 日程第4、議案第36号「土地の取得について」を議題とします。
提出者の説明を求めます。

企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） それでは、議案第36号についてご説明申し上げます。

議案第36号、土地の取得について。甲佐町すまいの復興拠点施設整備事業に伴い、下記のとおり財産を取得するものでございます。平成29年12月8日提出。町長名。

記。1、土地の所在地、地目、数量。所在地、甲佐町大字豊内字東園718番地1外10筆。地目、田。数量、1万2,052平方メートル。取得の目的、甲佐町すまいの復興拠点整備事業用地。内訳といたしまして、災害公営住宅7,488平方メートル。防災公園2,276平方メートル。子育て支援住宅2,288平方メートル。取得の方法、随意契約。4、取得の金額、用地費1億2,052万円。補償費742万2,198円。5、契約の相手方、住所、甲佐町大字■■■■■■■■■■。氏名、■■■■■■■■■■外10名。

提案理由については、省略させていただきます。

次のページをお願いします。

今回土地の取得に関します一覧となっております。土地につきましては、合計11筆、1万2,052平米となっております。登記名義人につきましては、地権者9名でございますが、

契約者といたしましては11名となっております。

あと、別添の資料のほうをお願いいたします。

位置に関しましては、甲佐町東側、甲佐町役場庁舎の東側となっております。

次のページをお願いいたします。

次のページは字図となっております。今回取得する部分につきまして網かけで表示をさせていただきますいております。

以上、説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） ちょっとお聞きしたかもしれんけど、この補償費の分についてどういふことか教えていただけますか。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） 補償費につきましては、物件の所在地にビニールハウスの棟が立っておりましたので、その移転補償となります。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） 私の記憶が間違いかどうか知らないけど、1,400万円の補償費だったと記憶して、これが出てきたからお聞きしてるんですけども。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） 議員がおっしゃるとおり、当初予算では1,400万円の予算計上しております。当初予算計上時には、概算でまず補償費の予算を計上させていただいております。それからハウスが立ってからの経年分の減価償却分等を引きまして、移転補償費といたしまして742万2,198円となって、その分で契約をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4、議案第36号「土地取得について」を議題としております。

何か質疑ありませんか。

企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） 先ほど宮川議員の補償費の算定につきましてご質問いただきましたが、的確な答弁ができず申しわけございません。

予算計上といたしましては1,480万円を計上させております。当初予算につきましては、

ビニールハウスの設置年の特定ができないため、新品価格として業者より見積もりを聴取した額を計上させていただいております。

今回の補償契約額につきましては、交渉の中でビニールハウスの設置年等の特定を行いまして、補償算定基準により算定させていただいております。算定基準につきましては、まず基準に基づきまして、再調達価格、新品の価格ですけれども、それを求め、耐用年数に応じた経過年数で補償率を乗じております。その価格に対しまして、再構築費という価格が出ております。それに解体撤去費及び諸経費を足しまして、今回補償費といたしまして742万2,198円という形で相手方と契約をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） 課長の説明でよくわかりました。ということは、あれを解体して撤去して、また別のところに建てられるということですね。その分まで入ってるからということですね。わかりました。

それと、やっぱり1,400万円が700万円になったというところで、ちょっと疑問を覚えて今回の質問ですけれども、予算計上されるときは、なるべくそういうところまで含んだところで、できればやっていただきたいと、今後ですね、そういうふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

○11番（本田 新君） 議案第36号、土地の取得についてでございますが、今回の土地は、復興住宅並びに子育て支援住宅のための財産取得だと思い、本案に賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから承認第36号「土地の取得について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

執行部のほうから、午前中の本郷議員の質問に対する答弁の申し出がっておりますので、これを許します。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 申しわけございません。午前中の給与条例の改正の件で、本郷議員からの質問に対しまして時間をとらせました。本郷議員のほうから、郡内の各町の給与の体系はどうなっているのかということでしたので、調べましたところ、甲佐町と同じく6級制で実施されておるといふことでございます。

以上でございます。

日程第5 議案第37号 工事請負契約の締結について

○議長（緒方哲哉君） 続きまして、日程第5、議案第37号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは、議案第37号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

災害関連地域防災がけ崩れ対策事業府領地区がけ崩れ対策工事について、下記のとおり工事請負契約を締結するものでございます。平成29年12月8日提出。町長名でございます。

記。1、契約の目的、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業府領地区がけ崩れ対策工事。2、場所、上益城郡甲佐町大字府領地内。3、契約金額、6,048万円。4、契約の相手方、上益城郡甲佐町大字白旗525番地、有限会社山形工務店 代表取締役山形學。5、契約の方式、指名競争入札。

提案理由については、省略させていただきます。

次のページをごらんください。仮契約書の写しを添付しております。

次のページに、工事概要についての説明資料を添付しておりますので、そちらの資料にて説明をさせていただきます。

説明資料2に基づきまして説明を行います。

府領地内の町道府領線に接するのり面が熊本地震で崩壊し、のり面上部にある宅地にまで被害が及んでおります。被害状況は右側の写真のとおりで、がけ崩れの高さが7メートルから9.7メートルで、被災延長が41メートルでございます。被災したのり面は不安定な状況にあり、放置すれば二次的被害を生じるおそれがあるため、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業を活用して、周囲の住宅や公共施設への被害を防止するために実施するものでございます。

復旧工事の主な工事といたしましては、大型ブロック積みで施工し、延長は41メートル、ブロック積みの高さが7メートルから9メートルで、面積が344平米です。このほか、盛り土工628立米、アスファルト舗装を29平米、コンクリート舗装を27平米、L型側溝を25メートル、転落防護柵を8メートル施工します。

以上が工事概要となります。

なお、工事の施工の段階で変更を必要とすることが生じた場合、軽微な変更につきましては、町長の専決により実施させていただき、工事が竣工する前までに変更契約の締結に

ついて議会へご提案させていただくということで、ご了解をいただきますようよろしく申し上げます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。質疑ございませんか。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） お尋ねいたしますが、今回のこの公共工事を初めとして、今年度まちが予定をされてる公共事業の進捗状況は順調なのか、おくれがあるのか、そういった点はいかがでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 順調なのかと言われますと、契約件数につきましてはもう8割程度工事、災害復旧工事について8割程度工事を契約しております。工事施工の進捗につきましては、建設業界とも一生懸命されておまして順調、今の状況では順調だと思っております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮川議員。

○7番（宮川安明君） 議案第37号、工事請負契約の締結についてでございますが、今担当課長の説明ございましたように、災害に府領地区の工事ということで、何ら異議なく賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これですべて討論を終結します。

これから議案第37号「工事請負契約の締結について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決定し、執行部から提案が今ございました軽微な変更につきましては、専決を行い、工事の竣工前までに変更契約締結を議案として提出することにも異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第38号 指定管理者の指定について

○議長（緒方哲哉君） 日程第6、議案第38号「指定管理者の指定について」を議題と

します。

提出者の説明を求めます。

社会教育課長。

○社会教育課長（吉岡英二君） それでは、議案第38号についてご説明いたします。

議案第38号、指定管理者の指定について。次のように指定管理者の指定をすることとするものでございます。平成29年12月8日提出。町長名です。

1、公の施設の名称、安津橋健康広場グラウンド・ゴルフ場。2、指定管理候補者、祐和會指定管理業務共同体 代表企業株式会社三勢。3、指定期間、平成30年4月1日から平成33年3月31日まででございます。

提案理由については省略させていただきます。

今回の上程までの内容について要約してご説明させていただきます。

平成24年度から3年間、それと平成27年度からの3年間ということで、管理運営につきましては、指定管理者として甲佐町商工会にしておりましたが、商工会におかれましても創意工夫に基づき住民サービスに努められ、適切な運営管理をしていただいたところでございますが、平成29年度末、今年度末をもちまして指定管理期間が終了いたします。そのため、平成30年度から新たな指定管理者を募集したものです。甲佐町の指定管理者選定委員会設置要綱に基づきまして募集要項を公表いたしました。期間内の応募がございませんでした。このため指定管理者選定委員会を再度開催いたしまして、その際に応募資格を今までは甲佐町内に主たる事務所を有する団体ということから、熊本県内に主たる住所を有する団体へと幅を広げまして、同一形態、同一内容で募集要項の公表を行ったところでございます。

その結果、1社のみ応募されました。指定管理団体になり得る資格を有しているというような第1次審査、第2次審査の開催の後に、そういう見解に基づきまして、今回の指定管理者候補の祐和會指定管理業務共同体の契約を行いたく本日上程し、議会の議決をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

福田議員。

○5番（福田謙二君） 今回のこの指定管理者ですね、が1社ということで、以前までは甲佐町商工会ということで、以前のように雇用の面ですね、雇用とそれから納入品は地元で調達は以前と同様にできるのか、それともこちらのほうがいようにされるのか、そして、町がこうやってほしいというのは何かありますでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉岡英二君） 今回の指定管理者候補団体につきましては、団体からも提案された資料、それと第2次審査時の委員会からの質問におきまして、従業員の雇用、それと必要物品等の購入については、地元を優先させるというようなことでご了承、ご返答をいただいているところでございます。それを含め詳細な内容につきましては、住民サービス、まちの活性化の面で、地元と十分な協議が行えるような町を含めてのサポーター

ミーティング機関を設立いたしまして決定していくよう、お互いに了承を得ているところでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

本田議員。

○11番（本田 新君） 5番議員のほうから質問ありましたけれども、このところ、長年商工会がずっと契約しとったけれども、町のほうも商工会が手を挙げてくれるだろうという思いがあったんだろうかと思えますけれども、商工会は一体、今回手を挙げなかったとか、何かそこら辺について理由だとか、何かそういった商工会との話し合いとか何かはされましたでしょうか。もちろんされてるんであれば、その一端を紹介してもらえないでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉岡英二君） 正式な話し合いの場を設けてしているということではございませんけれども、理事会等を開かれたということで、その内容をお聞きしたところ、現在、18年度から22年度までの5年間は2万7,000人程度ということで、やや減少傾向にあったということでございますけれども、平成23年度から、またその後も平成28年度につきましては、利用者も相当減ってきている状態でございます。その原因として思われるのが、近隣町や町内の各地区にもグラウンド・ゴルフ場と同様の施設が建設されてることと、もともと高齢化などによりグラウンド・ゴルフをされる方の減もあつてることと、利用者減による収入の減、運営についても今後が少し難しくなるんじゃないかというようなお話は聞いているところでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 本田議員。

○11番（本田 新君） 商工会のほうではそのような分析で、利用者が減ってきて、収益の問題で手を引かれたということだけど、そういった状態であつて、この今回されるころはそれで大丈夫なのかとか、また何か新しい方策だとか、何かそういった施策を持つておられるのかどうなのか、その点は、担当課のほうではどのように分析しておられますか。

○議長（緒方哲哉君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉岡英二君） まず、今回の指定管理候補団体でございますけれども、これにつきましては、3社の共同体ということで申請されております。簡単に申し上げますと、まず株式会社三勢におきましては、安心安全の施設管理の面を重点的にと、それと株式会社祐和會につきましては、健康・文化事業に関する面、それとNPO法人のひとづくりネットにつきましては、スポーツ、教育事業に関する面と、それぞれが専門的なノウハウを有されておるといふふうに認識しております。管理運営を行っていただく共同体としては、そのほか交流であつたりとか、人を育み、交流するというようないろいろな催し、イベントも企画されているということで認識しております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 本田議員。

○11番（本田 新君） 今回のこの業者は、県下一円こういうことやってられるから、県下からお客さんを引っ張ってこれるとか、イベントとかやって、これまでにないそういった新しい客というかな、利用者が見込めるといふふうに考えておられるということですよ、わかりました。それは大いに結構なことだろうと思います。やっていただいて、以前からちょっと言われておるけれども、ただグラウンド・ゴルフだけではなくて、せっかくだから、そういった来られるなら、それに何か、それにプラスアルファの何か、地元の利益になるような何かを今後やっていかれるような、そういった環境をぜひみんなで作くり上げていって、地元の振興につながるようなものになればいいなというふうな思いもありますので、その点を考えていただきたいなというふうに思います。

○議長（緒方哲哉君） 答弁いいですか。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） それじゃあ、今後のことにもつながってきますので、私のほうから、ただいまの件については答弁させていただきます。

議員もご承知のとおり、安津橋の周辺の総合運動公園について、現在町のほうでも国交省にお願いして計画を進めているところであります。今後は、そういう周辺の一体的な指定管理ということも、これは当然考えていかなくちゃならないというふうに思っておりますので、完成年度を見越したところでのそういった計画、それから立案についても今後詰めていきたいというふうに考えております。当然、おっしゃるようなことについても考えていかなくちゃなりませんので、地域の振興、まちの活性化に向けた取り組みを検討していきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。

山内議員。

○1番（山内亮一君） 今までの質問と答えて、大体のいろいろなことはわかったと思いますが、もう少し資料をつけてもらおうと、この会社がどういう会社なのかなという気持ちがありましたので、課長が手元に持っておられるようなパンフレットとか、そういったものを議員各位にも配っていただければありがたいなと思いますが。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 今の山内議員の質問に対しての答弁、社会教育課長。

○社会教育課長（吉岡英二君） 申しわけありません。後でパンフレット等お配りしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） 今、社会教育課長の答弁だけど、後でというのは、それは後でも結構だけれども、今あなたがそこに持つてる資料の中で、この会社がどういうところを指定管理者として今県内でやっておられるとか、どういう方々が役員でやっておられます

という答えはできると思うんですね。そこだけは答えてあげて、そして、申しわけございません、あとは資料として差し上げますというようなふうにやっていただけませんか。

○議長（緒方哲哉君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉岡英二君） それぞれ説明しましたけれども、もう少し詳しく説明したいと思います。

まず、三勢という会社でございますけれども、主に総合マネジメント及びコンサル業務のほか、スポーツイベント、各種イベントの企画、施設の運営管理業務を今もやられている会社でございます。これにつきましては、マネジメント面をとということでございます。それと、株式会社祐和會でございますけれども、現在スポーツセンターとかプールの健康増進施設、それと、博物館や美術館などの文化施設の管理運営をやっておられるというような会社でございます。

それと最後に、NPO法人のひとづくりネットですけれども、これにつきましては幼児から中高年層を対象に、スポーツであったりとか野外活動、各種教育プログラムのもとに体験活動等もやっておられるということで、社会教育の推進、それと、子どもの健全育成、環境保全を図る活動などを現在やっておられるような会社の集合体ということでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 山内議員。

○1番（山内亮一君） ありがとうございます。ただ、大丈夫かなというのが資本金あたりも株式会社なんで、しっかり審査会で見ておられると思いますけれども、そういった資料が欲しかったものですから言ったところ。財政的にもきちっとしてるのかなという確認をしたかったものですから、そういうパンフレットとかないのですかと言ったところでございますが、資本金まであればちょっと答えていただければと思いますが。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午後1時26分

再開 午後1時27分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○社会教育課長（吉岡英二君） 類似施設の実績ということでご説明いたしますけれども、上天草市について、松島総合運動公園でありますとか、小島公園でありますとか、そういったことで4カ所ぐらいですね、それと佐賀、大分でも1カ所ずつ、芦北、宇城、菊池、菊池は少年自然の家とか、宇城は豊野少年自然の家でありますとか、あとは玉名、山鹿あたりのトレーニングセンター、総合体育館、それと四季の里旭志、菊池のですね、そういったところ、ほかにもございますけれども、そういったところが有名なところでは管理をされているというようなことでございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

中村議員。

○12番（中村幸男君） 今回の議論の中で、商工会、本当に6年間、指定管理者として精いっぱいお世話になって、今後のことを考えると、やはり3年間指定管理を受けた以上は、当初管理を受けた時点で、甲佐町民の健康広場ということで私たちは理解して、精いっぱい頑張ったわけでございます。

そういう流れの中において、社会教育課長が答弁したとおり、当初の3年間、本当にどうにか頑張ってきたと、あとの3年間については、大変なことになるなというような思いの中でやってきて、3月で指定管理が終わるということで、私自身は肩の荷がおりたというのが現在の気持ちでございます。

ただ、商工会がこの事業に取り組んだ原点は、職員5名おる中の人件費については熊本県のほうからいただいております。人件費の8割を熊本県からいただいて、あと2割については、それぞれの単独商工会で自主事業を行って賄いなさいという流れの中で、私たちも町にお願いして6年間頑張ってきたわけでございますので、大変お世話になったという気持ちで精いっぱいです。

ただ、そういう流れの中で、やっぱり今までどおりグラウンド・ゴルフの人口は確かに減っておる中でも、やはり町民の健康広場、そして地元の企業、また物品販売等をぜひ、先ほども出ておりましたけれども、今までどおり利用していただくことをお願いして、私の6年間の指定管理者として、また最近は特にコースがきれいになったというようなことも、プレイされる方からも聞いております。これについても、私なりそういう企業にお願いして、いろいろ肥料面とか消毒面とか指導を受けながらやってきた結果が、今日にあるんじゃないかと思っております。本当に6年間お世話になりました。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。質疑ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

山内議員。

○1番（山内亮一君） 賛成の前に、いろいろな資料のほうについては後でいただくとしまして、今後もこの指定管理者がしっかり頑張っていたいただきたいという思いで、さっき質問させていただきました。賛成意見としまして、議案第38号、指定管理者の指定について、社会教育課長の説明のありましたとおり、ほかの町外の施設でも運用されているということで、賛成したいと思えます。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから議案第38号「指定管理者の指定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第39号 平成29年度甲佐町一般会計補正予算（第5号）

○議長（緒方哲哉君） 日程第7、議案第39号「平成29年度甲佐町一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 議案第39号についてご説明申し上げます。

議案第39号、平成29年度甲佐町一般会計補正予算（第5号）です。

1 ページ目をお願いいたします。

平成29年度甲佐町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによります。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億1,857万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ125億1,978万4,000円といたします。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。繰越明許費の補正。第2条、翌年度へ繰り越して使用することができる経費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」によります。債務負担行為の補正。第3条、債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」によります。地方債の補正。第4条、地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」によります。平成29年12月8日提出。町長名です。

次のページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正。歳入です。款14国庫支出金に1億6,605万5,000円を追加し、40億2,582万9,000円といたしております。1の国庫負担金から3の委託金までです。款15県支出金に5,367万2,000円を追加し、14億6,118万1,000円といたしております。1の県負担金から3の委託金までです。款18繰入金に8,135万円を追加し、4億4,364万6,000円といたしております。1の基金繰入金です。款21町債に2億1,750万円を追加し、28億1,194万2,000円といたしております。1の町債です。歳入合計。補正前の額120億120万7,000円に5億1,857万7,000円を追加し、125億1,978万4,000円といたしております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。款1議会費に20万2,000円を追加し、8,017万6,000円といたしております。1の議会費です。款2総務費に1億3,713万5,000円を追加し、22億3,736万8,000円といたしております。1の総務管理費から3の戸籍住民登録費までです。款3民生費に1,625万6,000円を追加し、20億8,977万3,000円といたしております。1の社会福祉費から3の災害救助費までです。款4衛生費に5億5,037万4,000円を追加し、29億3,619万4,000円といたしております。1の保健衛生費、2の清掃費です。款5農林水産業費から198万7,000円

を減額し、4億9,439万2,000円といたしております。1の農業費です。款6商工費から898万7,000円を減額し、4,995万1,000円といたしております。1の商工費です。款7土木費から2億1,414万8,000円を減額し、10億9,959万1,000円といたしております。1の土木管理費、2の道路橋梁費、4の住宅費です。款8消防費に44万4,000円を追加し、3億8,183万3,000円といたしております。1の消防費です。款9教育費から2,651万7,000円を減額し、6億8,170万9,000円といたしております。1の教育総務費から5の保健体育費までです。款10災害復旧費に7,344万円を追加し、16億4,388万7,000円といたしております。4のその他公共施設・公用施設災害復旧費です。款11公債費から763万5,000円を減額し、7億9,490万9,000円といたしております。1の公債費です。歳出合計。補正前の額120億120万7,000円に5億1,857万7,000円を追加し、125億1,978万4,000円といたしております。

次のページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正です。まず、1追加です。款項、事業名、金額で説明させていただきます。款4衛生費、項1保健衛生費、地域包括ケアシステム改修事業42万8,000円、款7土木費、項2道路橋梁費、狭あい道路整備事業3,500万円、同じく項2道路橋梁費、道路新設改良事業1億6,960万円、款7土木費、項4住宅費、住宅耐震改修事業900万円、同じく住宅費町営住宅長寿命化事業1億4,135万円、同じく住宅費、耐震改修促進計画策定事業310万円、同じく住宅費、宅地耐震化推進事業2億9,930万円、款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業、4億6,800万円。2の変更です。款2総務費、項1総務管理費の災害公営住宅整備事業で変更前の金額11億8,364万4,000円に1億3,331万4,000円を追加し、13億1,695万8,000円といたしております。

次のページをお願いいたします。

第3表 債務負担行為補正です。追加です。事項、期間、限度額で説明をさせていただきます。議会会議録筆耕翻訳料、平成30年度71万3,000円、ふるさと甲佐応援寄附金運営業務委託料、平成30年度500万円、庁舎等の定期特別清掃及び環境衛生管理委託料、平成30年度484万円、庁舎等の設備保守業務委託料、平成30年度781万3,000円、固定資産税土地評価業務委託料、平成30年度から平成32年度まで1,616万1,000円です。学校ICT機器保守等管理委託料、平成30年度300万円、小学校高压受電設備管理業務委託料、平成30年度111万円、小学校昇降機保守管理業務委託料、平成30年度85万6,000円、中学校高压受電設備管理業務委託料、平成30年度39万6,000円、中学校時間外警備業務委託料、平成30年度22万1,000円、中学校昇降機保守管理業務委託料、平成30年度81万7,000円。

次のページをお願いいたします。

第4表 地方債補正。まず追加です。起債の目的、緊急防災減災事業、限度額40万円。起債の方法、証書借入れ、または証券発行、利率年5%以内、ただし利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、また繰り上げ償還、もしくは低利債に借り換えすることがで

きる。2、変更です。起債の目的、過疎対策事業、補正前の限度額が5億6,730万円から1億2,580万円を減額し、4億4,150万円としております。公営住宅建設事業、補正前の限度額5億5,570万円に2,200万円を追加し、5億7,770万円としております。災害復旧事業、補正前の限度額4億4,380万円に6,160万円を追加し、5億540万円としております。災害対策債、補正前の限度額8億7,570万円に2億5,930万円を追加し、11億3,500万円としております。なお、起債の方法、利率償還の方法については変更がございません。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。最初に歳出について質疑をお願いいたします。

まず、13ページの款1 議会費から、18ページ、款6 商工費までです。13ページから18ページ、款6 商工費までの歳出についてをお願いします。

何か質疑ありませんか。

総務課長。

○総務課長（西坂 直君） すみません。文字の字句の訂正をすみません、お願いしたいと思います。7ページの第4表 地方債補正の1の追加のところの起債の目的、緊急防災減災事業の減災の「災」の字が債権の「債」になっておりますが、災害の「災」でございますので、訂正をお願いいたします。申しわけございません。よろしく願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 甲佐町一般会計補正予算の今歳出についてを伺っております。13ページ款1の議会費から18ページ款6 商工費までです。

何か質疑ありませんか。

○議長（緒方哲哉君） 荒田議員。

○3番（荒田 博君） 18ページの観光費でございますけれども、観光案内板設置の部分ですが、減額されておりますけれども、昨年ぐらいからサイン計画ということで設置するというので当初計画を進められてきておりますけれども、昨年震災等でできなかったというのはわかりますが、本年減額されて、いつごろ設置するのを目的にされてるのか。そのあたりも含めてお答えください。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） 商工費の減額補正について、案内看板についてのご質問について答弁させていただきます。

サイン計画につきましては、当初本年度7基の設置を予定しておりました。この事業につきましては、社会資本整備総合交付金を補助金を充てて事業を実施する予定でございましたけれども、当初交付金につきましては、交付金ベースで780万円の歳入を見込んでおりましたが、実質決定額といたしまして146万5,000円というふうになりましたので、今年度は設計委託のみ実施し、来年度ですね、設置工事を行うために、社会資本整備交付金について予算を要望しているところでございます。本年度予定しておりました7基につきましては、来年度実施予定といたしております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

本田議員。

○11番（本田 新君） 18ページに農地費がありますけれども、農地費これありましたけれども、関連質問でいわゆる災害復旧のことですので、ぜひともお許しいただいて質問をさせていただきたいと思います。

災害による農地の復旧が、当初、部落説明会とか地元説明会では、本年度の今ごろから始まるというような話でありましたけれども、そのことで実際どのようになっているのか、その点についてお聞かせください。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 農地の災害復旧の予定についてということでお答えいたします。

ただいま本田議員からありましたとおり、当初、地元には平成30年度の秋口からと、一番最後になると思われましてということで説明をしてきているところです。入札につきましては、本年中、今月入札に付する予定といたしております。来年へ繰り越して工事を行うと。

ただ、工事の期間、先ほど秋口からということで当初考えておりましたが、水田等の圃場の泥と土を扱うということで、秋口から始めるとどうしても工事が3月末まで、もう3年目に来年度なりますので、3月末までには竣工しなければならないということで、そこは難しいというようなお話を聞きまして、少し前倒しをしまして契約は本年中に行って、実際の工事の着工については、来年の梅雨明け後に工事に着手するならばということで現在計画をしているところです。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 本田議員。

○11番（本田 新君） わかりました。来年の夏からやるということで、農業やっている者からすると、こういう言い方よくするんですけども、いわゆる夏場の表作と冬の裏作というようなことがありますと思います。それはもう、災害復旧のことだから、余り言えなくても、農地を表作だけでもつくれるとか、裏作だけでもつくれるようにするとか、そういうことまで考えられるのかどうなのか。

その点ともう一点、災害復旧費の個人負担ですね、当初数%ということで言われております。考えてみますと、その返済ですね、いわゆる個人負担はどのような形で返済されるのか、それに対して何か期間をやるとか、そういった猶予だとか、何かそういったことは考えがあるのかなのか、その点お聞かせください。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） ただいまのご質問にお答えいたします。

表作、裏作と本田議員言われますとおり、当初、できれば表作つくれるところは表作をつくっていただいて、収穫後に工事をという思いでございましたが、先ほどご説明しました

とおり、土、泥を扱うということで、どうしても夏場の工事でないと工事期間も長くなる。圃場の安定もやっぱり夏場の工事と冬工事では差が出るということでございますので、夏工事で行いたい。梅雨明けから行いますので、ちょっと後ろのほうはまだ入札が今回行いますので、工期的には3月末までとることになるだろうと思いますが、できるだけ裏作、間に合う圃場が多く出るように、工事のほうは進めていただきたいというふうを考えております。

それともう一点、受益者負担金の件ですが、受益者負担金につきましては、工事費が確定しなければ負担金の計算ができませんので、工事完了後、各受益者の方に計算をした上で、納付書を発行して納めていただくという形になります。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 本田議員。

○11番（本田 新君） もう一点だけ、すみません。お願いをしておきます。説明会では、冬場を中心にやりたいというようなことでやっておられますので、もう来年の夏からということであるならば、もうJAのほうでは種子とか、もう30年、表作、裏作もあるし、今だったら、もう31年度の種子の契約を今回覧板で回っています。そういった状況でありますので、地元へとか利用者に対する周知徹底、周知をなるべく早くされることを願います。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 各災害復旧をされます受益者の方につきましては、入札が終わり次第、事業者が決定しました上で通知を差上げるなり、地区ごとの説明会を行うということを行いたいと思っております。不調不落等がありますと、工期のほうもなかなか決定ができませんので、大変申しわけありませんが、今回12月行いますので、不調不落がなければ、時間的に座談会をする時間をとれないと思っておりますので、決定次第、各該当する受益者の方には通知のほうを差し上げたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

宮川議員。

○7番（宮川安明君） 関連で、今、災害、被災した農地のことでやり取りされてますけれども、あくまでもこれ申請された農地ですよ、それはそれでいいんだけど、中には申請をなさってない方がいらっしゃると、農政課は把握されていらっしゃるでしょうけれども、そうすると、非常に問題が出てくるんじゃないかなという危惧をしてるんですよ。その辺担当課として、地主さんがしないとおっしゃればそれまでといえばそれまでだけれども、そういうわけにもいかんんじゃないかなという気持ちがあるんですけども、いかがですか。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 宮川議員のご質問にお答えいたします。

国の災害の査定にかかるような大規模なものについては、大体申請が上がっていると思

っております。

まず、災害査定に40万円という数字がありますので、その災害査定にかからないような補助につきましても、県のほうに設置してあります復興基金のほうで、自力復旧2分の1補助というのがありますので、小規模災害については現在数件申請があつて、事業もされているところがあります。

ただ、ある程度、自力復旧事業につきましても、農地につきましても、20万円が補助の上限額と、補助金で20万円が上限額ということになりますので、多額の費用がかかるような工事であれば、なかなか20万円、もともとの災害復旧で手を挙げられなかったところについては、自力復旧事業でも大変難しいのかなと。

ただ、最終的に農業サイドの災害復旧工事につきましても、受益者負担というのがどうしてもついてきますので、地権者また小作者の方が、もうしないと言われれば、ちょっと大変申しわけないんですが、現時点では、その農地について災害復旧の工事を行うというのは難しいというような状況でございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） 当然そうでしょうけれども、果たしてそれで、結局周囲全部そういうきれいになってしまって、そこだけが、あなたが手を挙げんだからそのままですよといった、農地としても用を足さんわけですよ。そしたら今度は、いろいろなやつ補助金関係でそこだけが多面的機能とかいろいろあるでしょう。ああいうのはやっぱり面で見ると、そういうところがあつてはならないわけですよ。中山間のやつも一緒だけれども、そういうところまで絡んできませんかなというもんだから、何とか手立てはないのかなという思いです。

今から、今おっしゃってるのはわかります。当然今の現状ではそうでしょう。ですから物の考え方として、そういうところまで考えを持っていただけんかなという思いですから、ぜひ今後考えていただいておりますかということだけでございます。今回考えてください。

○議長（緒方哲哉君） 答弁要りますか。

○7番（宮川安明君） いや、いいです。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

宮川議員。

○7番（宮川安明君） この17ページの清掃費の中で、災害廃棄物集積所管理業務委託料というようなことで、ほとんどがこれなんですよね。補正予算、今の災害廃棄物の現状どうなっているのかと、今後の見通しについて大体担当課で把握されとるだろうから、その辺の概要を一応お聞きしておきたいなと思ひまして質問をいたしております。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 災害廃棄物処理事業の主なものとしまして、今行っております公費解体が上げられますが、公費解体の進捗状況の報告でよろしいでしょうか。

公費解体ですが、12月7日現在で集計を行っておりまして、自主解体を含めた申請棟数が1,175棟、うち解体済みの棟数が1,135棟で、進捗率としまして96.6%となっております。申請につきましては、29年3月31日で一旦締め切ったんですが、罹災証明がまだ出続けているということと、家を修理しようと思ってたけれども、費用が高かったんでやっぱり壊して解体したいという方や、親族間で話がなかなかまとまらなかったんで申し込めなかったというような特別な事情をお持ちの方がいらっしゃるんで、そういう方につきましては、12月28日まで申請を受け付けるということにして広報も行っているところでございます。広報した後に、駆け込み的な申し込みが現在も出てきておりますので、現在今、解体が残ってる棟数が40なんですけれども、まだ増えていく見通しでございます。そういうことで28日に締め切った後、解体の完了ですが、1月末を目指しているところではあります、少しおくれるというのも想定される場所です。それでも、遅くとも3月上旬までには全て片づけてしまおうと考えているところです。

以上になります。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 今のページですが、今、宮川議員のほうから質問がありました。その下の共同墓地等の復旧支援事業補助金というのがありますが、これは納骨堂、また個人で建てておられる納骨堂あたりの助成金ですか。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 共同墓地等復旧支援事業補助金についてご説明させていただきます。この補助金の対象となりますのが、集落等で共有されている墓地、個人で1個建てられているやつじゃなくて、集合体として建てられている墓地、または納骨堂が対象となるんですけれども、その墓地、または納骨堂の皆さんでお使いになる共有部分、具体的には道路とか外構、水道施設、そういったものの復旧工事が補助の対象となります。また、墓石が通路等に転落してそれをもとに戻すというのも共有部分にかかっておりますので、対象になります。

納骨堂につきましては、一つの建物をみんなで使われておりますので、建物本体については補助の対象となります。この補助については、県の復興基金を活用させていただいております。補助率が2分の1、補助の上限額が1,000万円となっております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 先ほどの宮川議員からの質問に対する環境衛生課長の答弁の中で、解体の締め切りが12月いっぱいですかね、28日までということですが、それまでに事情があつてできない方というのはいないんですかね。それでもう全部済んでしまいませんか、解体については。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 罹災証明につきましては、12月28日を過ぎても出ていくものと思われますので、現在半壊以上の判定を受けてない方が、実際に解体を希望されている場合ですね、来年になっては、もう受け付けができないということになります。いかなる場合でも、もう申請は12月28日で締め切るということで広報はさせていただいておりますし、罹災証明の判定が半壊以上と重くて、大規模半壊とか全壊の方につきましては、個別に解体の意思を確認しているところであります。

答弁になりましたでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） やはり事情があって、どうしてもその申請に間に合わなくて、その後解体をせざるを得ないような方というのも出る可能性はあらせんとですか。だから、そういった場合にやっぱり延長せざるを得ないということはないですか。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） この事業が、環境省の災害廃棄物処理事業という補助金を活用しておりまして、これが災害で発生した、大変表現が悪いんですけども、建物、全壊の建物は廃棄物という扱いになっておりまして、災害で発生した廃棄物は速やかに取り除いて、生活環境を正常なものにしようという趣旨の補助金で、熊本地震では被災者支援のために適用範囲を拡大しまして、半壊以上を範囲としております。この事業が平成28年度と29年度、2カ年で終わるということになってまして、何故かと申しますと、速やかに生活環境を正常なものにするという趣旨でございますので、年度を超えて事業を進めるというのには、よほどの理由がないと無理ということで環境省から話を伺っているところです。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 申請については、いつかは締め切りというのはこれ当然発生するわけでありまして、これはこの件については、何も甲佐町ばかりに限ったことではなくて、恐らく県内の被災された自治体、同じような方向で進まれると思います。県の2次仮置き場についても閉鎖というようなことになりまして、やはりいつかは締め切りがあるので、そういう漏れがないように周知徹底を図っていくということが、我々の使命かなというふうに思いますので、担当課のほうで、その辺は十分に考えながら、町民の皆様方に申請漏れがないような手配をやっていきたいというふうに考えます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 町長のおっしゃる締め切りというのもわかりますが、やはりこの被災で、やっぱり支援の枠の中にどうしても入らないような人を残してはいけないと思うんですね。そういった意味では、私はまだ可能性が、残されてる可能性がある人がいるんじゃないかというふうに思うわけですよ。そういった場合に、今月の28日までということで、それで間に合わない人がありはしないかということで、間に合わなければ、やはり解体にしても自己負担での解体ということになるから、と思うんですね、それがもう締め切りで終わればですね、そういったことも考えられないのかということでお尋ねしたとこ

ろなんですよ。もうそういう人は町民の中にはいないということで考えてよろしいんじゃないかな。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午後 2 時08分

再開 午後 2 時20分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 公費解体の締め切りにつきましてでございますが、12月28日の締切日まで対象となる住民の皆様に対し、周知徹底に努めて、漏れがないように努めてまいりたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

荒田議員。

○3番（荒田 博君） 14ページの熊本地震関連費、災害公営住宅整備事業委託料がありますけれども、この委託料に関しては、町内業者で公営住宅の整備をされるということでございますけれども、先ほどお話にもあっております農地関係の整備等もあると思いますので、これが町内でできるかどうかとかそのあたりも懸念されますので、そのあたりはどうお考えでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午後 2 時21分

再開 午後 2 時21分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） 2款総務費の目9の災害関連費の補正についてでございますけれども、今回補正をお願いしている分につきましては、災害公営住宅整備事業委託料といたしまして、災害公営住宅の建設に伴いまして、県に委託して行う災害公営住宅の建物及び外構等につきましての補正を計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に19ページ、款7土木費から24ページ、11款の公債費までです。19ページから24ページの公債費まで何かありませんか。

19ページ土木費から款11の公債費までです。

本田議員。

○11番（本田 新君） 22ページに遠距離通学者の補助金の減額がっております。これは自転車への補助金だというふうに思います。近い生徒にはなく、遠い方には出すということでありましてけれども、町長に聞きますけれども、町長は議員のとき、これはどうなんだということは質問されたとは私は記憶しております。もうこれ、かれこれ50年前です。まではいかないか、45年、合併をするとき、反対する方がおるから、遠い方には自転車補助金出しますから、中学校の統一をということになった予算なんですね。これ1回始めたらなかなかやめられることもできないだろうと思います。

ならば、もう全員に出すというような方向でやっていかれたらどうなんだろうかというふうに思いますし、また、今度、安津橋の上に総合グラウンドつくりますよね。あそこでも中学生あたりが練習しにいくときなんか自転車で行くんじゃないですか。そこに近い方は、生徒にもやっぱり自転車をとかいうような方向にもなるだろうということも考えられるし、もうそろそろこれについて、考え直したほうが私はいいんじゃないかなというふうに思いますが、その点を一つ提案したいと思っておりますが、どっちにお願い聞いてよいでしょうか。

まずは、教育長のほうに聞いた上で、また10数年前に質問された町長にもお聞きしたいと思っております。

○議長（緒方哲哉君） いいですか、どちらか。

教育長。

○教育長（蔵田勇治君） 今の中学生の通学の遠距離通学の補助金につきましては、歴史的な経緯等は私把握しておりませんが、財政にかかわることですので、私のほうからは、通学に体力を使うとか、危険とか安全とかいうことについては考えを持っておりましてけれども、補助金ということですので、答弁を控えたいと思っております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午後2時26分

再開 午後2時27分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 本田議員のほうから、遠距離通学生の通学費の補助金ということでの質問であります。

私の思い違いでなければ、その質問に関してはした覚えがありません。私じゃなかった別の議員さんだったろうというふうに思っております。その上で今、対象者は4キロ以上の通学生が対象になるということを、改めて担当課長のほうから聞きましたけれども、ちょうど私が中学校1年生、それから本田議員が3年生という統合中学、新しい甲佐中学校ができた折に、その制度が活用されたというふうに思っております。非常にそれからしま

すと、もう随分何十年という期間が過ぎておりますけれども、これが対象者関係なく通学生全員にということになりますと、これもまた非常に大きな問題だなというふうにも考えるところでもあります。今、佐野議員の質問にもありましたけれども、非常に震災あとの対応ということで基金の目減りも非常に大きくて、既に実施しておる事業についても、それから震災復旧、復興についても、非常にこれは精査が必要だということも述べてきたところでもあります。そういう中で、やはり行革もそうなんですけれども、これまでやってきた続けてきた事業についても、やはり再考した上でどうするかということ、やっぱり判断する時期もきているのかなというふうに思いますんで、全体的な考えの中でのこの通学助成をですね、どうするかといった観点から検討させていただきなうらというふうに思いますんで、よろしくをお願いします。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

19ページから24ページです。19ページから24ページ、公債費までです。

何かありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、歳入は、全部について質疑をお願いします。

歳入については、全部についてを質疑お願いをします。10ページから12ページです。

歳入については、10ページから12ページまでです。ありませんか。

ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 最後に、本予算全部について質疑をお願いします。

本田議員。

○11番（本田 新君） 本予算そのものではありません。

最近、私がちょっと思っところで質問させていただきたいと思います。お許しいただいて。

情報公開のことです。昨今、新聞とかテレビなんかは相撲協会のことが問題になっていて、あれ情報公開しないから、何だかんだわからんくて問題が広がるとし、今でこそ国の森友問題ですか、あれも最初、財務省がはっきり情報公開しないからよくわからんようなことになつとる。やっぱり情報公開というのは、非常に私は必要なことだろうというふうに思います。

そこで町長並びに議長にお願いをしたいのは、やっぱり交際費ですね、これはやっぱり何に使ったのか、どういう目的までは、何に為に使ったことまでは考えがあるだろうから、そこまでは問い正しませんけれども、これはやっぱり情報公開すべきじゃないかなというふうなことが、私は必要なのではないかなというふうに思います。ぜひともですね、議長並びに町長におかれましてはですね、交際費という、これはある意味では趣旨からいけばですね、匿名というか匿名というかな、する必要もあるのかもしれないけれども、やはり、どうしてもやっぱり私はね、情報公開をするべきじゃないかなというふうに思いますので、改めてこういう場であれですけれども、質問をさせていただきたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 町長交際費については、ほとんどというか、全てとっていいぐらいなんですけれども、会議費の会費とか、それから交流会での会費、そういったことに使わせていただいているというようなことであります。また、いろんな各地域の団体からのご案内もありますし、そういうときに会費程度を持参するというようなことで、対応させていただいております。ちなみに、実績が今手元に資料が参りましたのでお答えしますと、平成27年度が69万9,872円、それから28年度が、これは多分地震の関係とかで、出ていく機会が多かったということだろうと思いますけれども、132万9,930円というような実績が出ております。そういうようなことで、オープンにすることは特に私自身も何も異議はございませんし、あと、その時期を来年早々からやるのか、それから来年度からやるのかということで、今ちょうど考えとったところでありまして、そういった判断で、情報公開の一端として、町民の皆様方にもお示しをするということでやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） 6ページですね、債務負担行為、第3表の債務負担行為の、このふるさと甲佐応援寄附金運営業務委託料と書いてありますね。これは昨日の私の一般質問の中でも、総務課長がご答弁いただいたことでございますけどですよ、運営をですよ、業務を委託するわけですね、だから委託の方法、それと委託業者ですね、あたりは今から決めていかれることだろうと思いますけれど、どのような業者を考えてコンサルを考えておられるか。業務内容あたりも教えていただきたいと思っております。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） ふるさと応援寄附金についての業者委託の内容ということで、現在、本年度から導入いたしました全国ポータルサイトへの加入とヤフー公金決済につきまして、現在1社で行っておりますけれども、ポータルサイトへの加入を、もう1社増やしたいということで考えております。その増やすことによりまして、サイト業者と協力いたしまして、商品ページの作成でありますとか商品の見せ方の提案、店舗マーケティング、それと返礼品の甲佐町での業者さんとタイアップいたしまして、新たな商品開発、それとPRを行ってもらいたいということで考えております。業者さんにつきましては、インターネット等でもありますように、例えば楽天市場とかそういうようなところが考えられるのではないかなというふうに考えております。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） その委託した業者の業務内容は。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午後2時37分

再開 午後2時38分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 業者の内容につきましては、先ほど言いましたように、商品開発それとサイトのページ作成について、通販等を専門とした業者に委託をしたいというふうなことで考えております。

それと、その対応事務でございますけれども、寄附者への対応事務、受け付けでありますとか商品の発送とか受領等、そういうものについての業務について、業者のほうで行っていただきたいということでございます。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） それに500万円、債務負担行為を起こすということですね、そういうことでしょうか。

ただですね、私も昨日いろいろ、また言うかいと、ふるさと納税のことを言うかいと思われるかもしれんけどですね、やはり財政事情を考えた中で、平成35年だったかな、財調あたりが2億5,000万円、試算での状況の中です、いかにそのふるさと納税あたりを増やして、少しでも甲佐町の財政にですね、貢献できればという思いで質問したわけございまして、やっぱり、この業者あたりに委託するよりですよ、総務課長以下こったけのスタッフがおられる中ですね、知恵は出らんもんでしょうかね、この500万円、500万円使えばですよ、500万円ふるさと納税もらうというのは大変ですよ。だから4,500万円を目標にしとらるる、しとらるるけどですよ、その結果が出らん可能性も私はあると思うですよ。だけい自分たちでやるべきことを精いっぱいやってほしいね、いろいろアイデアはあつと思うですよ。何かそういう方向は考えられましたかね。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 今回、債務負担行為のほうで、500万円委託料で組んでおりますのは、今回、考えておる委託につきましては、一応、寄附額に対する歩合といいますか、寄附額に対する何パーセントで、委託料を払うというようなことで考えております。寄附額が集まらなくなりますと、その寄附額総額が上がりませんので委託料は500万円にはならず、例えば100万円ですとか200万円とかというようなことになろうかと思っております。そういったことで、業者のほうの、民間でのそういう商品の見せ方ですとかPRとか、そういったところのですね、民間のノウハウを活用したいというようなところで、今回出したところでございます。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） 町長が、くどかと思わんでくださいね。やっぱり、その商品開発、それと楽天もあがったですね、楽天あたりはほしい、今は生命保険とかそういうことまで手出してほしい、ああいうところは自分たちの利益になることしかせんわけですよ。私は、それならですね、結果はついてこんと見とるわけですよ、私は。ただ、この500万円をですよ投じるならほしいね、じゃ契約書にですよ、実績に応じて、ふるさと

納税の4,500万円出た場合にはいくら払うとですか。500万円は払わんとでしよう、商品開発もあるから。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） それじゃ、ただいままでの質問に対してお答えしたいと思いません。

ふるさと納税のPRの仕方等もいろいろありますけれども、本町の場合は、ふるさとチョイスという一つのポータルサイトだったわけなんです。以前はこのクレジット決済ができるようなシステムには、うちの場合はなっていなかったです。なぜかということいろいろ調べるとですね、やはり今、最近は全部ネット決済で、クレジットカードを使ったところで、このふるさと納税のを使われるようなことが多くなっています。窓口が一つよりも二つのほうがいいと、実際のところ山都においても郡内ではですね、ふるさとチョイス以外に楽天を使われているということでもありますので、ぜひじゃ甲佐町もこの点を見習ってやっていこうというようなことが、部局内の中でも話が出ましてですね、それを予算化したということでもあります。確かに未知数のところもありますけれども、既にヤマトあたりの結果も出ておりますし、あとはそれをしながら中身の商品の充実についても、これについてはですね、やはり執行部内で、担当課含めたところでいろいろ研究の余地があるかと思えますので、その辺は十分ご指摘のとおりですね、研究、検討を重ねながら、山都に負けないとまでは言いませんけれども、近づくようなことで頑張っていきたいというふうに思います。やはり自主財源としたことから考えたときには、これは言うならば、もうゴルフ場利用税とも余り変わらないような金額にもなります。ということでもありますので、一生懸命取り組みたいと思います。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） 町長が決意を述べられました。総務課長以下ですね、やはり総務課だけでなくしてですね、全課挙げてですね、いろいろアイデアあたりも出していただいでですね、まず平成30年度4,500万円、目標設定されておりますので、平成31年度はまたどうとかですね、前向きな目標を立てて、頑張ってくださいことをお願いしておきます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 財政問題もですね、出てきましたので、ふるさと納税ですね、最近、町に対して増額があるということで大変喜ばしいことだと思いますし、そのことと言えばですね、利用料金にも関することではありますが、やはり宣伝媒体についてはですね、やっぱり広く持ったほうが私はいいかと思います。それはもちろん料金にも関することですが、どなたも今もう携帯はほとんどスマホだと思んですが、こういうようなフェイスブックとかなんかにですね、私は頼みませんが、やっぱり広告として載ってきます。ふるさと納税の商品がですね、どうしてもそれは目に入りますので、やっぱり、それを利用される方はですね、情報として入っていくのかというふうに思いますし、また、その中には、それでもって利用される方もですね、出てくる可能性はあると思います。

それと、自治体は企業ではありませんが、やはり財政として自主財源をですね、やっぱり皆さん考えていらっしゃるんですけども、やはり甲佐町もですね、そういった点ではふるさと納税とか、ほかに収入というかですね、財源の道はないかとかいうふうなことはですね、許される範囲では考えていいのかなど。最近では、やはりホームページですね、自治体のホームページに広告をですね、載せている自治体がだんだん増えてきています。そういったものも定期的に入る収入でありますし、許される範囲の広告をですね、私はあげてもいいのかなど。そういったところでは、甲佐町の場合はホームページに広告は載っていませんけど、私は載せていいかというふうに、そういったことの研究も必要じゃないかというふうに思います。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 町長。

○町長（奥名克美君） 以前、佐野議員のほうから、ホームページの確か義援金のことで、ホームページをもうちょっと大々的に、字も大きくして載せるべきだというお話を聞いたんで、早速それは取り組ませていただきました。ただいまのお話についても、相共通するところもありますし、知っているところで町の封筒、大きな封筒、それに企業からのPRの広告を載せたりとか、そういった例も目にしたことがありますし、ホームページの活用の中で、ただいまのお話のようなこともできるのであれば、研究の価値はあるというふうに思いますので、検討させてください。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

本予算全部について質疑を伺っております。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

○11番（本田 新君） 議案第39号、平成29年度甲佐町一般会計補正予算であります。

今回、5億1,000万円を追加補正されております。トータルの125億円ということで、大変大きな数字になっておりますけれども、それが我が町の復興・復旧への予算であるというふうに認識しております。この予算をもってですね、我が町がさらに復旧・復興が加速されることをですね、期待いたし、また、職員の皆さん方もね、さらに頑張ってやっていただきたいことを祈念し、本案に賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第39号「平成29年度甲佐町一般会計補正予算（第5号）」について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第40号 平成29年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（緒方哲哉君） 日程第8、議案第40号「平成29年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（本田克典君） 議案第40号についてご説明申し上げます。

議案第40号「平成29年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

平成29年度甲佐町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億3,099万円とするものです。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。平成29年12月8日提出。町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。歳入です。款10繰入金に13万6,000円を追加し、1億5,786万6,000円としております。1の一般会計繰入金です。歳入合計。補正前の額21億3,085万4,000円に13万6,000円を追加し、21億3,099万円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。款1総務費に47万3,000円を追加し、4,253万4,000円としております。1の総務管理費、2の徴税费です。款2保険給付費に1億1,096万7,000円を追加し、12億6,967万2,000円としております。1の療養諸費、2の高額療養費です。款3後期高齢者支援費等については、予算科目の組みかえを行って0円としております。1の後期高齢者支援費等です。款6介護納付金につきましては、予算科目の組み換えを行って0円としております。1の介護納付金です。款8保険事業費から20万7,000円を減額し、1,519万3,000円としております。2の特定健康診査等事業費です。款12予備費から1億1,109万7,000円を減額し、9,518万6,000円としております。1の予備費です。

歳出合計、補正前の額21億3,085万4,000円に13万6,000円を追加し、21億3,099万円としております。

今回の補正の主なものにつきましては、歳入では、来年度からの県への移行のための準備のための時間外勤務手当の増額分を、一般会計から繰り入れを行うための増額でござい

ます。

また、歳出では、医療機関の窓口での一部負担金免除が、本年9月まで延長されたことに伴いまして、保険給付費支給額が増額したためでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

質疑については、本予算全部についてをお願いいたします。

何か質疑ありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

中村議員。

○12番（中村幸男君） 議案第40号「平成29年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」につきましてはどうですか、いよいよ平成30年度より、この制度が県に移行します。そういうためにもどうですか、県の資料、1月中旬ぐらいには内容が出てくると思いますので、県からの資料が着いたらどうですか、私たち議会のほうにもどうですか、詳しい説明をしていただくことをお願いしてどうですか、本予算に対して賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第40号「平成29年度甲佐町国民健康保険特別会計補正（第3号）」について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午後2時55分

再開 午後3時05分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

住民生活課長から、説明における訂正の申し出がっておりますので、これを許します。

住民生活課長。

○住民生活課長（本田克典君） 先ほど説明いたしました、国保特別会計補正予算の歳出の説明で、款3後期高齢者支援費等、また、款6介護納付金について、予算科目の組み

換えと申しましたが、正しくは、財源内訳変更でございます。おわびして訂正いたします。

日程第9 議案第41号 平成29年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（緒方哲哉君） 引き続きまして、日程第9、議案第41号「平成29年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それでは、議案第41号についてご説明申し上げます。

議案第41号「平成29年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

平成29年度甲佐町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,470万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億6,557万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。債務負担行為、第2条 地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。平成29年12月8日提出。町長名でございます。

2 ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。歳入です。款4 支払基金交付金に1,895万4,000円を追加して、4億702万6,000円としております。1の支払基金交付金です。款5 国庫支出金に2,174万8,000円を追加して、4億480万6,000円としております。1の国庫負担金、2の国庫補助金です。款6 県支出金に705万9,000円を追加して、2億1,051万4,000円としております。1の県負担金、3の県補助金です。款8 繰入金に694万7,000円を追加して、2億4,733万4,000円としております。1の一般会計繰入金です。歳入合計、補正前の額15億1,086万4,000円に5,470万8,000円を追加して、15億6,557万2,000円としております。

3 ページをお願いいたします。

歳出です。款1 総務費から140万3,000円を減額して、4,352万4,000円としております。1の総務管理費、3の運営協議会費です。款2 保険給付費に6,441万7,000円を追加して、14億963万4,000円としております。1の介護サービス等諸費です。款4 地域支援事業費に409万円を追加して、6,654万6,000円としております。1の包括的支援事業任意事業費、2の介護予防生活支援サービス事業費です。款8 予備費から1,239万6,000円を減額して、752万8,000円としております。1の予備費です。歳出合計、補正前の額15億1,086万4,000円に5,470万8,000円を追加して、15億6,557万2,000円としております。

4 ページをお願いいたします。

「第2表 債務負担行為」です。事項は、通所型サービスC事業、期間は、平成30年度、限度額は324万円です。

今回の補正の主なものにつきましては、居宅介護や地域密着型介護サービスの利用増などに伴う保険給付費の補正となっております。また、債務負担行為については、総合保健福祉センターで行っております、はつらつりハビリ教室に係るものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） それでは、これより質疑を行います。

質疑につきましては、本予算全部についてをお願いいたします。

何か質疑ありませんか。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 4ページですね、債務負担行為で、通所型サービスC事業とありますが、これはどんな事業でしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） お答えいたします。

要支援1、要支援2及び事業対象者、チェックリストの該当者をいいますけれども、ここで主に運動機能、機能低下者を対象に、当センターの多目的ホールやフィットネスセンターにおきまして、短期集中的に4カ月間運動機能、機能向上のプログラムや生活機能評価等を、甲佐りハさんへ委託して実施をしている事業でございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮川議員。

○7番（宮川安明君） 議案第41号「平成29年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）」でございますが、課長の説明でございましたように、利用者増による補正でございますので、本案に何ら異議なく賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第41号「平成29年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）」について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 報告第42号 平成29年度甲佐町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（緒方哲哉君） 日程第10、議案第42号「平成29年度甲佐町水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） それでは、議案第42号についてご説明申し上げます。

議案第42号「平成29年度甲佐町水道事業会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

総則第1条 平成29年度甲佐町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものとしたします。

収益的収入及び支出、第2条 平成29年度甲佐町水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正いたします。

以下、科目既決予定額、補正予定額、計の順で説明させていただきます。

収入です。第1款第1項営業収益既決予定額1億3,519万9,000円に301万円を追加し、1億3,820万9,000円としております。

支出です。第1款第1項営業費用既決予定額1億2,620万2,000円に231万9,000円を追加し、1億2,852万1,000円としております。第4項予備費既決予定額553万7,000円に69万1,000円を追加し、622万8,000円としております。

次のページをお願いします。

資本的支出、第3条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を、次のとおり補正いたします。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,067万4,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額656万円、過年度分損益勘定留保資金5,411万4,000円で補填するものとしたします。

支出です。第1款第1項建設改良費既決予定額8,156万2,000円に700万円を追加し、8,856万2,000円としております。議会の議決を経なければ流用することができない経費、第4条 予算第7条で定めた金額を、次のとおり補正いたします。第1号 職員給与費既決予定額2,498万6,000円に108万6,000円を追加し、2,607万2,000円としております。平成29年12月8日提出。町長名でございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑につきましては、本予算全部についてをお願いいたします。

何か質疑ありませんか。本予算全部についての質疑を伺っております。

本田議員。

○11番（本田 新君） 最後のページ、7ページに700万円の改良工事のことが出ております。私も水道運営委員しておりますので、それでわかっておりますけれども、皆さん方

に説明するという意味でお答え願いたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 建設改良費の700万円のご説明をさせていただきます。

水道事業運営委員会にご報告はまだしておらないところで、申し訳ないでございますが、今月開催します運営委員会で説明させていただく予定としております。

田口橋の復旧工事に伴いまして、仮設管を設置するために、700万円の補正をお願いしております。田口橋の管につきましては、第三配水池から下乙女方面に対して配水するための重要な役割を担っておりまして、どうしても仮設管が必要ということで、今回、補正をお願いしているところでございます。

○議長（緒方哲哉君） 本田議員。

○11番（本田 新君） 私の勘違いでございました。

それでは、もう一点、災害復旧、いわゆる地震からの復旧という意味での予算は、もうほぼ出そろったのですか、水道会計としては出そろったのでしょうか。そういう点については、何かあるならばまたお教え願いたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 災害復旧につきましては、平成28年度から繰り越しさせていただいた工事で全て完了いたしまして、現在のところ、もう残っていないという状況でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

○11番（本田 新君） 議案第42号「平成29年度甲佐町水道事業会計補正予算（第1号）」ではありますが、何ら異議なく賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第42号「平成29年度甲佐町水道事業会計補正予算（第1号）」について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 発議第2号 道路事業予算の総額確保等に関する意見書について

○議長（緒方哲哉君） 日程第11、発議第2号「道路事業予算の総額確保等に関する意見書について」を議題とします。

事務局長をして朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（福島明広君） 朗読いたします。

発議第2号「道路事業予算の総額確保等に関する意見書について」。

地方自治法第99条及び第112条の規定により、意見書を別紙のとおり提出する。平成29年12月12日提出。提出者 甲佐町議会議員 中村幸男、甲佐町議会議員 本田新。甲佐町議会議員 緒方哲哉様

2枚目をお願いします。

道路事業予算の総額確保等に関する意見書。

甲佐町は、熊本県の中央に位置し、町の中心を南北に国道443号線が走り、それを幹として主要地方道の小川嘉島線、宇土甲佐線、一般県道の甲佐小川線、嘉島甲佐線、御船甲佐線など、県道8路線が町内外各地域を結んでいる。また、町道も1級、2級、その他の町道と合わせて162路線を有しており、住民の生活道路として大事な社会資本であるとともに、物流はもちろん、人の流れも触発する地域経済の根幹となっている。しかしながら、未改良・未整備区間も多く、非常に危険な箇所もある。地域住民はもとより、地域間を行きかう日々の生活に多大な支障を来しているため、安全で安心な町づくりを進める道路網の整備は急務であり、今後も改良促進を図る必要がある。

このため国におかれては、必要な道路を計画的に整備し、国民の安心・安全を確保するために必要な道路事業予算の総額を、安定的かつ十分に確保するとともに、大型補正予算の編成を早急に検討するよう強く要望する。

併せて、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律、「以下、道路財特法という」の規定により、交付金事業の補助率等がかさ上げされている措置については、平成29年度までの時限措置となっており、このままでは自主財源の乏しい地方自治体にとって致命的な問題となる。

よって、国におかれては、道路財特法の補助率等のかさ上げ措置については、平成30年度以降も引き続き継続するよう強く要望するとともに、地域の財政状況を考慮した措置をとられるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成29年12月12日、熊本県甲佐町議会。衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 伊達忠一殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、財務大臣 麻生太郎殿、国土交通大臣 石井啓一殿。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 提出者の説明を求めます。

12番、中村幸男議員。

○12番（中村幸男君） 発議第2号「道路事業予算の総額確保等に関する意見書につい

て」説明いたします。

この意見書については、ただいま事務局長が朗読したとおりでございます。

本町の道路網の整備につきましては、安全で安心な町づくりや町の活性化の上でも、改良に促進していく必要があります。昨年の熊本地震による復旧・復興に多額の財源を要しており、今回の補助率のかさ上げ継続は、町の財政にも深くかかわることにもなります。また、この補助率かさ上げの継続に関し、先に今年5月、甲佐町長名で、県を通して国へ要望書の提出がなされております。このような状況を踏まえ、この意見書を提出したいと考えます。

どうぞ、議員各位におかれましては、賢明なるご判断をいただきますようお願い申し上げます。説明に終わらせていただきます。

○議長（緒方哲哉君） ありがとうございます。

提出者の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

本田議員。

○11番（本田 新君） 担当課長に聞きます。

本年、この国への要望した中で、国の予算がつかないから減額補正をしたというを、ちょっと聞いておりますけれども、その総額は大体どれくらい減額補正をしているのか。その点を数字としてわかるなら教えてください。大体でいいです。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午後3時29分

再開 午後3時30分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） 今回の補正に関する、道路全体の減額補正額につきましては、道路全体です、予算ベースで申し上げたいと思います。4億5,600万円ほど国のほうには要望をしております。それで交付決定がなされたのが2億2,978万2,000円となっており、約50%ぐらいの配分率となっております。

先ほどのですね、今回の5%のかさ上げ要望につきましては、本来、社会資本整備交付金の基礎の部分にかかわる交付税率55%が、今年度までで切れるということで、5%のかさ上げ措置が来年度から削除されるということで、その継続に対する要望案が今回の5%ということになります。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

宮川議員。

○7番（宮川安明君） 確認ですけど、55%が50%に来年からなるちゅうことでしょう。それで5%、そういう理解でいいですか。55%だったのが、決定はしてないけれど、そこを5%の問題ですよと。わかりました。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮川議員。

○7番（宮川安明君） 道路事業予算の総額確保に関する意見書についてでございますが、説明のとおり、5月にも町長のほうからは提出してあるということで、議会としても12月になってしましまして、ちょっと遅かりし感があるところでございますけれども、本意見書の提出につきましては賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、発議第2号「道路事業予算の総額確保等に関する意見書について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議員行政視察研修の報告について

○議長（緒方哲哉君） 日程第12、議員視察研修の報告についてを議題とします。

この報告については、議席に配付のとおりですので朗読を省略いたします。

以上で、議員行政視察研修の報告を終わります。

日程第13 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

日程第14 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

○議長（緒方哲哉君） 日程第13「総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」、日程第14「産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」、以上の2件については、一括議題といたします。

お手元に配付のとおり、総務文教、産業厚生の中の二つの常任委員会から、閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。

ただいまの二つの常任委員会からの申し出については、申出書のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会からの申し出については、申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第15 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

○議長（緒方哲哉君） 日程第15「議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」を議題とします。

お手元に配付のとおり、議会運営委員会から、閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。

申出書のとおり、閉会中の継続審査にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会からの申し出については、申出書のとおり閉会中の継続審査にすることに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これで会議を閉じます。

閉会前に当たり、町長よりご挨拶をお願いいたします。

○町長（奥名克美君） それでは、12月定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、12月8日から本日までの5日間にわたり、ご提案をいたしました案件につきまして、精力的にご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決をいただき、本日ここに閉会の運びになりましたことは、町政の執行に当たりご同慶に存するものであります。

ここにご議決をいただきました、平成29年度一般会計補正予算をはじめ各議案の成立によりまして、早期の災害復旧に努めるとともに、甲佐町震災復興計画により、総力を挙げて本町の復興と町民の皆様の生活再建に取り組んでまいります。また、今議会でご指摘並びにご提案をいただきました各事項につきましては、今後、町政運営に十分反映をさせ、住民サービスの向上に資する所存でございます。

今年も残すところ少なくなりましたが、これから寒さも一段と厳しくなってまいります。議員各位におかれましては、健康に十分ご留意をいただき、新たな年をお迎えいただきますようご祈念を申し上げますとともに、今後とも町政発展のため特段のご協力とご指導をいただきますようお願いを申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（緒方哲哉君） それでは、本定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

す。

本定例会は、8日に開会、本日12日までの5日間にわたり、多数の重要案件を終始熱心に審議され、本日ここに全て議了し、無事に閉会の運びとなりましたことは、議員各位とともにまことにご同慶にたえません。ここに今会期中における議員並びに執行部各位のご協力に対し、深く感謝を申し上げます。なお、町執行部におかれましては、審議の過程において表明された議員各位の意見並びに要望等を十分に尊重していただきますよう、節に要望するものでもあります。

最後に、皆様にはくれぐれも健康にご留意をいただき、輝かしい新年をお迎えいただきますことをお祈り申し上げ、平成29年第4回甲佐町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

閉会 午後3時39分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

甲佐町議会議長

甲佐町議会議員

甲佐町議会議員

甲 佐 町 議 会 会 議 録
平 成 2 9 年 第 4 回 定 例 会

平 成 2 9 年 1 2 月 発 行

発 行 人 甲 佐 町 議 会 議 長 緒 方 哲 哉
編 集 人 甲 佐 町 議 会 事 務 局 長 福 島 明 広
作 成 株式会社インターナショナル総合研究所 Tel (075) 924-2582

甲 佐 町 議 会 事 務 局

〒861-4696 上益城郡甲佐町大字豊内 719-4
電話 (096) 234-1198